

# 浜名湖水辺整備基本計画

## (案)

令和7年2月

浜名湖水辺整備推進協議会



## 目次

1. はじめに .....	1
1.1 計画策定の背景と目的 .....	1
1.2 「浜名湖水辺整備基本計画」とは（計画の位置付け） .....	1
1.3 本計画の活用について .....	1
1.4 計画の対象範囲 .....	2
2. 浜名湖の概要 .....	3
3. 浜名湖の水辺空間の現状と課題 .....	11
3.1 防護に関する現状と課題 .....	11
3.2 水辺利用に関する現状と課題 .....	16
3.3 水辺環境に関する現状と課題 .....	21
4. 水辺空間の整備に関する基本的な方針（整備の方向性） .....	23
4.1 水辺空間の整備に関する基本理念 .....	23
4.2 水辺空間の整備に関する基本的な方針 .....	23
4.3 湖岸の防護目標 .....	24
4.4 水辺空間の整備における役割分担 .....	26
4.5 湖岸堤の維持管理 .....	26
5. 浜名湖の魅力向上や地域の活性化につながる構想や取組 .....	27
5.1 構想 .....	28
5.2 浜名湖周辺に係る取組 .....	31
5.3 浜名湖の湖内と湖岸に係る取組 .....	33
5.4 拠点整備に係る取組 .....	36
5.5 環境などの保全に係る取組 .....	38
6. エリア別整備構想（整備のイメージ） .....	39
6.1 エリア区分 .....	39
6.2 湖岸堤の整備イメージ .....	41

6.3 湖岸堤の整備の進め方に関する考え方 .....	42
6.4 湖岸堤の整備にあたる利用・環境への配慮事項.....	43
6.5 各エリアの実状と水辺空間の整備にあたる配慮事項 .....	45

## 巻末

浜名湖の魅力向上や地域の活性化につながると考えられる取組事例

浜名湖における関係法令

関連計画

浜名湖湖岸堤整備・維持管理マニュアル Ver1.0

# 1. はじめに

## 1.1 計画策定の背景と目的

浜名湖沿岸に設置されている湖岸堤<sup>(※)</sup>は、全周約120kmのうち約5割（約55km）の区間で想定される高潮や津波に対して高さが不足しているとともに、民間所有の区間に中心に老朽化が進行している。また、気候変動に伴う台風の大型化や切迫性が高まっている南海トラフ巨大地震による津波などといった災害リスクの増大に伴い、高潮や津波による被害から地域を守るという防護の観点から湖岸堤整備の必要性は一層高まっている。

一方、浜名湖においては古くから観光、マリンスポーツ、漁業など様々な形で水辺が利用されるとともに景勝地として親しまれ、利用や環境に関する様々な計画が策定され各計画に基づく施策や事業が各機関により実施されている。

このため、関係者（地域住民・行政）が浜名湖における水辺空間の今後の整備のあり方（防護水準、構造、利用・環境面の配慮事項、整備の進め方）について共通認識を持って進めていくことが求められており、この共通認識に基づく防護・利用・環境これら3つの調和のとれた水辺空間の整備を進めることができるよう、本計画を策定するものである。

（※）本計画における湖岸堤の定義：浜名湖の周囲に設けられる堤防（護岸を含む）の部分を湖岸堤という。

## 1.2 「浜名湖水辺整備基本計画」とは（計画の位置付け）

本計画は、防護・利用・環境の調和のとれた水辺空間の整備に向け、浜名湖に関する各種計画や施策との調整・整合を図った上で、浜名湖の多彩な魅力や資源を生かした地域の活性化につながる整備のあり方や整備の進め方などを定めるマスタープラン（基本計画）である。

## 1.3 本計画の活用について

本計画は、湖岸堤をはじめ水辺空間の整備にあたっての留意事項を共有するものであり、各事業実施主体は本計画を拠り所として事業計画を策定し、水辺空間の整備を進めていくことに活用していく。

このことにより、事業実施主体が異なる場合でも浜名湖全体で防護・利用・環境の観点から整合のとれた整備を進めることができるようになる。

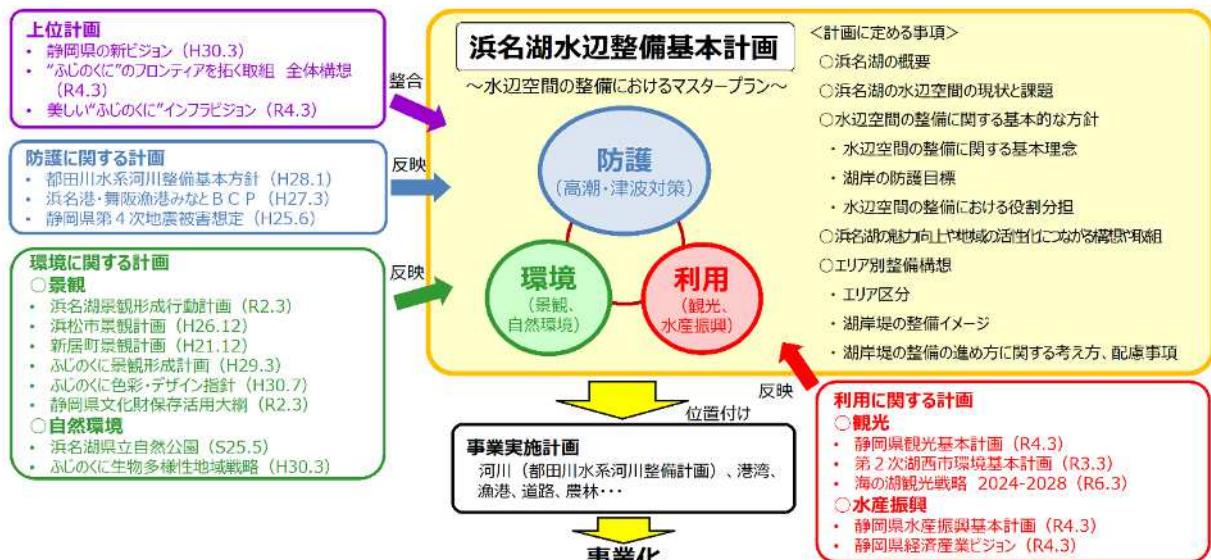


図 1.1 浜名湖水辺整備基本計画と関連事業・計画の位置付け

## 1.4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲（本計画でいう水辺空間）は、高潮や津波から背後地を防護するために新設する湖岸堤の工事に必要な湖岸沿いの十数mの範囲を基本とする。

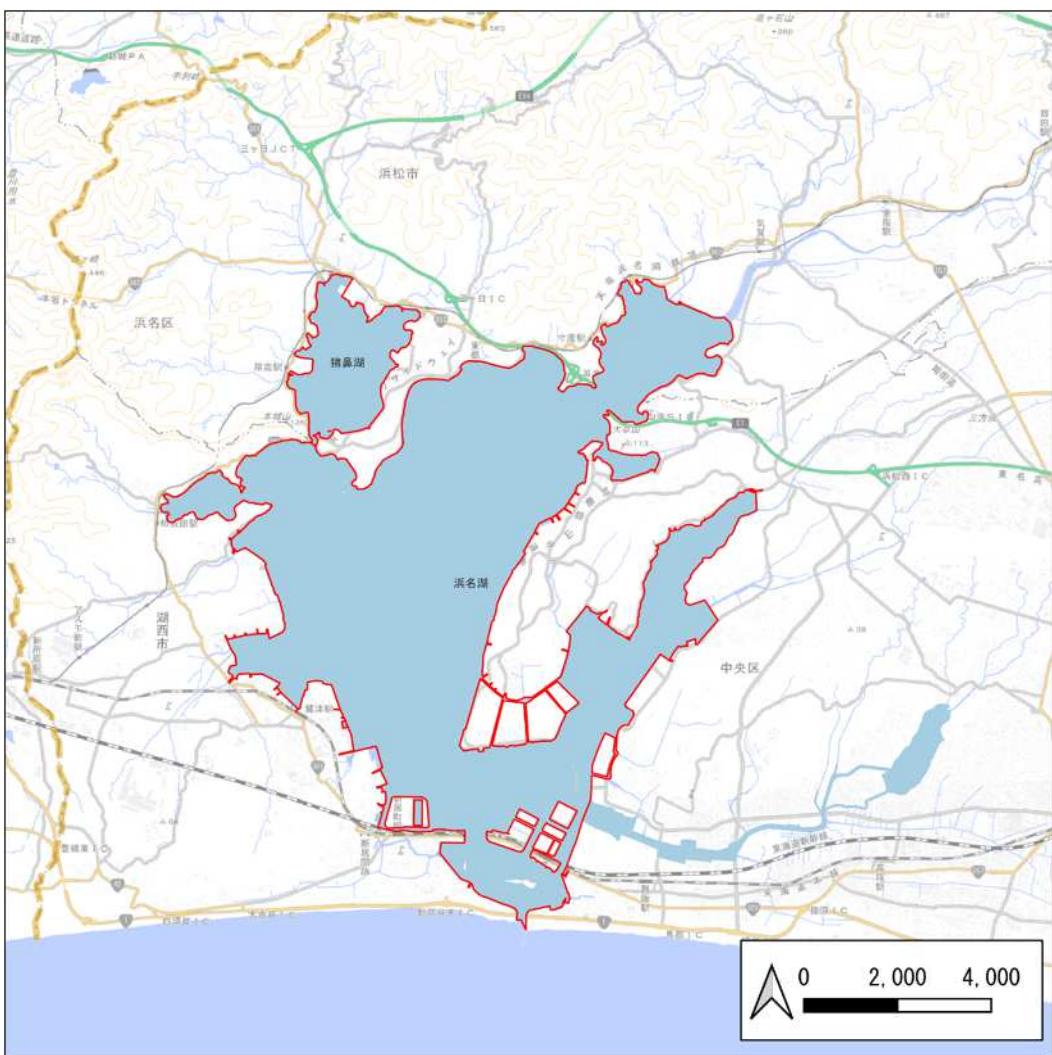


図 1.2 計画の対象範囲

## 2. 浜名湖の概要

### (1) 浜名湖の成り立ち

浜名湖は、猪鼻湖、引佐細江湖などと併せて面積が約 70km<sup>2</sup>で日本の太平洋側で最大の汽水湖である。支湖を伴う入り組んだ形状をしており、湖岸延長は約 120km に及び、景観に優れ、全域が県立自然公園に指定され湖北の一部の区域は県の名勝に指定されている。

浜名湖は天竜川からの漂砂が砂州となって湾の入口を塞いでできた海跡湖であることから湖の南部は水深 1 ~ 2 m と浅く、底質には広く砂が分布し、湖の北部では深さが増し底質には泥が広く分布している。また、今切口で遠州灘と繋がり潮汐の影響が浜名湖全域に及び、塩分濃度は汽水湖としては高くなっている。さらに、陸水の流入や外海からの津波・高潮に対する緩衝帶として重要な役割を果たしている。



奥浜名湖



館山寺



浜名湖サービスエリアからの景観



浜名大橋



舞阪町観光シンボルタワー



湖西連峰からの景観

出典：浜松・浜名湖だいすきネット ホームページ

図 2.1 浜名湖の概要

## (2) 氣候、地形、地質

### 1) 气候

浜名湖周辺の気候は年間を通じて温暖な気候条件であり、平均気温は17°C前後、年間降水量は2,000mm程度である。

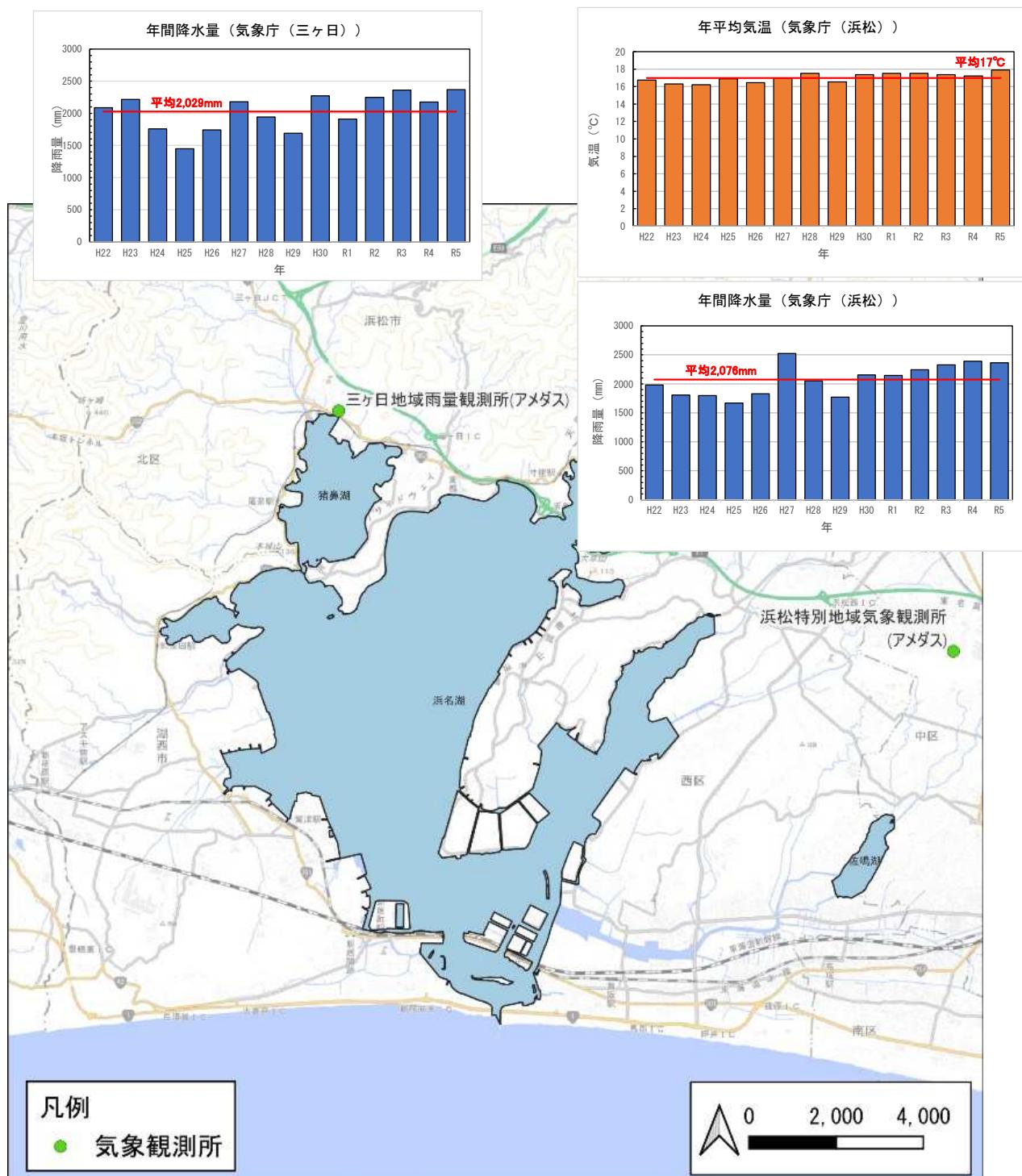
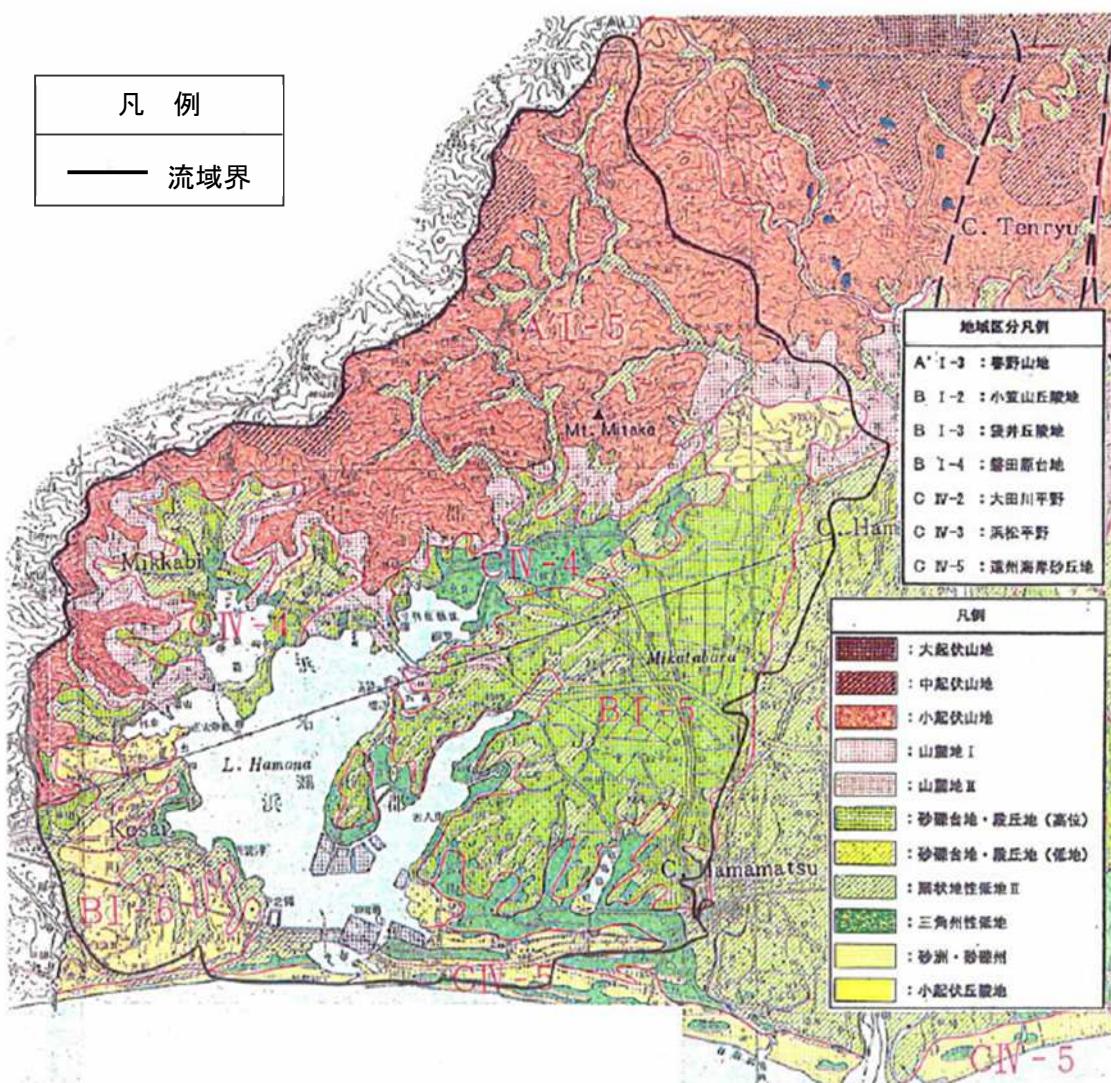


図 2.2 浜名湖周辺の気候

## 2) 地形

浜名湖を含む都田川流域は、遠州灘を底辺にして北の鳶ノ巣山（標高約 700m）を頂点に、東の三方原台地、西の湖西連峰をその範囲としている。北部山地は豊かな森林資源を有し、鳶ノ巣山を最高峰として浅間山、富幕山が連なっている。流域東部に位置する三方原台地は浜名湖までほぼ三角形に広がる砂礫台地で、かつての天竜川の扇状地性氾濫原がその後の地盤隆起により現在の地形が形成されたものである。一方、流域西部の湖西市付近の台地は侵食が進み丘陵地性地形を呈している。低地の遠州灘を形作る砂浜は、天竜川から供給された土砂が沿岸流によって運搬・堆積したものであり、浜名湖は明応地震（1498年）により今切口で遠州灘とつながった。

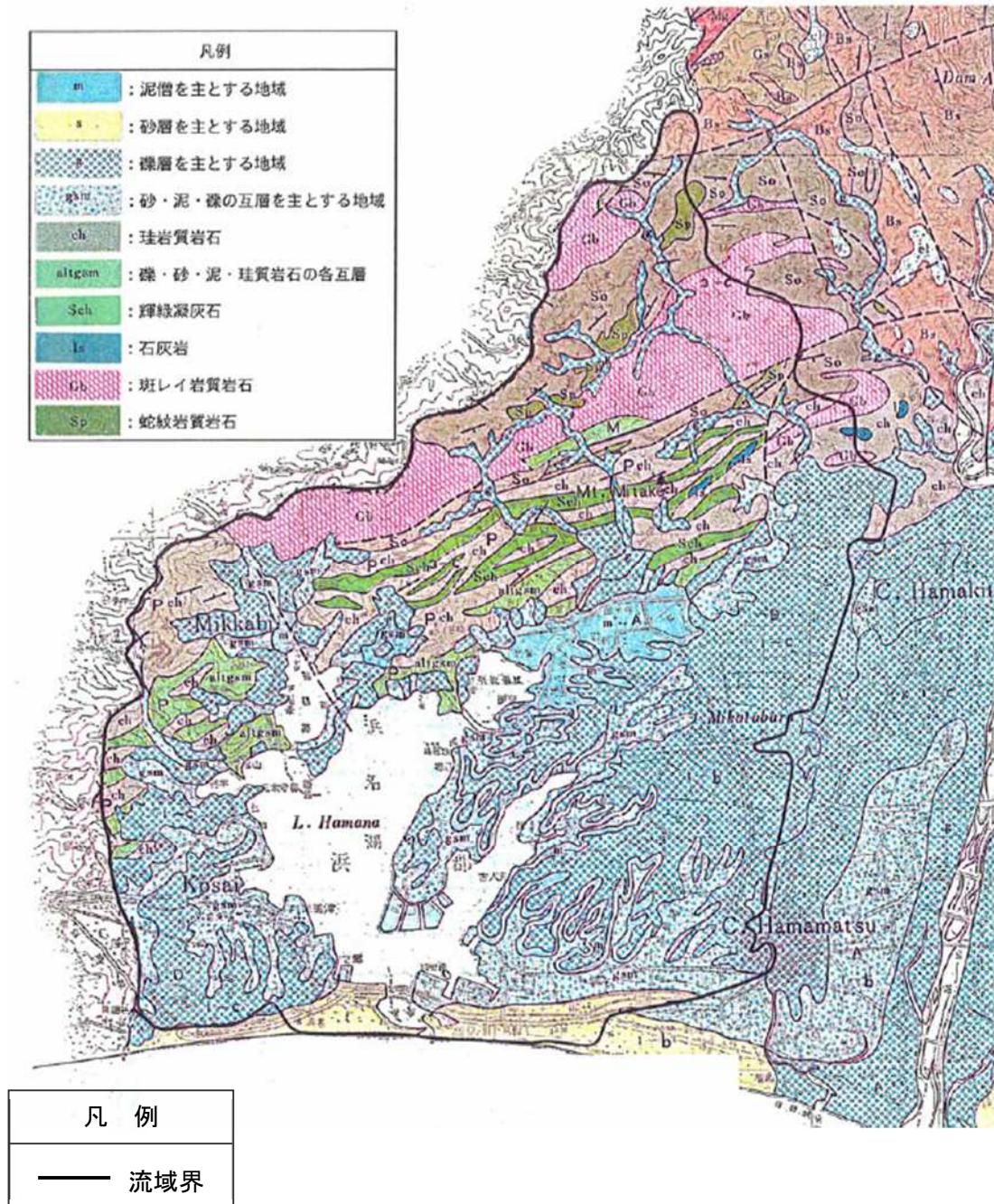


出典：「土地分類図（静岡県）監修：国土庁土地局国土調査課 発行：（財）日本地図センター」

図 2.3 浜名湖周辺（都田川流域）の地形分類図

### 3) 地質

浜名湖を含む都田川流域の地質は、河川沿い及び浜名湖周辺では礫・砂・シルト（泥）・粘土を主とする沖積層からなり、東部浜松市及び西部湖西市などでは礫層を主とする中生層や洪積層から形成されている。また、浜名湖北部地域の旧細江町・旧引佐町・旧三ヶ日町及び湖西市北部地域に広がる中・古生層は、中生代から古生代の造山運動によって形成された古い地層で、三波川變成岩類などからなっている。



出典：「土地分類図（静岡県）監修：国土庁土地局国土調査課 発行：（財）日本地図センター」

図 2.4 浜名湖周辺（都田川流域）の表層地質類図

### (3) 社会経済状況

#### 1) 人口・土地利用

浜名湖を含む都田川流域は、浜松市、湖西市の2市にまたがり、総人口は約82万人、総世帯数は約33万世帯（令和2年国勢調査）である。

流域の土地利用構成は、令和3年時点では森林が約24%、水田や畠地等の農地が約28%、宅地等の市街地が約24%、水面が22%、その他が約2%となっている。

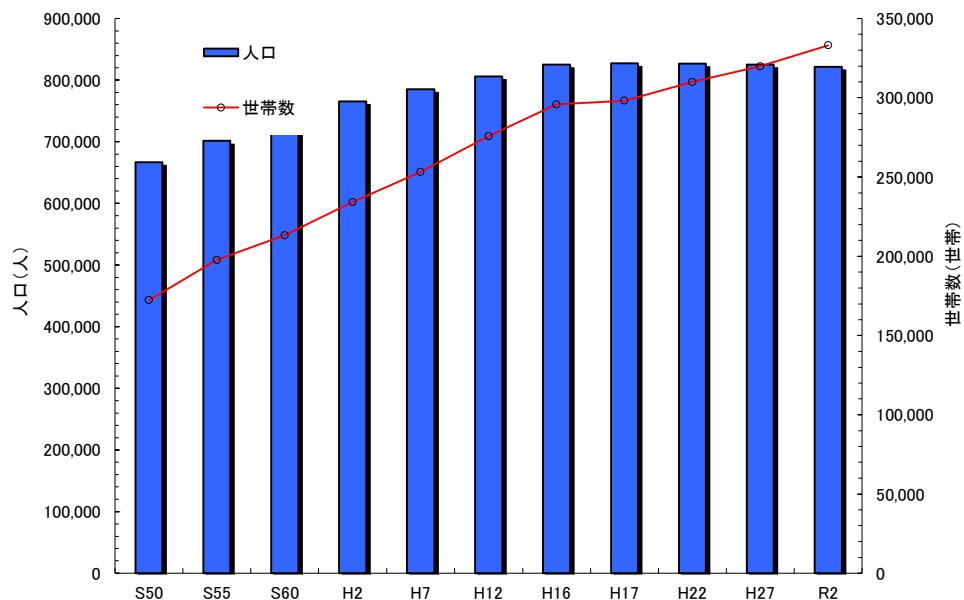


図2.5 浜松市・湖西市の総人口と総世帯数の推移

（関係市町の統計書より作成）

- 平成17年以前：浜松市、浜北市、細江町、引佐町、湖西市、新居町、三ヶ日町、雄踏町、舞阪町の合計
- 平成22年以降：浜松市（天竜区を除く）、湖西市の合計

#### R3年 土地利用の状況

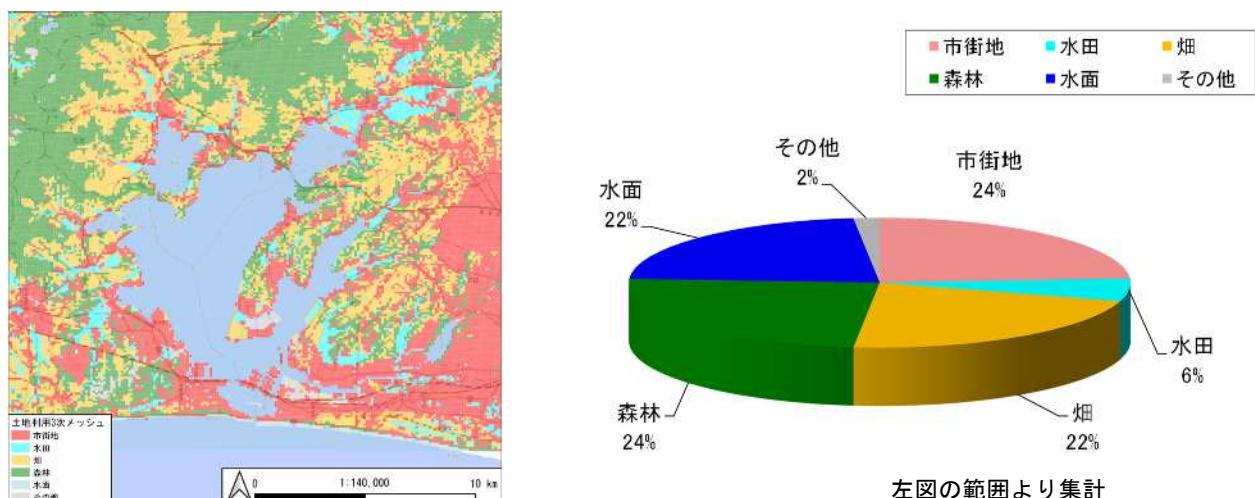


図2.6 土地利用状況（令和3年）

## 2) 交通

浜名湖周辺には東京圏と名古屋圏とを結ぶ東名高速道路をはじめ、JR 東海道新幹線、JR 東海道本線が通り、広域的な交通アクセスに恵まれている。

東西には国道 1 号をはじめ国道 362 号、南北には国道 301 号、国道 257 号が走り、周辺地域との交流を支える幹線道路網が整備されているほか、南北の広域幹線軸となる三遠南信自動車道と、我が国の東西軸の一層の強化を図る東名新東名連絡路、浜松いなさインターチェンジ東名高速道路との連絡道が開通している。また、浜松湖西豊橋道路の開通ならびに三ヶ日及び湖西へのインターチェンジの設置により周辺地域のさらなる発展が期待されている。

海上交通では、今切口は浜名湖と遠州灘が繋がる唯一の航路であり、県内外の漁船やプレジャーボート等が航行している。



図 2.7 浜名湖周辺の交通網

## 3) 産業

浜名湖周辺における産業については、第 1 次産業では米、野菜、みかん、花卉などの栽培、採貝漁業や養殖漁業が盛んである。特産品はウナギ、トラフグ、シラス、アサリなどの海の幸や、ガーベラ、お茶、三ヶ日みかんなどが挙げられる。

第2次産業では繊維、楽器、オートバイをはじめとする輸送用機械、金属、機械、光・電子関連機器、車載用電池などが主な工業である。

第3次産業では宿泊業やうなぎ専門店、海鮮などの飲食業に加え、サイクリング、散策、マリンスポーツ、釣り、トレッキングをはじめ、浜名湖湖岸のマリンレジャーや夏場に浜名湖周辺の各地で開催される花火大会などの観光レクリエーション産業が盛んである。

産業別就業者数は第3次産業が最も多く、第2次産業、第1次産業の順である。

第3次産業の就業者数は年々増加しており、昭和50年から令和2年において約11万6千人増加し、その増加率は第3次産業で1.8倍である。

一方で第1次産業では減少傾向にあり、昭和50年に比べて約6割の減少となっている。

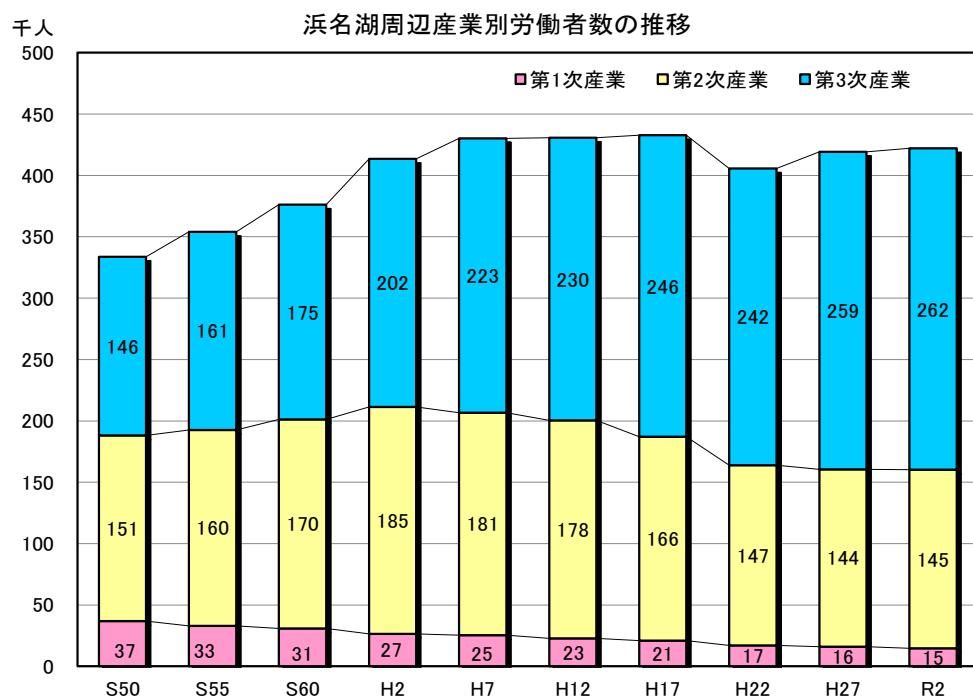


図 2.8 浜名湖周辺の産業別労働者数の推移

(関係市町の統計書より作成)

- 平成17年以前：浜松市、浜北市、細江町、引佐町、湖西市、新居町、三ヶ日町、雄踏町、舞阪町の合計
- 平成22年以降：浜松市（天竜区を除く）、湖西市の合計

#### 4) 歴史・文化

浜名湖は古く、滋賀県の琵琶湖と対比され、都に近い「近つ淡海」に対して「遠つ淡海」と呼ばれ、「遠江」との国名につながった。浜名湖の南と北を通過する官道が設けられ、南は東海道、北は後世、姫街道と呼ばれるようになる東西交通の要衝である。浜名湖北側は湖岸が入り組み変化に富んだ地形をしている。この浜名湖北側部分が昭和29年に県指定名勝となっている。平成26年には新たに「遠江八景」とおとうみはつけいが選定されるなど、古代から現代に至るまで名所である。

浜名湖周辺には古社寺・史跡の宝庫ともいえるほど古くからの文化遺産があり、祭りなどの伝統行事やそれに伴う芸能なども地域住民により大切に保存継承されている。

周辺の主な文化財としては、国の特別史跡に指定された新居関跡、重要文化財に指定された本興寺本堂、県の名勝に指定された長楽寺庭園、天然記念物に指定されたトキワマンサク北限群生地、浜松市の史跡に指定された佐久城跡、今切渡し舞坂渡船場、湖西市の無形民俗文化財に指定された八幡諏訪神社例大祭流鏑馬神事、二宮神社例大祭流鏑馬神事などが挙げられる。

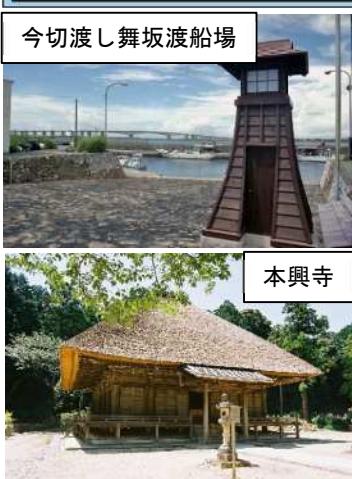
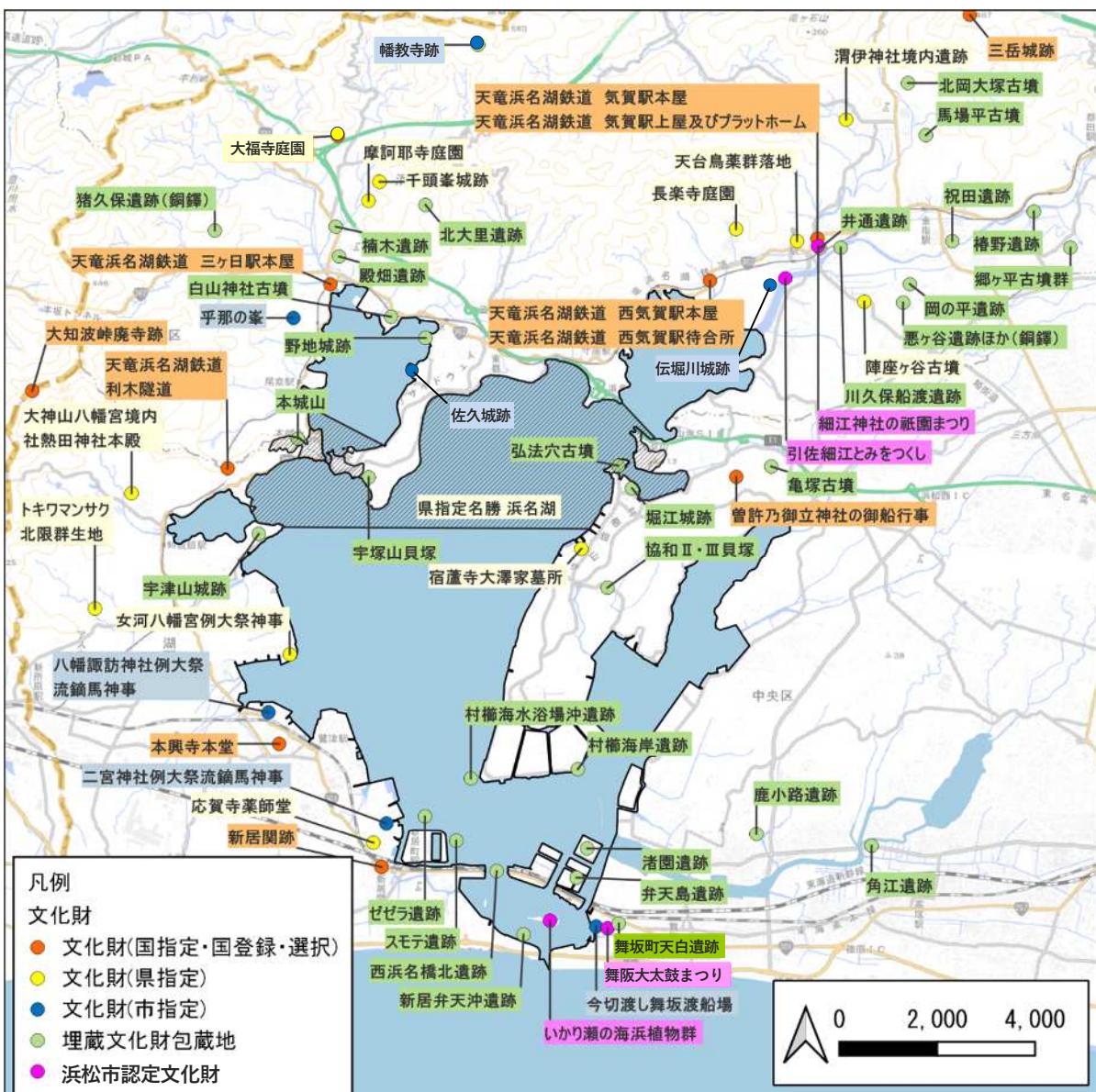


図 2.9 浜名湖周辺の主な文化財

### 3. 浜名湖の水辺空間の現状と課題

#### 3.1 防護に関する現状と課題

##### (1) 高潮・津波に対する安全性の確保

浜名湖では、外海と通じた広い湖面を持つことから高潮による被害も発生している。

浜松市では平成 19 年 7 月台風 4 号で床下浸水 16 戸（旧三ヶ日町神明川付近）の高潮被害が発生しているほか、平成 23 年 9 月台風 15 号で村櫛海水浴場の湖岸堤が倒壊するなど大きな被害、平成 24 年 9 月台風 17 号では猪鼻湖西岸の国道 301 号が通行止めとなる被害が発生した。また、湖西市の松見ヶ浦（今川）では平成 16 年 10 月に準用河川カン寺川合流点付近で床下浸水 1 件が発生している。

表 3.1 浜名湖における高潮、地震・津波による被害発生状況と今切口改修工事履歴

	気象要因	被害状況 (今切口改修工事履歴)
1498 年	明応地震	・津波により今切口が出現
1605 年	慶長地震	・津波により浜名湖付近の橋本で 100 棟中 80 棟が流失 ・死者多数
1854 年	安政東海地震	・今切口の幅が 360m から 1,260m に広がり、津波被害が湖内のほぼ全域に及ぶ
1953 年 (S28)	台風 13 号	・今切口の幅が台風前の 5 倍（約 800m）に広がり、内湾の舞阪で最高潮位 T.P. +2.25m を記録 ・高潮被害は湖内全域に及ぶ
1972 年 (S47)	港湾事業	・今切口の固定 S31（1956 年）：現在の 200m 幅に固定 S47：導流堤の完成
1979 年 (S54)	台風 20 号	・舞阪で最高潮位 T.P. +1.51m を記録したが、被害は大幅に減少
2004 年 (H16)		・高潮により床下浸水 1 件 (湖西市松見ヶ浦 今川 準用河川カン寺川付近)
2007 年 (H19)	台風 4 号	・高潮により床下浸水 16 戸 (旧三ヶ日町神明川付近)
2011 年 (H23)	台風 15 号	・村櫛海水浴場の湖岸堤に大きな被害が発生
2012 年 (H24)	台風 17 号	・高潮により、猪鼻湖西岸 国道 301 号の通行止め

※ 高潮による被害 地震・津波による被害

高潮対策に関しては、浜名湖が隣接する遠州灘沿岸の海岸保全基本計画における施設整備目標で対象とする計画波浪と同じ生起確率である 50 年確率風速を基に算定される波の打ち上げ高に対して湖岸堤の施設高を確保することとし、そのために必要となる湖岸堤の嵩上げを実施することにより高潮による浸水被害から背後地の人命や財産を防護する必要がある。

津波対策に関しては、レベル1津波（数十年から百数十年に一度程度発生する比較的頻度の高い津波）に対して湖岸堤の施設高を確保することとし、そのために必要となる湖岸堤の嵩上げを実施することにより津波による浸水被害から背後地の人命や財産を防護する必要がある。

なお、これら施設整備の対象となる外力を上回る高潮及び津波に対しては、施設対応を超過する事象として、人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、「逃げる」ことを前提とした地域づくりを基本に、ハード・ソフトの施策を組み合わせた防災まちづくりを推進する必要がある。

## (2) 高潮・津波により想定される浸水域

高潮により想定される浸水域は、本計画で対象とする50年確率の風速を計画外力とする波浪の越波により約448haが浸水すると想定される。一方、津波により想定される浸水域は、レベル1津波により約9haが浸水すると想定される。

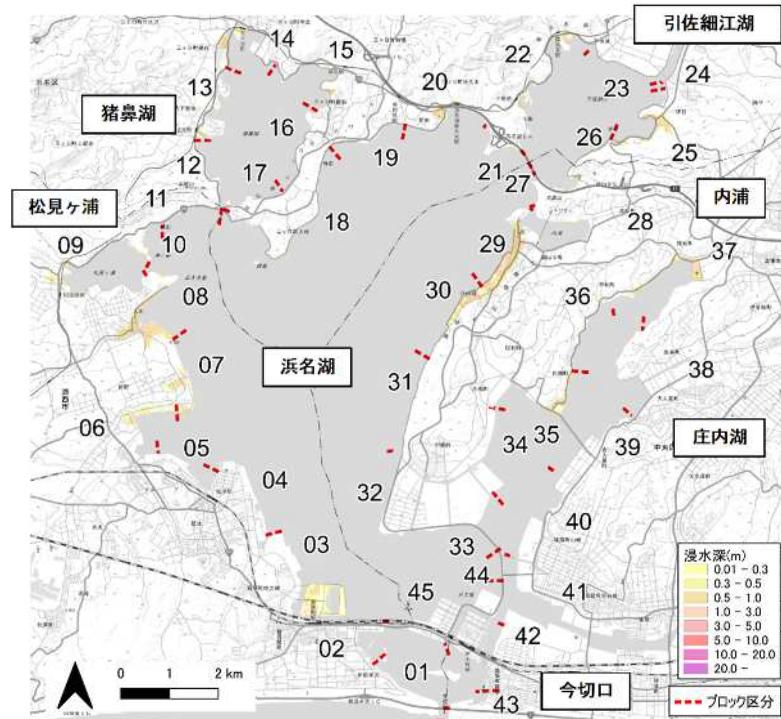


図3.1 高潮による浸水想定図（確率規模：1/50）

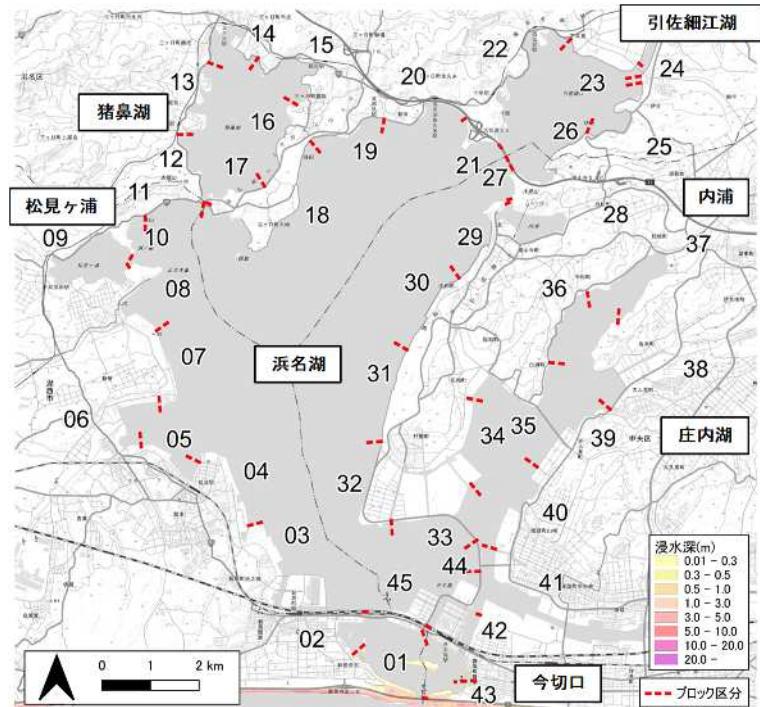


図3.2 津波による浸水想定図（レベル1津波）

※浜名湖（全周約120km）を、地形や高潮による波高の算定に用いた風向・風速の特性を考慮して45のブロックに分割。  
※図3.2は、平成24年度時点の現況施設におけるレベル1津波により想定される浸水図である。なお、静岡県第4次地震被害想定の津波浸水域図とは異なり、堤防等の現況施設が最大限の効果を発揮すると仮定した場合（沈下、破堤なし）の浸水想定図である。

### (3) 湖岸堤の管理者

浜名湖には河川区域、港湾区域及び漁港区等が存在し、湖岸堤の管理者も行政が管理する区間（官堤）では河川・港湾・漁港・農林等、多機関にわたるとともに民間が所有する区間（民堤）も混在する。このため、湖岸堤の整備にあたっては各管理者間で防護レベルならびに改修時期や改修の実施主体等に係る協議、調整を行いながら進めていく必要がある。

また、公図が整理されていない箇所や公図の作成時期が古く現状と整合していない箇所が多数あり、全周約 120km にわたる湖岸堤の管理者の実態把握ができていないという課題がある。このことについて、平成 29 年度～平成 30 年度にかけて湖岸堤背後地の土地所有者を調査した結果、全周のうち約 61 km（約 5 割）の区間が民堤である可能性が判明している。

これらの民堤区間について、「浜名湖湖岸堤整備・維持管理マニュアル 令和 6 年 3 月」に基づき、湖岸堤の管理者の特定、対策手法や対策の実施主体等について関係機関や地域住民と協議し合意形成を図った上で湖岸堤の整備を進めていく必要がある。

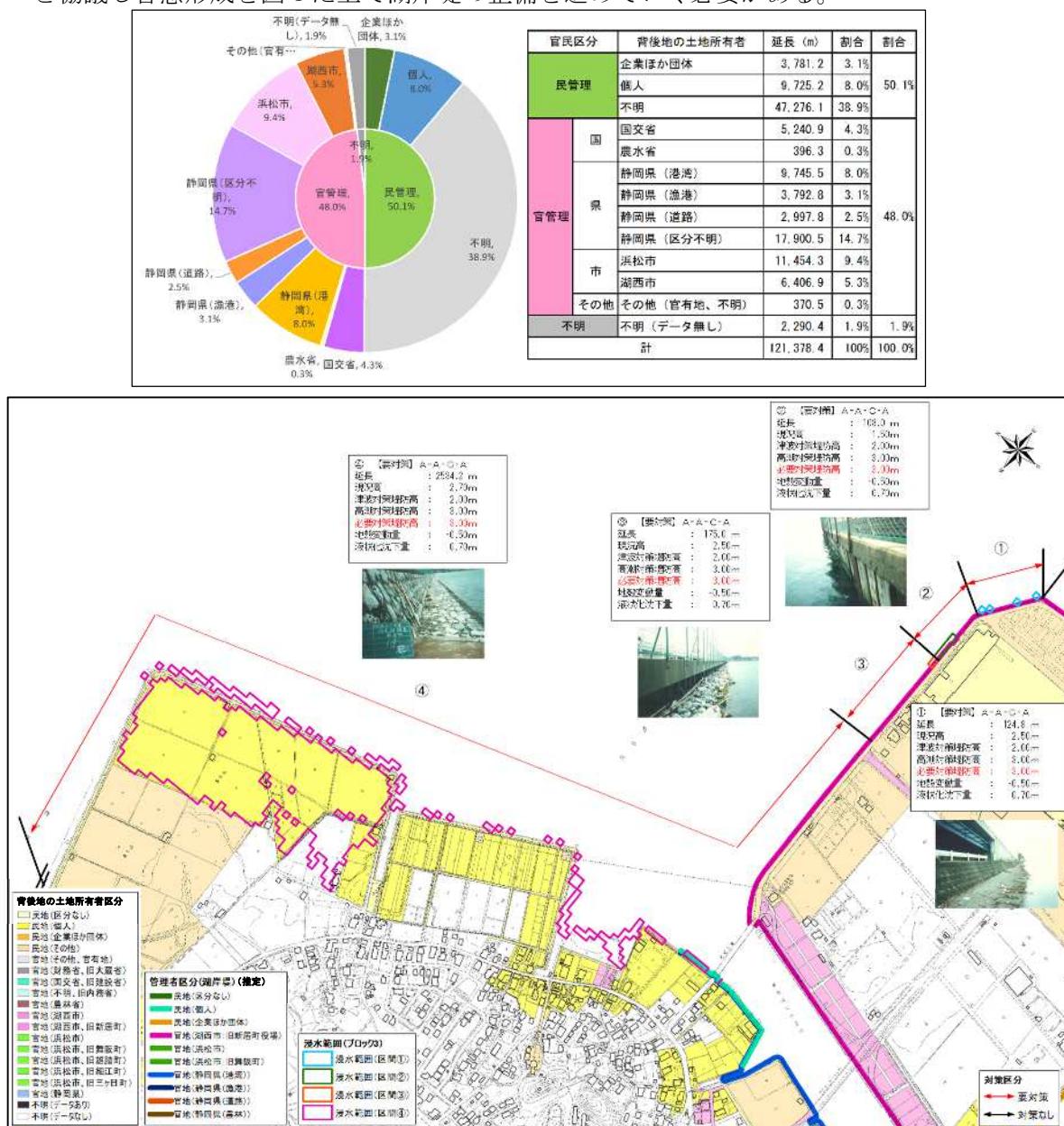


図 3.3 浜名湖湖岸背後の土地所有者区分調査結果（例）

#### (4) 湖岸堤の老朽化

民間所有の区間を中心に、湖岸堤の建設から時間の経過とともに老朽化が進行し、防護・景観の観点における課題が顕在化している。これら施設については湖岸堤の改修が実施されるまでの間、民間所有を含めて各施設管理者が維持管理を行うことを基本とするが、「浜名湖湖岸堤整備・維持管理マニュアル 令和6年3月」に基づき、当該区間の湖岸堤の概ねの改修時期を施設管理者に伝えるなど、効率的な維持管理に向けた調整を図っていく必要がある。



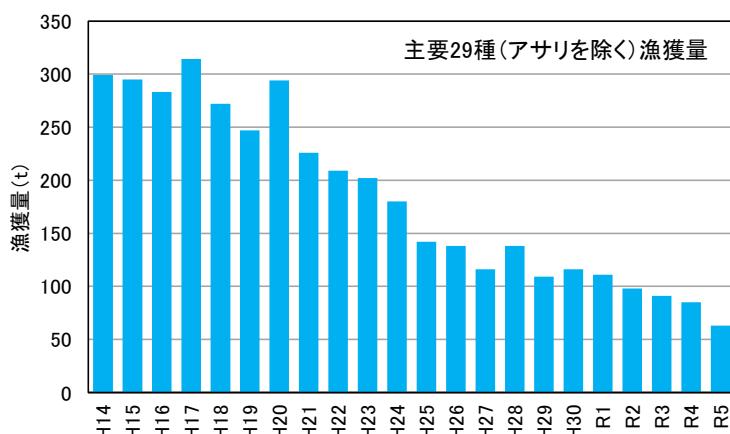
図 3.4 老朽化した湖岸堤

### 3.2 水辺利用に関する現状と課題

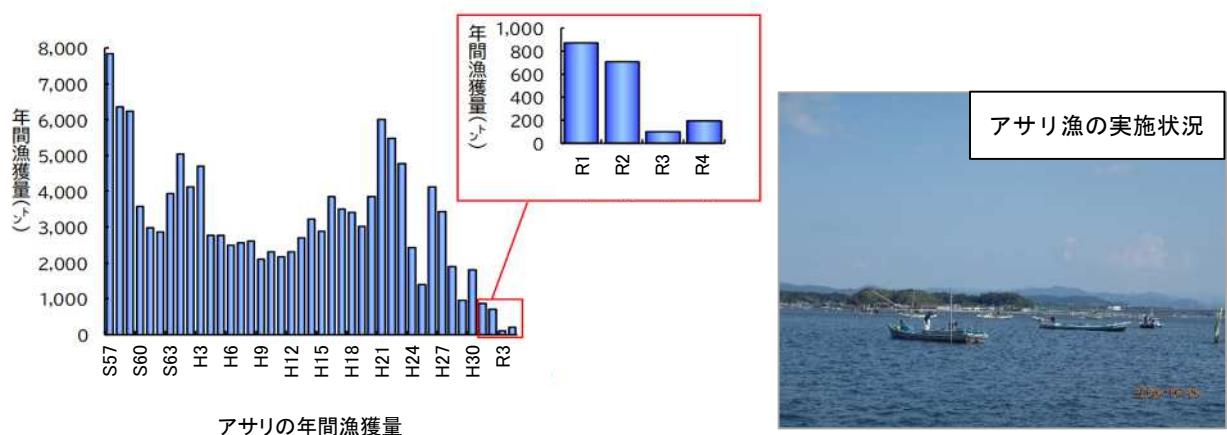
#### (1) 水産振興

浜名湖では湖面漁業や採貝漁業、浅海養殖漁業等が行われており、令和5年の漁獲量は426tで1位がアサリ(363t)、2位がスズキ(11t)である。漁獲量は減少傾向にあり、湖内漁業を支えるアサリやクルマエビの漁獲量も大きく減少している。さらに、潮干狩りの中止や禁漁期間の設定等により観光漁業も減少している。

このような現状に対し、水辺空間の整備にあたっては、潮の満ち引きによる水平方向の流れを阻害しないよう配慮するとともに、干潟やアマモ場の保全、護岸整備にあたる魚巣ブロック等の活用による魚介類が生息可能な空間の創出、また、陸域と水域との連続性が保たれるような配慮など、水産業や生物の生息環境に悪影響を与えないよう配慮することが求められる。



出典：静岡県水産技術研究所浜名湖分場 広報誌はまな から作成



出典：静岡県水産技術研究所浜名湖分場 広報誌はまな No.583

図 3.5 浜名湖における漁獲量の経年変化

## (2) 観光、マリンスポーツ

浜名湖周辺には館山寺・弁天島・三ヶ日などの温泉地や館山寺総合公園（浜松市動物園、浜松市フラワーパーク）・浜名湖ガーデンパーク・新居弁天海釣公園などの観光施設が位置する。また、湖面・湖畔では遊覧船が運航され、浜名湖遊覧船の奥浜名湖周遊では四季折々の美しい景観を湖上から楽しむことができるほか、波が穏やかで競技に適した風が吹くことから、セーリングやウインドサーフィン、SUPなど様々なマリンスポーツが各ポイントで嗜まれている。

これらの観光施設や水辺を活用したスポットは点在していることから、スポット間の移動性、周遊性を向上させる取組により一層の賑わい創出につながることが考えられる。また、マリンスポーツの競技を行うための環境（ヨットの置場、シャワー室、駐車場）が十分ではないことも課題として挙げられ、地域からは、来訪者の増加や湖岸利用を促進するために、駐車場の整備を要望する声も挙げられている。

このほか、浜名湖には風光明媚で観光のポテンシャルが高い箇所が多く、水辺空間の整備にあたっては、このような景観を阻害しないような配慮や、地域や関係機関と連携した取組により浜名湖の魅力向上、地域の活性化につなげていくことが考えられる。

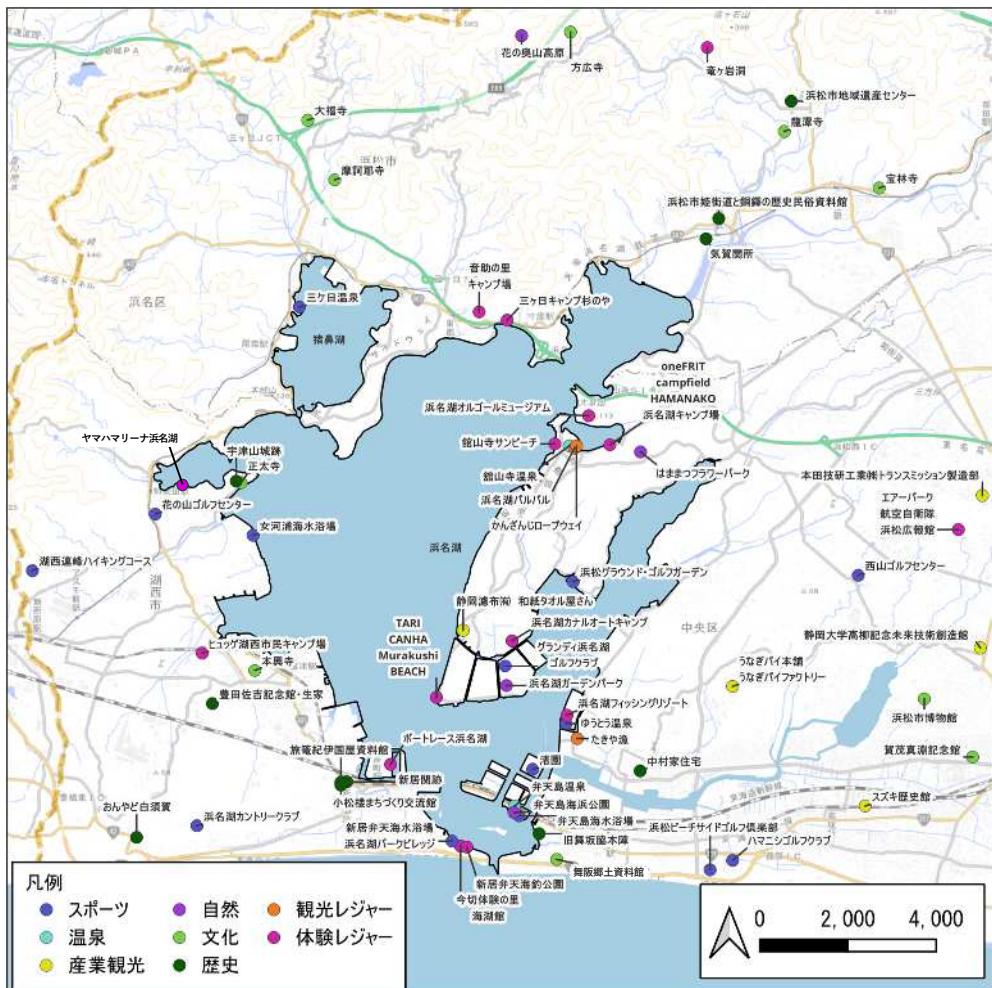


図 3.6 浜名湖周辺の観光地

### (3) 親水空間

浜名湖の水辺周辺では湖岸沿いの散策、花火大会や祭りなどの行事、釣り、動植物の自然観察、海水浴など親水空間として多様な利用がある。また、周辺地域にはバーベキュー場やキャンプ場などの体験型レジャー施設も位置している。

一方で、これらの親水空間の一部には、過去に設置された使用されていない桟橋が放置されていたり、台風や大雨、冬季の風浪等により湖岸にゴミや流木が漂着したりするなど、景観阻害や水質悪化につながっているなどといった課題がある。これらの課題については関係部署で役割分担して対策を進めていくことで改善につなげることが考えられる。また、護岸整備に伴い人が水辺に近づくことができる場所の減少も懸念されるとともに、環境学習や生物の観察会のほかイベントなどの拠点となる階段護岸や海業<sup>(\*)</sup>にも発展するような水辺空間の整備を要望する声も挙げられている。

このような状況を踏まえ、今後の水辺空間の整備にあたっては、湖岸の利用状況や、地域の実状に応じた親水空間として安心して利用できる環境づくりへの配慮と併せ、親水利用の促進に向け、水辺へのアプローチに配慮した護岸の整備が求められる。

※海業：海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業で、国内外からの多様なニーズにこたえることにより、地域の賑わいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの。



弁天島海水浴場



館山寺の階段護岸



新居弁天海水浴場



表鷺津湖岸公園

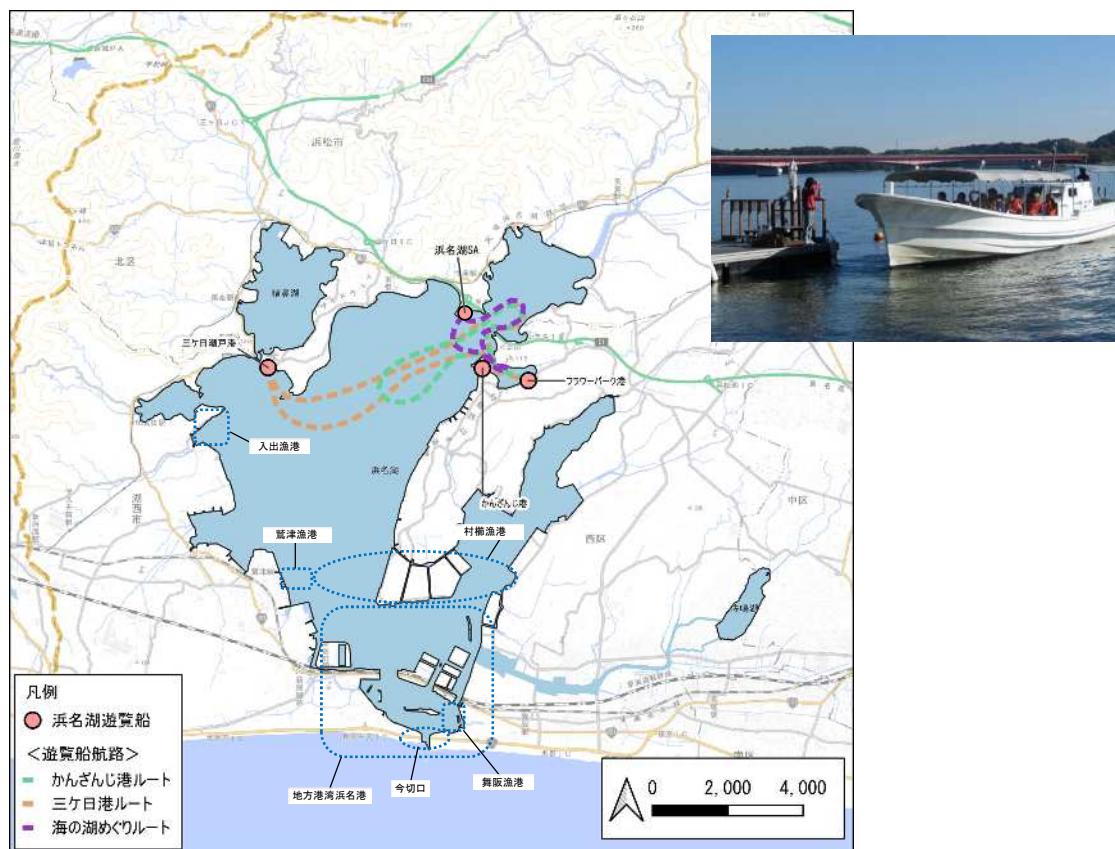
図 3.7 親水空間の利用状況

#### (4) 船舶の活用

奥浜名湖において館山寺や館山寺総合公園、三ヶ日地域を発着する遊覧船が運航されているほか、弁天島と新居・鷺津地区を周遊する表浜名湖を拠点としたコースなど、新たな水上交通ネットワークの整備に向けた検討が行われている。

新規周遊コースの設定に伴う乗降施設（桟橋等）の整備と合わせた乗船場周辺の環境整備（集客施設や駐車場等）など、関係者が役割分担のもと連携し、浜名湖の魅力向上や地域の活性化につなげていくことが考えられる。

また、浜名湖内の1港湾4漁港（浜名港、舞阪漁港、村櫛漁港、入出漁港、鷺津漁港）は、多くの漁船により水産流通の拠点として活用されている。中でも、浜名港は静岡県地域防災計画における防災港湾に位置付けられており、大規模災害時の防災拠点として緊急物資輸送船の利用が想定されている。



出典：浜松・浜名湖だいすきネット ホームページに一部加筆

図 3.8 浜名湖の遊覧船航路

## (5) 道路（サイクリングロード）

浜名湖周辺には浜名湖の景観を楽しみながら周遊することができるサイクリングロードが整備されている。その一部は自転車歩行者専用道路として整備されている。湖西市側では知波田地区以南において浜名湖から離れた市街地部を通る国道 301 号をメインルートとしており、平成 29 年に路面表示が設置されたが、車道内で自動車と自転車が錯綜し交通安全上の課題になっているとともに、自動車が自転車を追い越せない状況が生じた際は交通渋滞の一因にもつながる。

このような状況に対し、地域からは自転車で安全にかつ眺望を楽しみながら浜名湖を 1 周することができるサイクリングロードの整備を求められている。

このことについて、湖岸堤の整備と合わせた背後へのサイクリングロードの整備など、関係機関が役割分担のもと連携した取組を行うことで浜名湖の魅力状況や地域の活性化につなげていくことも考えられる。



出典：浜松・浜名湖だいすきネット ホームページ

浜名湖サイクリングマップ（公財 浜松・浜名湖ツーリズムビューロー）

図 3.9 浜名湖周辺のサイクリングロード

### 3.3 水辺環境に関する現状と課題

#### (1) 自然環境

浜名湖には、泥や砂質の底質、砂浜や干潟、岩礁、ヨシ原、護岸などの多様な水際、外洋水の出入りなどにより多様な環境が形成されており、海水性・汽水性の魚類やガザミ等の甲殻類など、種類、量とも豊富な生物が生息しており漁業資源ともなっている。

湖内には海のゆりかごとも呼ばれるアマモ場が広がり、アサリ幼生の着底場所として寄与するとともに、魚類の産卵場所や稚魚の生息場所となる重要な環境を形成している。

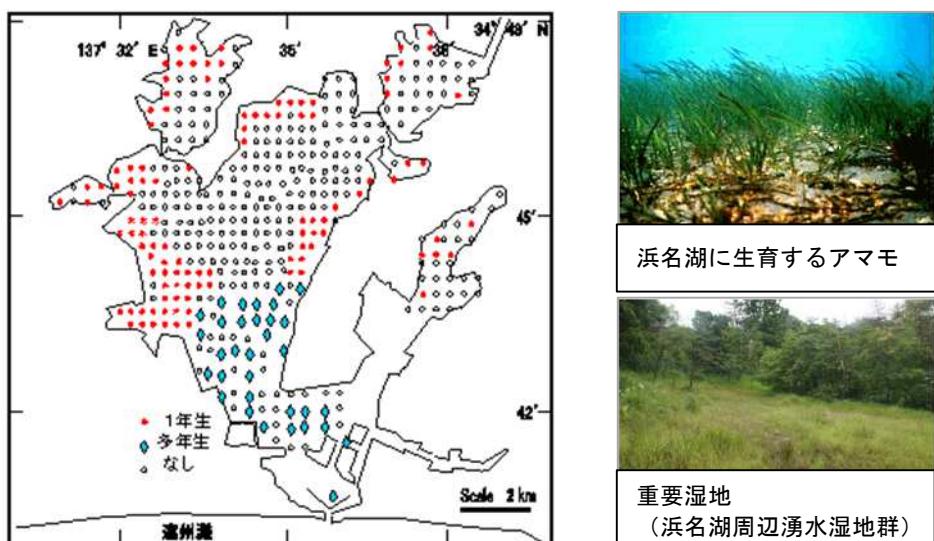
植物については、浜名湖周辺にはヨシ原やクサヨシ群落が広がっており、また、ウラギクなどの重要な種、海浜特有のハマヒルガオやハマボウフウが生育している。

動物については、浜名湖周辺にヒヌマイトトンボやコアジサシ、イソヒヨドリ、チワラスボ、ウスコミニガイなどの重要な種が生息し、野生動物の重要な生息地となっている。

このように、貴重な自然環境が形成されていることから、浜名湖及びその周辺は県立自然公園や重要湿地（環境省）に指定されている。

一方で、近年、ヨシ原におけるヒヌマイトトンボ等の希少種の個体数の減少やアマモ場の急激な減少とともに、ヌートリアやクリハラリス、アレチウリ等の特定外来生物が確認されており、生態系への影響が危惧されている。

今後の水辺空間の整備にあたっては、アマモ場やヨシ等の湿地環境、干潟の保全に努め、生物の生息、生育、繁殖環境への影響や負荷の低減を図ることが必要である。また、「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ制度」の活用により企業や環境保全団体と連携した環境保全活動に取り組むことで、地域と一体となり良好な環境を保全・再生し、浜名湖の魅力向上及び地域の活性化につなげていくことが考えられる。



出典：環境省 ホームページ

図 3.10 浜名湖におけるアマモ場の分布

出典：アマモ場の分布図・アマモの写真 静岡県水産・海洋技術研究所

重要湿地の写真 環境省ホームページ

## (2) 景観

浜名湖は開放感のある水域であり、遠景に湖西連峰や湖北の山塊、三方原台地、庄内半島などが配される。そこに、浜名湖畔の館山寺や猪鼻などに見られるチャートの露出、弁天島の舞阪町観光シンボルタワー、養殖に用いられる杭などが景観のポイントとなって景勝を創りだしている。水域に映る夕景や日光の反射によるきらめき、夜景など、水面自体も美しい景観の一要素である。

また、浜名湖は起伏に富んだ海岸線を有し、周辺の樹林や田園・集落景観を背景に美しい景観を呈している。浜名湖北部の一部の区域（湖面・陸地）が県指定の名勝に指定されるとともに、湖岸各所にビュースポットがあり、平成26年3月には浜名湖周辺の歴史的・文学的・美術的背景を持つ景観を集めた「遠江八景」が選定されている。

浜名湖の美しい自然環境の中に歴史的まちなみが点在し、浜名湖サイクリングロード等で浜名湖を一周することにより多様な景観を楽しむことができ、遊覧船や浜名湖上のアクティビティなどからの景観の一部を湖岸堤が形成している。

このように、浜名湖は古くから景勝地として親しまれてきたとおり、既に風景として完成されており、地域住民や観光客にもそのイメージが定着している。また、このような景観は静岡県西部の観光資源としても重要なものとなっている。

このため、今後の水辺空間の整備にあたっては、これらの景観の一要素として調和させ、この景観を邪魔しない要素とする配慮が必要である。また、「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）第4版」に基づく主要構造物のデザイン、及び「浜名湖景観形成行動計画」に基づく景観に配慮した案内看板等の設置や湖岸の防護柵の修景活動等に係る取組も必要となる。なお、名勝に指定されている範囲における現状変更は、「静岡県文化財保護条例」により強く規制されていることから、これらの範囲における水辺空間の整備にあたっては、条例に基づいた手続きを適切に行うよう留意する必要がある。また、古くから湖岸付近の住民の祭礼において浜名湖は神事の構成要素となっており、二宮神社など無形民俗文化財神事の際に行う禊は浜名湖で実施するものがあり、水辺空間の整備にあたり一連の神事作法に支障がないよう配慮が必要である。



出典：浜松・浜名湖だいすきネット ホームページ、

図 3.11 浜名湖周辺のビューポイント

## 4. 水辺空間の整備に関する基本的な方針（整備の方向性）

### 4.1 水辺空間の整備に関する基本理念

浜名湖の水辺空間の現状及び課題を踏まえ、今後の水辺空間の整備における基本理念を以下に掲げる。

#### ■ 安全で、安心でき、豊かで活力ある美しい水辺空間づくり

古くから人々の生活が営まれてきた浜名湖では、今切口が決壊したことによる高潮や津波による水害が繰り返し発生しており、東海・東南海・南海地震による津波被害も想定されている。一方で、浜名湖は開放感のある水域であり、浜名湖周辺の歴史的・文学的・美術的背景を持つ景観を集めた「遠江八景」が選定されるなど、古くから景勝地として親しまれてきた。また、複雑な地形と平均水深が浅いこと、栄養分が豊富なことから、多種多様な生物が生息している。

このため、高潮・津波に対して地域住民等の安全確保を最優先した対策を進めるとともに、良好な環境、景観の保全・再生に努め、「安全で、安心でき、豊かで活力のある美しい水辺空間づくり」を目指す。

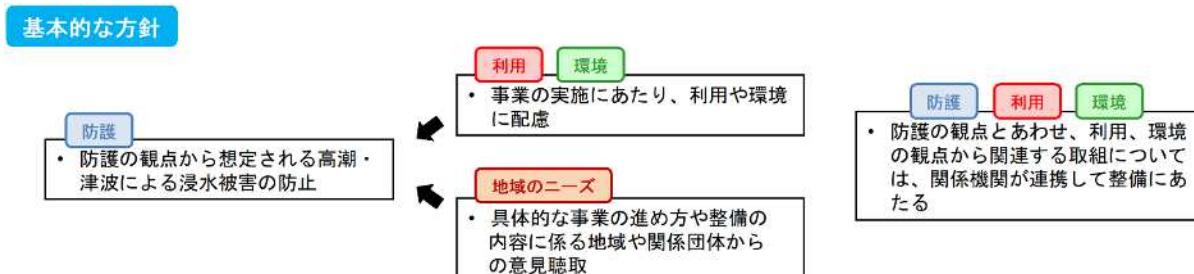
#### ■ くらしと水辺のつながりを大切にした水辺空間づくり

浜名湖の水辺は、古くから人々の生活の場であったが、近年、漁業だけではなく、海洋性リクリエーション志向が高まり、多種多様な利用がされていることから、今日でも水辺は自然や文化を学び、豊かな人間性を育む貴重な空間であり、今後も保全・創出する必要がある。

このため、良好な水辺環境の保全・創出に努めるとともに、多種多様な住民活動が活発になり、そのつながりに広がりをもつよう支援するなど「くらしと水辺のつながりを大切にした水辺空間づくり」を目指す。

### 4.2 水辺空間の整備に関する基本的な方針

防護の観点から想定される高潮・津波による浸水被害を防止することを基本とし、整備にあたっては、地域ごとに異なる実状やニーズに合わせて利用や環境に配慮するとともに具体的な事業の進め方や整備の内容について地域や関係団体から意見を伺いながら進める。また、防護の観点による整備とあわせ、利用、環境の観点から関連する取組については、関係機関が連携して整備にあたることとする。



### 4.3 湖岸の防護目標

湖岸の整備にあたる防護目標は、以下のとおり、想定される高潮・津波による浸水被害を防止することを基本とする。

(高潮) 50年確率風速(その年にその風速が生じる確率が1/50の規模の風速)を基に算定される波の打ち上げ高に対して、湖岸堤の施設高を確保することを目標とする。

(津波) レベル1津波(数十年から百数十年に一度程度発生する比較的頻度の高い津波)に対して、湖岸堤の施設高を確保することを目標とする。

(※) 施設高は、ブロックごとで想定される高潮高、津波高を比較し、高い方を目標に整備する。

(※) 高潮による浸水想定は、各ブロックにおける総越波量を算定し、地盤高が低いところから浸水が生じるとするレベル湛水法により算定している。(総越波流量=総浸水量)

この防護目標に対し、湖岸堤の高さが不足する箇所は全周約120kmのうち約55km(約46%)であり、このうち不足高が1m未満の区間が約38kmと約7割を占める。

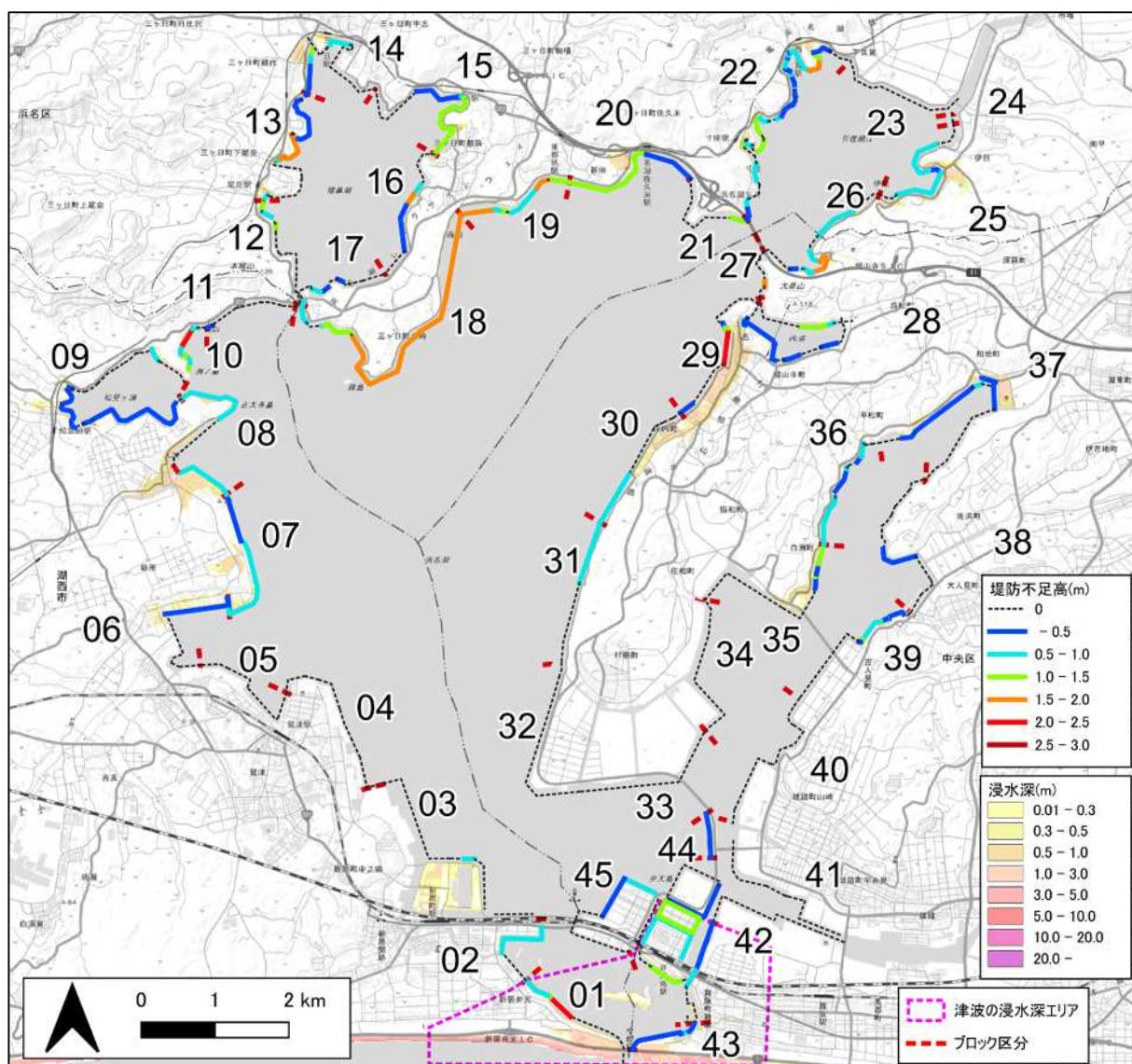


図4.1 湖岸の防護目標に対する堤防の不足高

※津波による浸水は、平成24年度時点の堤防等の現況施設が最大限の効果を発揮すると仮定した場合(破堤なし)におけるレベル1津波により想定される浸水を表示している。

(※) 高潮とは

台風や発達した低気圧が通過する際、海面（潮位）が大きく上昇することがあり、これを「高潮」という。高潮は、「気圧低下による吸い上げ効果」、「風による吹き寄せ効果」等が原因となって発生する。

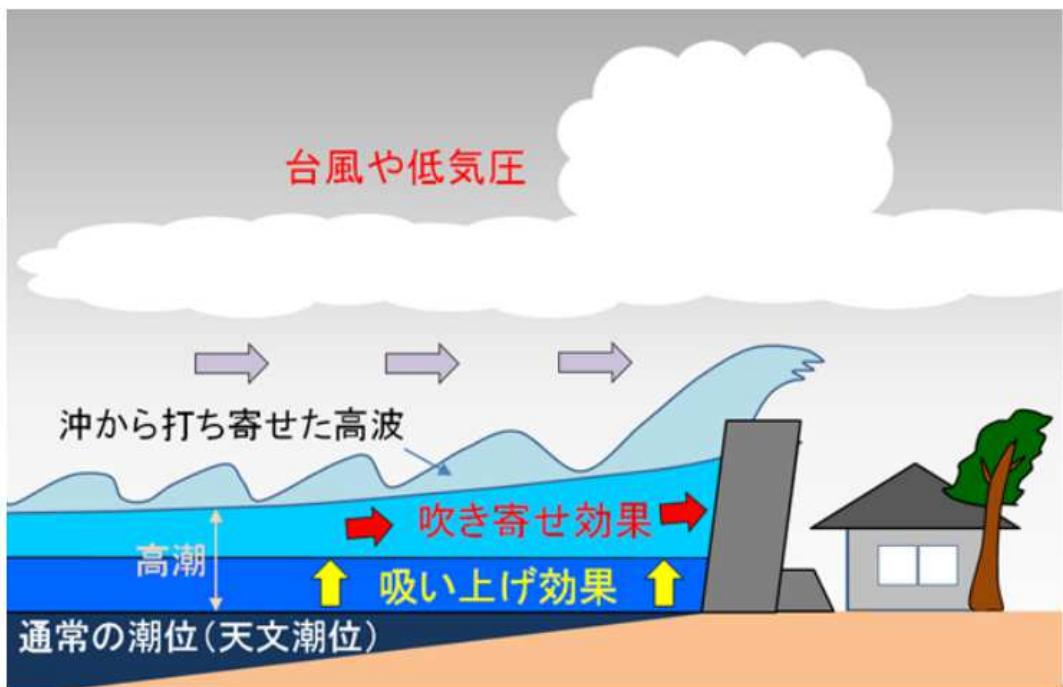


図 4.2 高潮のイメージ図

#### 4.4 水辺空間の整備における役割分担

湖岸堤の管理者は、行政が管理する区間（官堤）では河川・港湾・漁港・道路・農林等、多機関にわたることが判明しており、また、湖岸堤全周約120kmのうち約5割にあたる約61kmの区間は民間所有（民堤）の可能性が有り、このうち約47km（約8割）の区間については所有者が確認できていない。

このように、公図が整理されていない箇所や公図の作成時期が古く現状と整合していない箇所が多数あり、湖岸堤の管理者の実態把握ができていない、という課題がある。

このような状況の中で、本計画に位置付けた取組を円滑に進めるため、湖岸堤の管理者の特定、事業実施主体の決定、利用や環境の観点を主目的とした取組との連携に係る役割分担、民堤の管理者との調整等といった湖岸堤整備に係る各種の手法及び施設の維持管理主体など維持管理の方針等についてとりまとめた「浜名湖湖岸堤整備・維持管理マニュアル 令和6年3月」に基づき、湖岸堤の整備に取り組むこととする。湖岸堤の管理の特定に至らない場合は、事業実施主体が関係者間協議を実施した上で整備に取り組む。

なお、湖岸堤の整備目標については、事業実施主体により整備水準が異なることが想定されることから、河川管理者及び河川管理者以外の事業実施主体あるいは地域住民など、関係者間で協議した上で決定する。

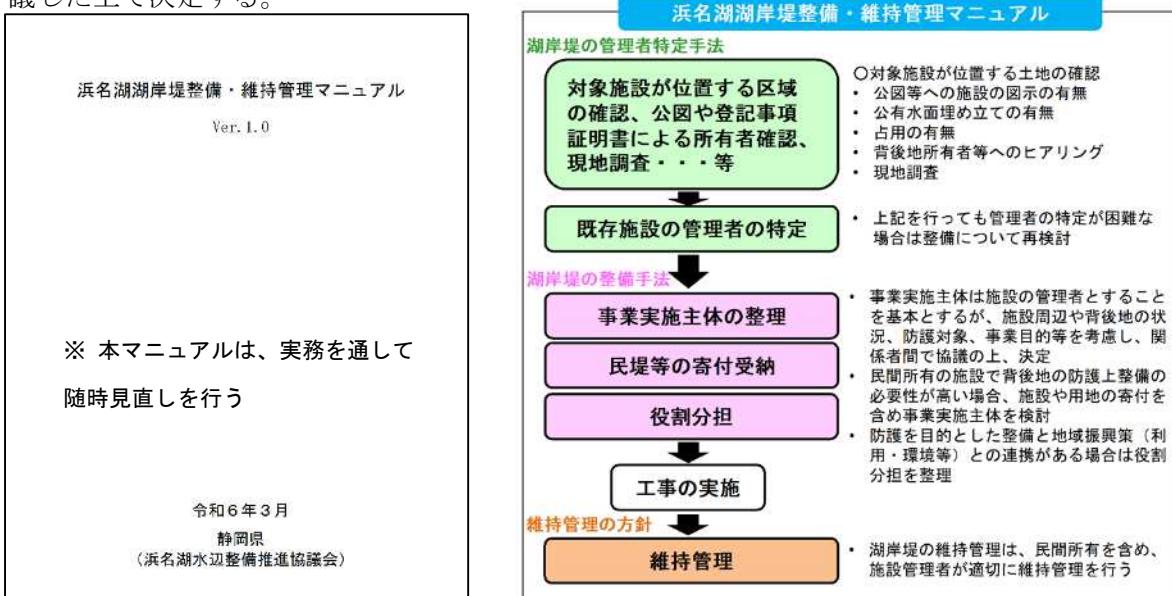


図4.3 浜名湖湖岸堤整備・維持管理マニュアルの概要

#### 4.5 湖岸堤の維持管理

浜名湖の湖岸堤は、民間所有の区間を中心に、湖岸堤の建設から時間の経過とともに老朽化が進行し、防護・景観の観点における課題が顕在化している。これら施設については湖岸堤の改修が実施されるまでの間、民間所有を含めて各施設管理者が維持管理を行うことを基本とする。なお、湖岸堤所有者の特定に至らない場合は、隣接地の居住者等その占有者が維持管理を行うことを基本とする。

また、「浜名湖湖岸堤整備・維持管理マニュアル 令和6年3月」に基づき、事業実施主体が決定している場合は事業実施主体が、決定していない場合は河川管理者が当該区間の湖岸堤の概ねの改修時期を施設管理者に周知するなど、効率的な維持管理に向けた調整を図ることとする。

## 5. 浜名湖の魅力向上や地域の活性化につながる構想や取組

本計画の水辺空間の整備に関する基本理念に合致し、各主体により実施される浜名湖の魅力向上や地域の活性化につながる構想や取組を以下に掲載する。

なお、これらの構想や取組については、計画策定時点での情報に基づき整理したものであり、卷末に整理した関係法令に基づき、関係機関との協議など、必要となる手続きを適切に行つた上で進めていくこととなる。

表 5.1 浜名湖の魅力向上や地域の活性化につながる構想や取組 一覧

箇所	構想・取組	概要
全体 (構想)	まちづくりとの連携	湖西市都市計画マスターplanに基づく自然環境や良好な景観の保全、賑わいの創出 観光拠点の配置、良好な景観形成
全体 (構想)	ビーチ・マリンスポーツ拠点整備	ビーチ・マリンスポーツ事業化計画に基づくビーチ・マリンスポーツの取組推進
全体	浜名湖一周サイクリングルート 「ハマイチ」	浜名湖におけるサイクルツーリズムの活性化
①	浜名湖沿岸での道路事業	安全な道路利用環境や災害に強いネットワークの確保
②	海の湖と畔のみなと（浜名湖観光圏）にぎわい創出プロジェクト	港湾・漁港施設の改良、泊地浚渫、舟運用桟橋の整備
③	海上交通の安全航行及び周遊観光の活性化	航路の改良（浚渫）
各施設	プレジャーボート放置艇・係船対策	公共係船施設の管理・運営による放置艇・係船対策
④	マリンスポーツの拠点整備	村櫛地区、三ヶ日地区におけるマリンスポーツの拠点整備
⑤	弁天島海浜公園の再整備	浜松・浜名湖観光の拠点として再整備
全体	地域との連携による環境保全活動	体験型学習、浜名湖クリーン作戦
全体	景観保全のための海岸漂着物の除去清掃	海岸漂着物の除去清掃

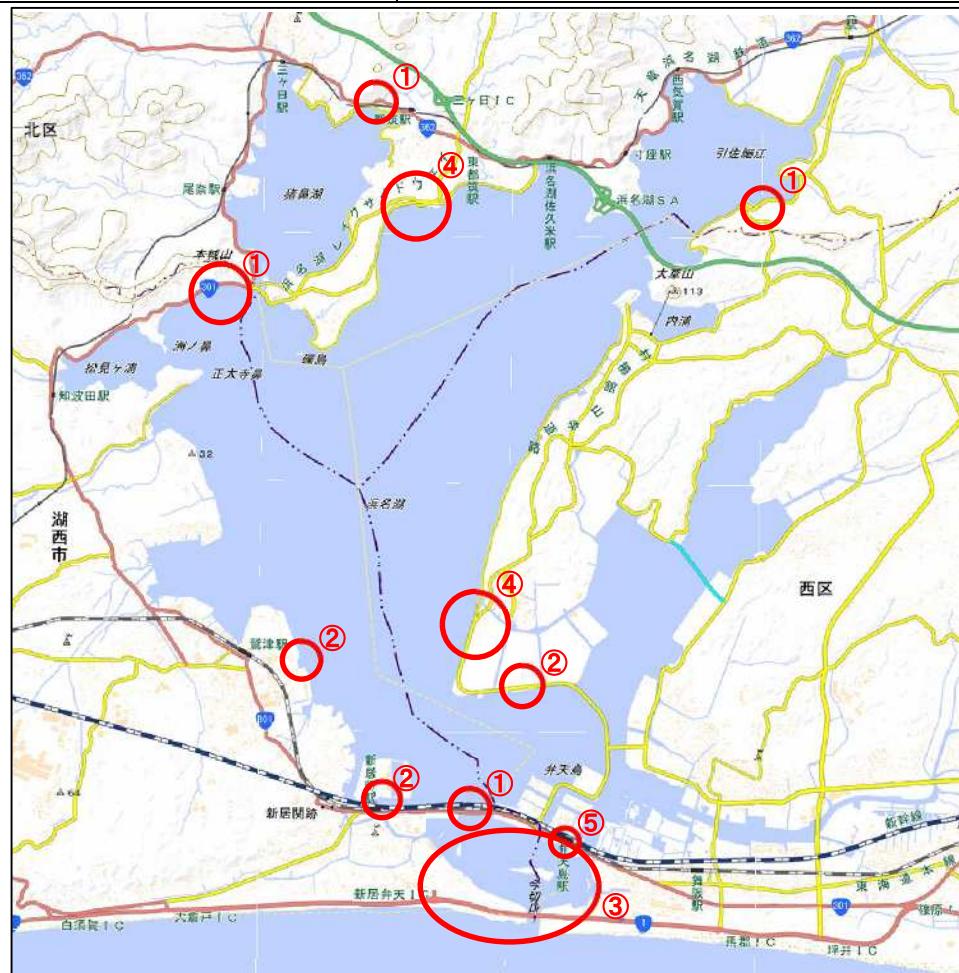


図 5.1 浜名湖の魅力向上や地域の活性化につながる構想や取組 一覧

## 5.1 構想

### 5.1.1 まちづくりとの連携

#### (1) 概要

「湖西市都市計画マスターplan（令和6年6月）」において、将来目指すべきまちの姿の実現に向けた長期的なまちづくりの考え方方が示されており、この中に、以下のとおり浜名湖に関連したまちづくりの考え方方が記載されている。これらの考え方に基づき、まちづくりと連携し、浜名湖の魅力向上や周辺地域の活性化につながる取組について、「かわまちづくり」支援制度を活用するなど、地域や市、河川管理者が連携した取組の推進を図る。

#### ■ 「本市の都市づくりの基本理念・将来都市像の実現に必要な都市構造の考え方」

##### ●緑・水辺の保全と活用

- ・浜名湖岸などの自然環境や良好な景観を貴重な資源として保全し、賑わいの創出のために活用する。
- ・新居弁天地区や松見ヶ浦沿岸に観光拠点を配置する。

##### ●湖西ならではの良好な景観の形成

- ・浜名湖の水辺、湖越しに眺める湖岸線、背景となる湖西連峰の山並みが、本市の典型的な景観構造を構成している。こうした湖西ならではの景観構造を基盤とし、良好な景観形成を進める。

#### ■ 「都市環境と景観の基本方針」

##### ●都市環境と景観に関する基本的な考え方

- ・浜名湖岸などを水と緑の軸線と位置付け、積極的な保全を図る。
- ・市街地と浜名湖を望む湖西連峰からの景観など、良好な眺望景観と眺望点を保全する。
- ・浜名湖の湖岸線は、重要な景観構成要素であるとともに視点場にもなることから、湖岸堤の整備、更新を促進する。

#### (2) 実施主体

湖西市都市整備部都市計画課



図 5.2 「豊かな自然や歴史などの地域資源を活用した都市」の実現に必要な都市構造の考え方  
(※)「湖西市都市計画マスターplan（令和6年6月）」から引用

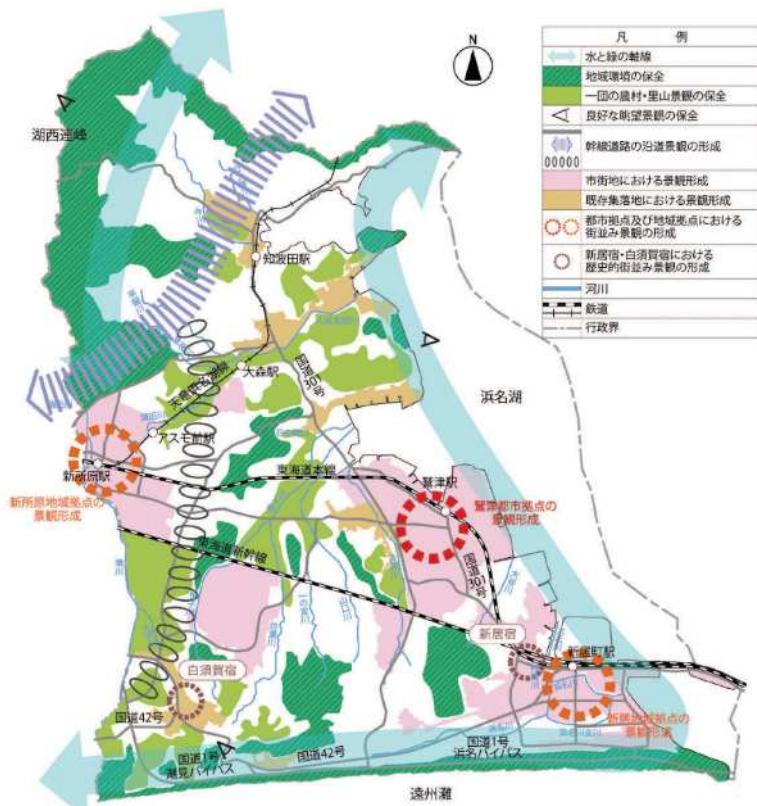


図 5.3 都市環境と景観の基本方針図

(※)「湖西市都市計画マスターplan（令和6年6月）」から引用

## 5.1.2 ビーチ・マリンスポーツ拠点整備

### (1) 概要

「ビーチ・マリンスポーツ事業化計画（平成 30 年 12 月）」において、浜松市のビーチ・マリンスポーツの活動状況や活動場所の立地条件、集客ポテンシャルなどを勘案し、各整備地区のゾーニング計画を示し、遠州灘、浜名湖を中心、「ビーチ・マリンスポーツの聖地」を目指し、戦略的な取組を推進していく。

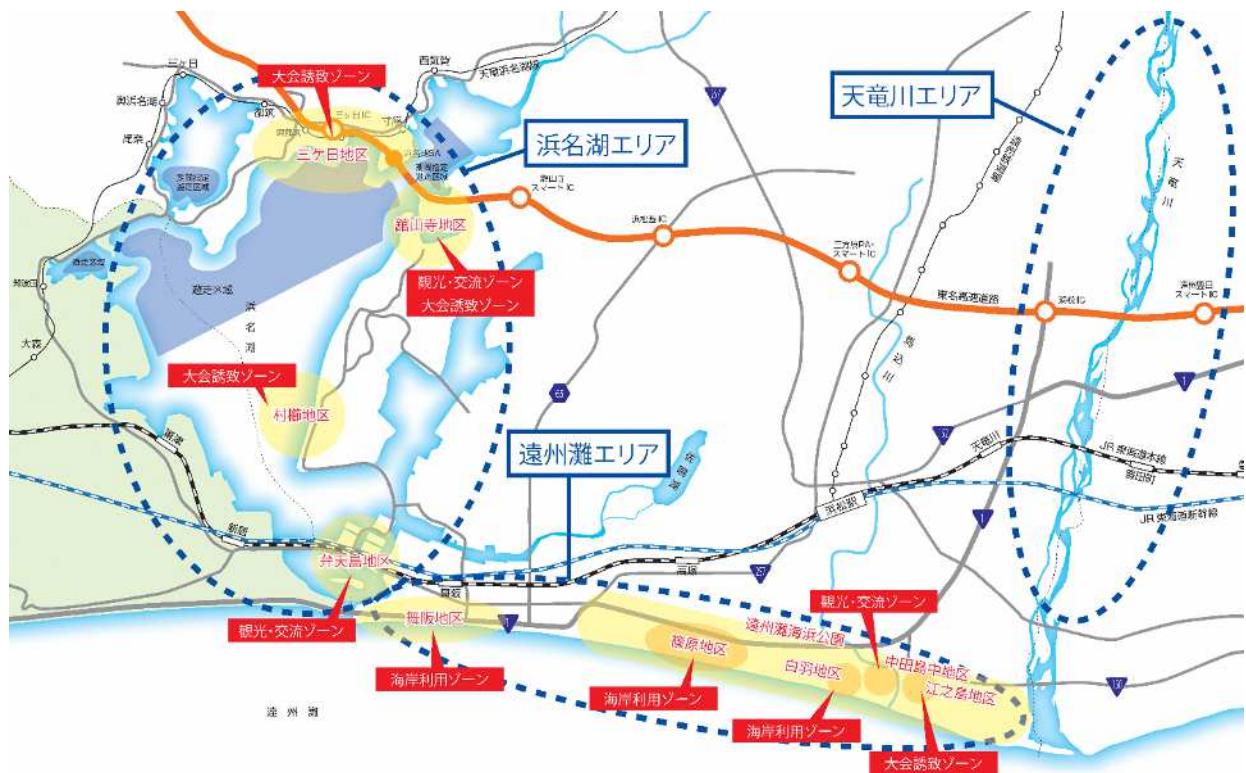


図 5.4 事業計画で示した整備地区のゾーニング

### (2) 実施主体

浜松市市民部スポーツ振興課

## 5.2 浜名湖周辺に係る取組

### 5.2.1 浜名湖一周サイクリングルート「ハマイチ」

#### (1) 概要

浜名湖の美しい景観や街並みを見渡しながら浜名湖を一周するサイクリングルート「ハマイチ」が設定されており、関係機関が連携し、矢羽根型路面表示や観光案内看板等、快適で安全安心にサイクリングができる環境整備が図られている。

バイシクルピットとサイクリストウェルカムの宿の認定やレンタサイクルの促進、「ガイドサイクリング」や「大試乗会」等のイベント開催、鉄道や船へ自転車を積み込む「鉄道や舟運との連携」、情報発信などの取組により、浜名湖において国内外からのサイクリストの誘致を図り、サイクルツーリズムの活性化を推進する。

#### (2) 実施主体

浜松・浜名湖サイクルツーリズム推進協議会(事務局：浜松・浜名湖ツーリズムビューロー)



図 5.5 浜名湖サイクリング MAP 出典：ハマイチプラスHP

## 5.2.2 浜名湖沿岸での道路事業

### (1) 概要

浜名湖沿岸では、安全な道路利用環境や災害に強い道路ネットワークの確保などに向け、必要な道路整備を実施している。

### (2) 実施主体

表 5.2 参照

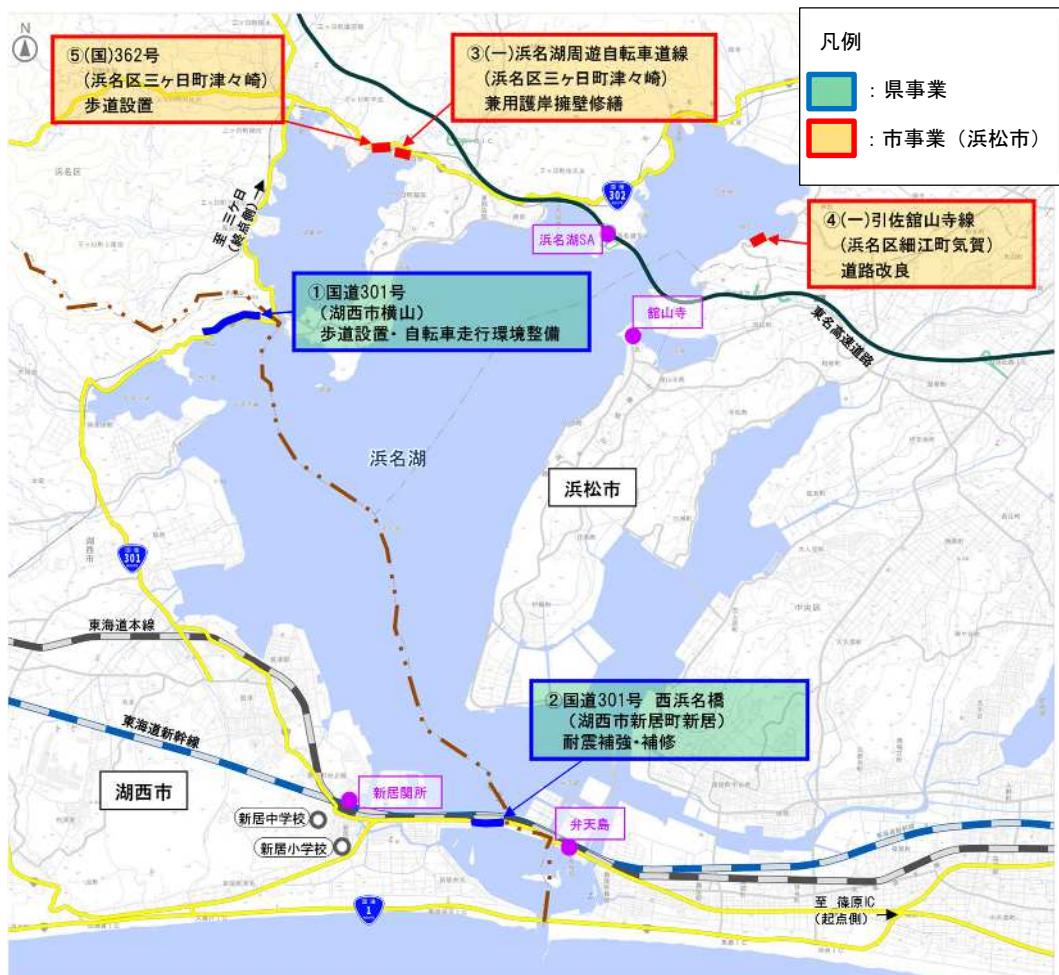


図 5.6 交通安全対策 実施箇所図

表 5.2 浜名湖沿岸の道路事業一覧

	路線名	箇所名	事業内容	道路管理者
①	国道 301 号	湖西市横山	歩道設置 自転車走行環境整備	静岡県
②	国道 301 号 (西浜名橋)	湖西市新居町新居	耐震補強・補修	静岡県
③	(一) 浜名湖周遊自転車道線	浜松市浜名区 三ヶ日町津々崎	兼用護岸擁壁修繕	浜松市
④	(一) 引佐館山寺線	浜松市浜名区 細江町気賀	道路改良	浜松市
⑤	(国) 362 号	浜松市浜名区 三ヶ日町津々崎	歩道設置	浜松市

## 5.3 浜名湖の湖内と湖岸に係る取組

### 5.3.1 海の湖と畔のみなと（浜名湖観光圏）にぎわい創出プロジェクト

#### (1) 概要

浜名港、村櫛漁港、鷺津漁港において、港湾・漁港を一体的に整備することにより安定的な水産物の生産・流通の確保や観光舟運のネットワーク化を図り、併せて国際的なカジキ釣り大会、天然トラフグまつりなどを行うことで当該圏域の経済の活性化を図ることを目的に、浜名港向島物揚場、村櫛漁港物揚場の改良などといった港湾・漁港施設の改良及び鷺津漁港の泊地浚渫、舟運用桟橋の整備を行う。

#### (2) 実施主体

静岡県浜松土木事務所、浜松市産業部農業水産課、湖西市産業部文化観光課



図 5.7 海の湖と畔のみなと（浜名湖観光圏）賑わい創出プロジェクト 概要図

### 5.3.2 海上交通の安全航行及び周遊観光の活性化

#### (1) 概要

浜名港は、浜名湖南部にあり、東海道五十三次「今切の渡し」など、古くから海上交通が栄えた地に位置する。平成26年7月には「浜名湖観光圏」の認定を受け、当該地は浜名湖南部エリアとし、豊かな水産資源や歴史拠点、弁天島温泉などのエリア内の観光拠点周遊と、浜名湖の北中部エリアとの交流を活性化する海上交通の拡充を目指して官民連携により様々な取組が進められている。

こうした中、浜名港では今切口から奥まった航路に潮の満ち引きの影響で流れ込んだ土砂が堆積し、浜名湖北部との海上交通に必要な航路の水深確保が課題となっている。このため、浜名湖SAと拠点施設である「弁天島周辺観光施設交流群」とを海路で結ぶ航路の水深を維持することにより、船舶の航行とそれによる広域的な周遊観光の活性化を支援することを目的に、航路の改良（浚渫）を行う。

#### (2) 実施主体

静岡県浜松土木事務所



図 5.8 浜名湖航路改良事業 概要図

### 5.3.3 プレジャーボート放置艇・係船対策

#### (1) 概要

浜名湖における不法係留船・放置艇は平成10年5月の「静岡県プレジャーボート対策検討委員会」の提言に基づいた公共係船施設の整備及び係船者への指導により、そのほとんどが解消された。今後も施設の適切な管理・運営により対策を推進していく。

#### (2) 実施主体

静岡県浜松土木事務所、浜松市土木部河川課、湖西市都市整備部土木課、  
(公財) 浜名湖総合環境財団

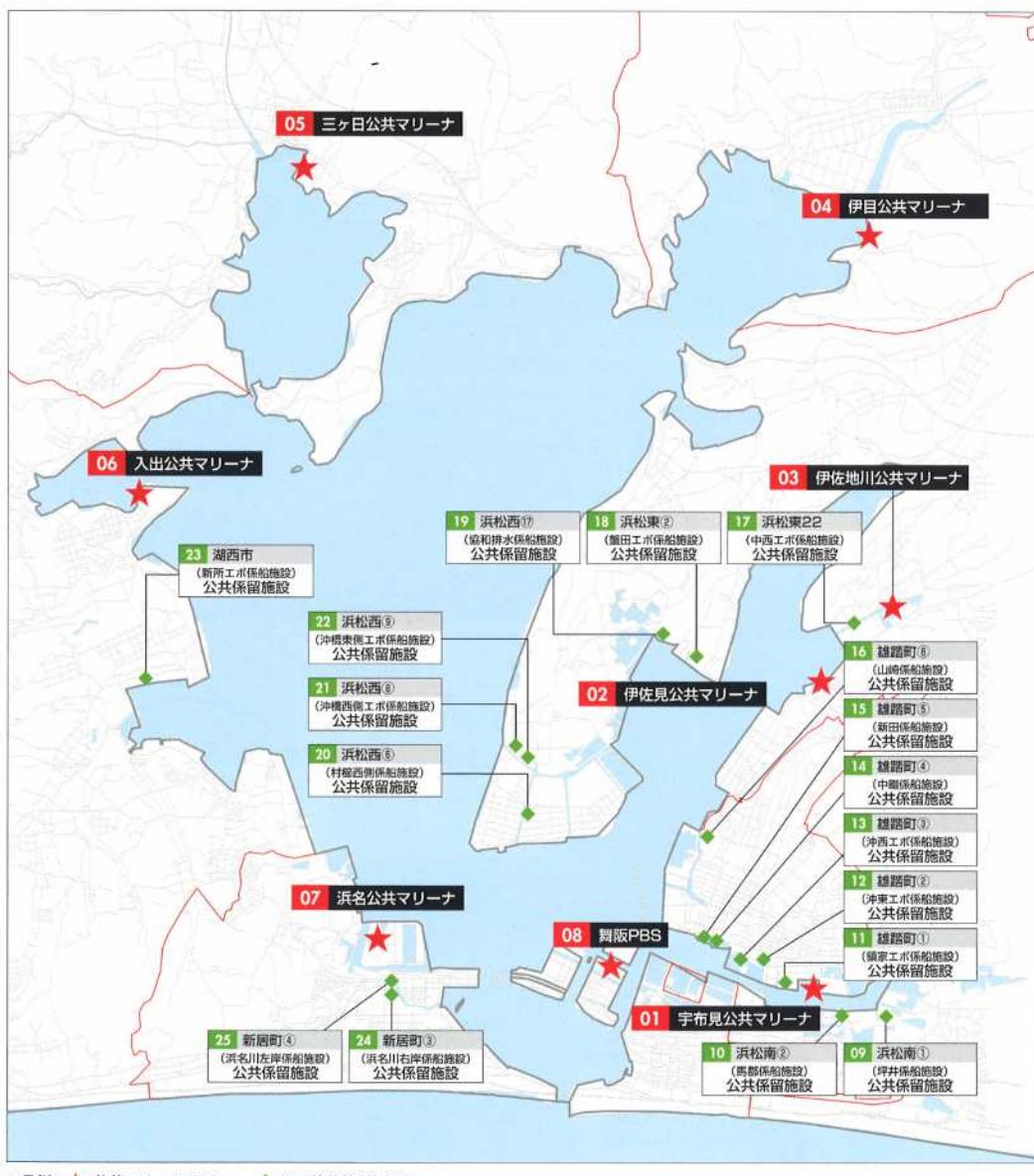


図 5.9 浜名湖 公共係船施設 位置図

## 5.4 拠点整備に係る取組

### 5.4.1 マリンスポーツの拠点整備

#### (1) 概要

「ビーチ・マリンスポーツ事業化計画（平成 30 年 12 月）」に基づき、浜名湖において以下のとおり、マリンスポーツの拠点整備に取り組む。

#### ■村櫛地区 《大会誘致ゾーン》

村櫛海岸は、波が穏やかで遠浅であり、マリンスポーツに適した風が吹くことから、毎年、ウインドサーフィンの全国大会やトライアスロンの大会が開催されている。また、敷地内にはウインドサーフィンショップやカフェ、キャンプサイトが立地しており、週末になると多くの愛好家が訪れる。事業化計画では「大会誘致ゾーン」と示しているが、2011 年の台風 15 号の被害により護岸が崩れることや、海岸の砂浜が削られていることから、競技及び景観に支障が出ており、護岸等の整備が必要である。敷地は、村櫛自治会所有のため、村櫛自治会及びショップ等と連携して整備の方向性を検討していく。

#### ■三ヶ日地区 《大会誘致ゾーン》

三ヶ日地区は、東名高速道路のインターから至近の立地条件や、年間を通じて水温・風・波に恵まれるなど、マリンスポーツに必要な競技環境が整っている。令和 4 年度に基本構想を策定し、三ヶ日青年の家の東側にある市有地を整備候補地として、防波堤や管理棟等の整備方針を示し、モデルプランを作成。施設の在り方によっては、さらに優位性が高まり、大規模な大会の開催や、国内外から多くの人が集まる拠点としての可能性を秘めていることから、浜名湖におけるマリンスポーツの拠点となる施設整備を行う。

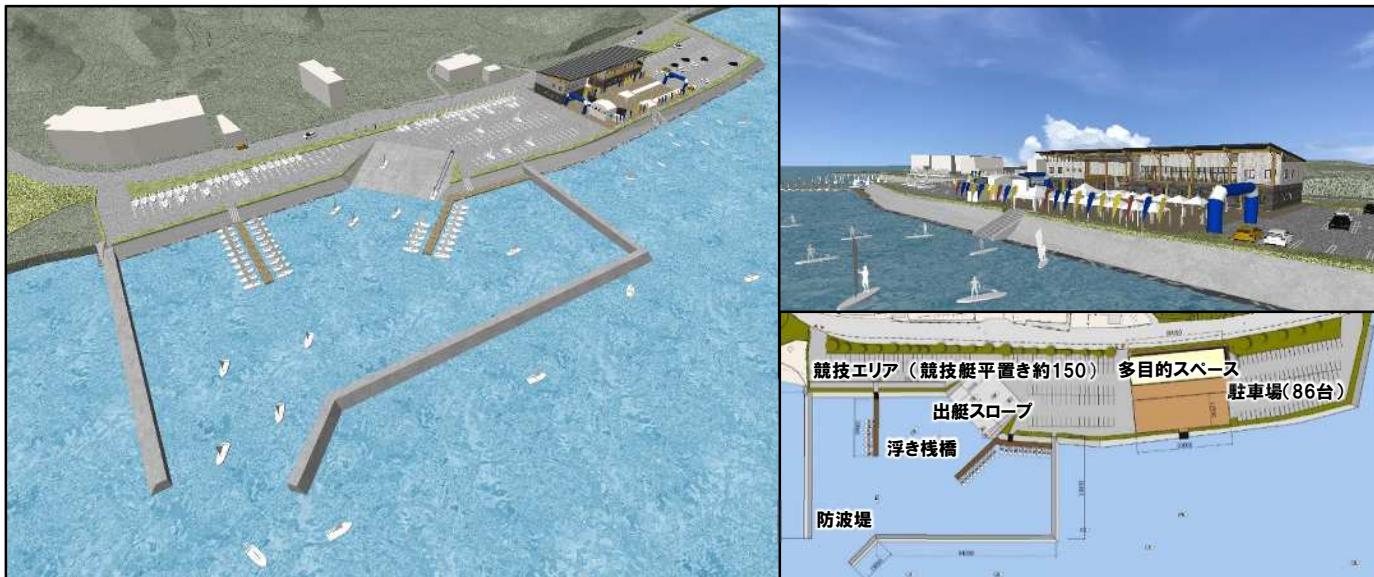


図 5.10 (参考) 基本構想のモデルプラン整備イメージ図

(※) 施設配置計画について検討中であり、本図はあくまでもイメージ図であり、

必ずしもこのとおり整備するわけではない。

#### (2) 実施主体

浜松市市民部スポーツ振興課

## 5.4.2 弁天島海浜公園の再整備

### (1) 概要

弁天島海浜公園は、浜松・浜名湖地域を代表する観光スポットであり、磯遊びやシーカヤックなどの体験観光のほか、遠江八景に数えられる夕日の鑑賞、浜名湖産のしらすや牡蠣を堪能できるなど、一年を通して魅力を感じられる場所である。

「浜名湖観光圏整備計画」では、浜名湖の玄関口に位置する弁天島地域を、宿泊施設が集積し、遠州灘や浜名湖の多彩な食文化を楽しめる「滞在促進地区」に位置付けており、それを継承した「海の湖観光戦略 2024-2028」においても、隣接する新居・湖西とあわせ「表浜名湖・湖西エリア」として重視している。

こうした中、舞阪・弁天島地区を中心とする周辺地域の地域振興と観光振興に向け、民間活力の導入により、弁天島海浜公園を浜松・浜名湖観光の拠点として再整備を行う。



図 5.11 弁天島海浜公園

### (2) 実施主体

浜松市産業部観光・シティプロモーション課

## 5.5 環境などの保全に係る取組

### 5.5.1 地域との連携による環境保全活動

#### (1) 概要

浜名湖には、砂浜や干潟、岩礁、ヨシ原やアマモ場など、多様な環境が形成されており、動植物の重要な生息地となっている。また、浜名湖は水産業・観光などの人の営みと密接に関わりがある湖である。このような環境を保全し、美しく豊かな浜名湖を次世代に受け継いでいくため、地域との連携による環境保全活動に取り組む。

#### ■地域との連携による環境保全活動

##### ・体験型環境学習

浜松市・湖西市の小学生を対象とした環境学習

(アマモ場での水生生物の観察、マイクロプラスチックごみの調査、  
海苔つみ体験など)

##### ・浜名湖クリーン作戦

毎年6月第一日曜日に、浜松市・湖西市の市民や企業・団体が参加し清掃活動

#### (2) 実施主体

浜名湖の水をきれいにする会

### 5.5.2 景観保全のための海岸漂着物の除去清掃

#### (1) 概要

館山寺サンビーチや三ヶ日地区大崎遊歩道において、景観保全を目的に海岸漂着物の除去清掃を行う。

#### (2) 実施主体

浜松市産業部観光・シティプロモーション課

## 6. エリア別整備構想（整備のイメージ）

### 6.1 エリア区分

湖岸堤の整備にあたり水辺空間の環境保全と利用が適正に行われるよう、浜名湖の全周約120kmについて、地域のつながりや湖岸の利用状況、地形状況等を考慮し、図6.1のとおり5つのエリアに区分し、それぞれについて目指す姿や整備にあたる方向性・配慮事項を整理する。



図 6.1 浜名湖のエリア区分

エリアごとの目指す姿と整備にあたる方向性・配慮事項を次頁に定める。

これらは、エリアごとの実状及び「5. 浜名湖の魅力向上や地域の活性化につながる構想や取組」を踏まえて整理したものである。

表 6.1 エリアごとの目指す姿と整備にあたる配慮事項

対象エリア	目指す姿	着眼点	配慮事項
(1) 舞阪・弁天島・雄踏・新居	■賑わいとふれあいの湖畔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光漁業の減少</li> <li>・桟橋や沿岸施設の設置、増設による舟運の活用</li> <li>・使用されていない桟橋の放置による景観阻害</li> <li>・ビューポイントにおける護岸整備と景観との調和</li> <li>・アマモ場の減少</li> <li>・遠州灘との交通ルートとしての頻繁な利用</li> <li>・観光拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産業や関連生物の生息の生息環境への配慮</li> <li>・舟運の活用に向けた検討</li> <li>・護岸整備にあたる周辺景観との調和、眺望への配慮</li> <li>・良好なアマモ場の保全</li> <li>・観光業との連携による賑わいづくり</li> <li>・水辺空間整備における親水性への配慮</li> <li>・今切口等の航路における船舶航行の安全</li> </ul>
(2) 庄内・館山寺	■湖面に浮かぶ自然と共生する湖畔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点在する観光施設を巡るための交通手段</li> <li>・親水利用</li> <li>・桟橋や沿岸施設の設置・増設による舟運の活用</li> <li>・一般車両との併用区間での安全性、快適性の確保</li> <li>・サイクリングによる周遊性の向上</li> <li>・名勝（文化財）としての景観の保護と活用</li> <li>・三ヶ日青年の家で全国規模レベルの大会が毎年開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設間の移動・周遊性の向上</li> <li>・水辺空間整備における親水性への配慮</li> <li>・護岸整備にあたる周辺景観との調和、眺望への配慮</li> <li>・舟運の活用に向けた検討</li> <li>・周遊性の向上に向けた配慮</li> <li>・良好な自然環境の保全・創出</li> <li>・ビーチ・マリンスポーツとの連携による賑わいづくり</li> <li>・湖岸を活用した周遊性の向上、自転車利用、散策の促進</li> <li>・名勝（文化財）の眺望への配慮、条例の順守</li> </ul>
(3) 細江湖	■豊かな自然環境を楽しむ湖畔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビューポイントにおける護岸整備と景観との調和</li> <li>・自然の魅力を生かしたウォーキングやサイクリング</li> <li>・ひろがりのある景観を望める場の創出やアクセスの周知</li> <li>・点在する観光施設や文化財などを巡るための交通手段</li> <li>・名勝（文化財）としての景観の保護と活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸整備にあたる周辺景観との調和、眺望への配慮</li> <li>・良好な自然環境の保全・創出</li> <li>・周遊性の向上に向けた配慮</li> <li>・憩いの場の創出</li> <li>・湖岸を活用した周遊性の向上、自転車利用、散策の促進</li> <li>・名勝（文化財）の眺望への配慮、条例の順守</li> </ul>
(4) 猪鼻湖	■湖の風景を楽しむ湖畔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろがりのある景観を望める場の創出やアクセスの周知</li> <li>・点在する観光施設や文化財などを巡るための交通手段</li> <li>・セーリングが盛ん</li> <li>・名勝（文化財）としての景観の保護と活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸整備にあたる周辺景観との調和、眺望への配慮</li> <li>・周遊性の向上に向けた配慮</li> <li>・湖岸を活用した周遊性の向上、自転車利用、散策の促進</li> <li>・ビーチ・マリンスポーツとの連携による賑わいづくり</li> <li>・名勝（文化財）の眺望への配慮、条例の順守</li> </ul>
(5) 鷲津・新所・入出	■街並み、歴史探訪と湖の風景を楽しむ湖畔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイクリングロードと一般車両との併用区間における安全性、快適性の確保</li> <li>・点在する観光施設などを巡るための交通手段</li> <li>・名勝（文化財）としての景観の保護と活用</li> <li>・観光拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖岸を活用した周遊性の向上、自転車利用、散策の促進</li> <li>・周遊性の向上に向けた配慮</li> <li>・水辺空間整備における親水性への配慮</li> <li>・良好なヨシ原の保全</li> <li>・護岸整備にあたる周辺景観との調和、眺望への配慮</li> <li>・舟運の活用に向けた検討</li> <li>・名勝（文化財）の眺望への配慮、条例の順守</li> <li>・観光業との連携による賑わいづくり</li> </ul>

## 6.2 湖岸堤の整備イメージ

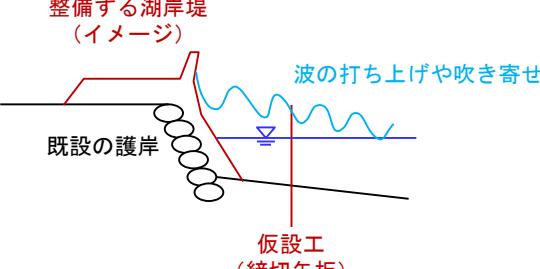
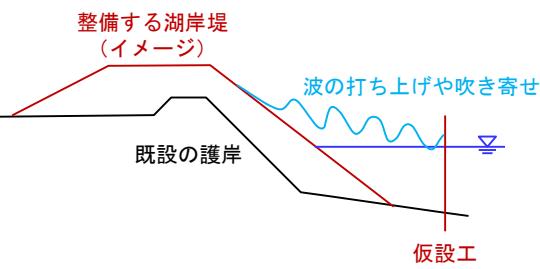
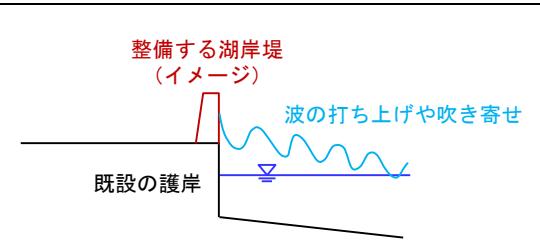
想定される高潮・津波による浸水被害を防止するための湖岸堤の整備にあたるイメージ図を表6.2に示す。

これらは堤防や護岸を整備する際に一般的に採用される構造であるが、既設護岸の健全度のほか、水辺の状況や湖岸の利用状況など、地域ごとの実状に応じてそれぞれの構造を使い分けることを考える必要がある。

例えば親水性を考慮した場合は緩傾斜堤の整備により良好な水辺環境の創出が図られることが考えられる。湖岸の利用が少ない地域や周辺の土地利用が進んだ地域、地域への影響や経済性の観点から直壁や急勾配護岸の整備とすることも考えられる。また、水辺環境への配慮の観点からは緩傾斜堤に比べてパラペットや直壁・急勾配護岸の整備による方が水域の消失範囲が小さく有利であると考えられる。

このように、それぞれの構造の特徴を踏まえ、整備にあたっては地域の実状やニーズ、整備にあたる配慮事項等を把握し、地域や関係者の意見を伺った上で構造を決定し、事業を進めいくこととする。

表 6.2 湖岸堤の整備にあたる護岸構造のイメージ

	イメージ図	特徴
パターン1 直壁・急勾配 護岸		<ul style="list-style-type: none"> <li>水域の消失範囲は比較的小さい</li> <li>護岸が急勾配であるため親水性は低い</li> <li>工事の実施にあたる用地上の制約は中程度</li> </ul> <p>※ 親水性は低く、湖岸の利用が少ない箇所に適している（必要に応じて階段やスロープの設置は可能）</p> <p>（参考）コスト情報： パターン3を1とした場合のコスト比較 3～4程度</p>
パターン2 緩傾斜堤		<ul style="list-style-type: none"> <li>水域の消失範囲は大きくなる（水深が大きい箇所には適さない）</li> <li>護岸の勾配が緩いため親水性は高い</li> <li>堤防の幅が大きく、また、工事の実施にあたり大型の重機が必要となるなど用地上の制約が大きい</li> </ul> <p>※ 湖岸の利用が多く、水域と陸域とのつながりを必要とする箇所に適している</p> <p>（参考）コスト情報： パターン3を1とした場合のコスト比較 7程度</p>
パターン3 パラペット		<ul style="list-style-type: none"> <li>嵩上高が1m程度までの箇所に適用例が多い</li> <li>構造物自体が小さく、周辺に与える影響はパターン1, 2と比べて小さい</li> </ul> <p>（参考）コスト情報： コスト比較の基準値 1</p>

※あくまでもイメージ図であり、必ずしもこの構造により湖岸堤を整備するわけではない。

### 6.3 湖岸堤の整備の進め方に関する考え方

湖岸堤全体の延長が長く（約120km）、想定される高潮・津波による浸水被害を防止するための堤防高に満たない延長はその半分程度（約55km）あることから、整備の進め方を整理した上で計画的かつ効果的に整備を進めていく必要がある。また、景観や環境保全、水産振興、観光等の取組を県の各部局や関係市・団体等が実施しており、湖岸堤の整備にあたってはこれら関係者の調整・連携が必要となる。

以上から、防護の観点による湖岸堤の整備の進め方に関する考え方は、これまでの湖岸堤の整備状況などを踏まえ事業効果の早期発現の観点も考慮し、高潮や津波により想定される被害の状況を踏まえて順に整備を進めていくことを基本とする。

また、防護の観点による湖岸堤の整備とあわせ、浜名湖の魅力向上につながる利用や観光、環境や景観に係る取組については、「かわまちづくり」支援制度<sup>(※)</sup>を活用するなど、地域や関係市と河川管理者が連携した取組を推進していく。

この考え方に基づき、具体的に事業を実施する区間の整備を河川法に基づく都田川水系河川整備計画など、各事業実施主体が事業計画に位置付けた上で、順次、事業を実施していく。

(※) 「かわまちづくり」支援制度とは

「かわまちづくり」とは『河川空間とまち空間が融合した、良好な空間形成を目指す取組』のことである。「かわ」が有する地域特有の魅力を生かし、「まち」と一体となったソフト施策やハード施策を実施することで水辺空間の質を向上させ、地域の活性化や地域ブランドの向上などが実現できる。「かわまちづくり」は、市町や民間事業者及び地域住民と河川管理者といった多様な主体が連携するため、その取組を進める過程で、地域の様々な課題解決につながるなど、多くのメリットがある。

「かわまちづくり」支援制度とは、地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度で、推進主体は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、河川管理者は支援制度に登録された当該計画に基づき必要なソフト施策・ハード施策の支援を行う。

「かわまちづくり」支援制度の推進体制を図 6.2に示す。

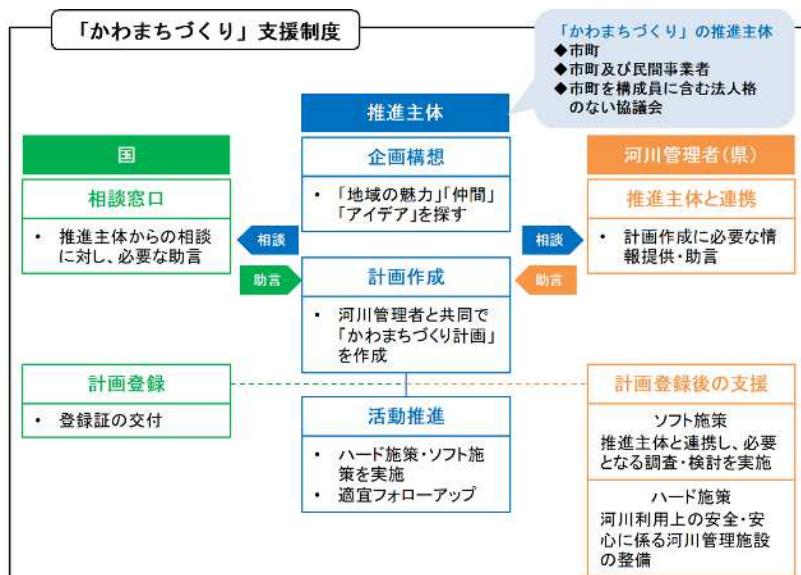


図 6.2 「かわまちづくり」支援制度の推進体制

## 6.4 湖岸堤の整備にあたる利用・環境への配慮事項

「3.2 水辺利用に関する現状と課題」及び「3.3 水辺環境に関する現状と課題」の整理を踏まえ、湖岸堤の整備にあたる利用・環境への配慮事項及び「かわまちづくり」支援制度の活用による浜名湖の魅力向上や地域の活性化につながると考えられる取組を整理する。

なお、湖岸堤全体の延長は長く、地域ごとに実状やニーズも異なるため、地域や活動団体等から意見を聴き取るなど、整備にあたっては地域の実状やニーズ、整備にあたる配慮事項等を把握し、地域や関係者と合意形成を図って湖岸堤の整備や取組を進めていくこととする。

### (1) 湖岸堤の整備にあたり利用の観点から配慮する事項

湖岸堤の整備にあたり利用、観光の観点から配慮すべき事項の例を以下に整理する。

表 6.3 湖岸堤の整備にあたり利用、観光の観点から配慮すべき事項（例）

項目	着眼点	配慮事項
水産振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁獲量の減少傾向</li> <li>・観光漁業の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物環境に悪影響を及ぼさないよう潮の満ち引きによる水平方向の流れを阻害しない配慮</li> <li>・干潟やアマモ場、ヨシ原の保全、再生</li> <li>・護岸整備にあたる魚巣ブロックの使用など魚介類が生息可能な空間の創出</li> <li>・水産業に支障とならない位置・構造の選定</li> </ul>
観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風光明媚で観光ポテンシャルが高い箇所が多く存在</li> <li>・浜名湖北部の一部の区域（湖面・陸地）が県の名勝に指定</li> <li>・県西部の重要な観光資源</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観や眺望を阻害しないような護岸構造や材質、色彩などの選定</li> <li>・名勝の保全</li> <li>・船舶の係留・利用に支障とならない位置・構造の選定</li> </ul>
親水空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人が水辺に近づくことができる場所の減少</li> <li>・イベントの拠点となる水辺空間の創出</li> <li>・環境学習の場の創出（次世代への浜名湖の環境の継承、伝承）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩傾斜堤、階段護岸など親水性に配慮した護岸形式の選定</li> </ul>

### (2) 湖岸堤の整備にあたり環境の観点から配慮する事項

湖岸堤の整備にあたり環境、景観の観点から配慮すべき事項の例を以下に整理する。

表 6.4 湖岸堤の整備にあたり環境、景観の観点から配慮すべき事項（例）

項目	着眼点	配慮事項
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な環境が形成され、生物にとって重要な生息・生育・繁殖環境</li> <li>・干潟、ヨシ原、アマモ場の減少</li> <li>・浜名湖及びその周辺が県立自然公園や重要湿地（環境省）に指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な環境の保全、再生に配慮した護岸構造や材質の選定</li> <li>・干潟やアマモ場、ヨシ原の保全、再生（再掲）</li> <li>・陸域と水域との連続性の確保</li> <li>・ブルーカーボンに配慮した取組</li> <li>・県立自然公園、重要湿地の保全</li> </ul>
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖岸各所にビュースポットが存在</li> <li>・遊覧船や浜名湖上のアクティビティからの景観の一部を湖岸堤が形成</li> <li>・浜名湖北部の一部の区域（湖面・陸地）が県の名勝に指定</li> <li>・浜名湖ならではの景観の保全・形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名勝をはじめ景観や眺望を阻害しないような護岸構造や材質、色彩などの選定（再掲）</li> </ul>

### (3) 浜名湖の魅力向上や地域の活性化につながると考えられる取組

浜名湖の魅力向上や地域の活性化に向けた取組の検討を進めていくための着眼点を表 6.5 に整理する。

なお、これらは本計画策定の過程において、地域との意見交換会や関係部局からの情報により整理したものであり、必ずしも地域の実状や課題、ニーズの全てを把握できているわけではない。このため、前述の防護に関する事業と同様に、「かわまちづくり」支援制度の活用や関係機関及び地域住民との連携により、浜名湖の魅力向上や地域の活性化につながると考えられる取組についても、地域の意見を丁寧に聴き、合意形成を図って取組を進めていくこととする。

表 6.5 浜名湖の魅力向上や地域の活性化につながると考えられる取組に向けた着眼点

項目	着眼点
水産振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁獲量の減少傾向</li> <li>・観光漁業の減少</li> </ul>
観光・マリンスポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊覧船の運航</li> <li>・観光施設や水辺を活用したスポットが点在（移動性、周遊性の向上による一層の賑わい創出）</li> <li>・マリンレジャー、マリンスポーツなど多様な利用</li> <li>・マリンスポーツの大会・合宿誘致、ランニング</li> <li>・来訪者や湖岸利用の促進</li> </ul>
親水空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来訪者や湖岸利用の促進</li> <li>・過去に設置され使用されていない桟橋の放置による景観阻害</li> <li>・台風や大雨、冬季の風浪等による湖岸へのゴミや流木の漂着</li> </ul>
船舶の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船やプレジャーボート、遊覧船の運航</li> </ul>
道路（サイクリングロード）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部に限られた自転車専用道</li> <li>・自動車と自転車の錯綜による事故の危険性、交通渋滞の発生</li> <li>・サイクリストの増加</li> </ul>
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少種の個体数の減少</li> <li>・外来種の増加に伴う生態系への影響</li> </ul>
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜名湖一周による多様な景観を楽しむことによる魅力の向上</li> <li>・浜名湖北部の一部の区域（湖面・陸地）が県の名勝に指定</li> <li>・浜名湖ならではの景観の保全・形成</li> </ul>

卷末に、「かわまちづくり」をはじめ、浜名湖の魅力向上や地域の活性化につながると考えられる取組を検討する際の着眼点に参考となる、河川や湖において全国的に実施されている取組事例を紹介する。

## 6.5 各エリアの実状と水辺空間の整備にあたる配慮事項

ここでは、エリアごとの実状と、これを踏まえた水辺空間の整備にあたる配慮事項を整理する。

### (1) 舞阪・弁天島・雄踏・新居エリア

本エリアは、交通の利便性が高く、雄踏温泉をはじめ宿泊施設が集積している。首都圏・関西圏・中京圏から浜名湖を訪れる玄関口であり、「海の湖観光戦略（2024-2028）（公財）浜松・浜名湖ツーリズムビューロー」では「表浜名湖交流地区」に位置付けられている。

また、漁業や養殖産業が集積しており、潮干狩り・たきや漁、海水浴場・マリンスポーツ等の体験型観光も行われている。

本エリアに位置する浜名港及び舞阪漁港は、多くの漁船により水産流通の拠点として活用されている。また、浜名港は静岡県地域防災計画における防災港湾に位置付けられており、大規模災害時の防災拠点として緊急物資輸送船の利用が想定されている。

新居地区は、東海道宿場町として歴史・文化の佇まいがあふれる観光資源が豊富であるとともに、ボートレース浜名湖やマリーナ・桟橋等の湖面利用もなされている。また、毎年7月には「浜名湖ミナトリング」が開催され、官民一体となった地域活性化に取り組んでいる。

このような実状を踏まえ、本エリアでは「賑わいとふれあいの湖畔」を目指した水辺空間の整備に取り組む。

表 6.6 舞阪・弁天島・雄踏・新居エリアの実状と水辺空間の整備にあたる配慮事項

実状（着眼点）	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁獲量の減少傾向</li> <li>・観光漁業の減少</li> <li>・桟橋や沿岸施設の設置、増設</li> <li>・使用されていない桟橋の放置</li> <li>・ビューポイントにおける護岸整備と景観との調和</li> <li>・アマモ場の減少</li> <li>・遠州灘との交通ルートの確保</li> <li>・観光拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産業や関連生物の生息の生息環境への配慮</li> <li>・舟運の活用に向けた検討</li> <li>・護岸整備にあたる周辺景観との調和、眺望への配慮</li> <li>・良好なアマモ場の保全</li> <li>・観光業との連携による賑わいづくり</li> <li>・水辺空間整備における親水性への配慮</li> <li>・今切口等の航路における船舶航行の安全</li> </ul>



図 6.3 湖岸の防護目標に対する堤防の不足高（舞阪・弁天島・雄踏・新居エリア）

## (2) 庄内・館山寺エリア

本エリアには、館山寺地区を中心に浜名湖の豊かな自然環境を満喫できるレジャー・観光施設と温泉宿泊施設が集積するとともに、館山寺サンビーチ等の海水浴場が位置し、プレジャーボートを係留するマリーナも多く整備され、マリンスポーツも盛んに行われている。

一方で、点在する観光施設等を巡るための交通手段が少なく、周遊性の向上を求める意見や、サイクリング利用者の増加に伴い、浜名湖の豊かな自然環境や眺望を楽しむことができるよう湖岸を活用したサイクリングロードの整備を求める意見などが地域から出されている。

このような実状を踏まえ、本エリアでは「湖面に浮かぶ自然と共生する湖畔」を目指した水辺空間の整備に取り組む。

表 6.7 庄内・館山寺エリアの実状と水辺空間の整備にあたる配慮事項

実状（着眼点）	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>点在する観光施設を巡るための交通手段</li> <li>親水利用</li> <li>桟橋や沿岸施設の設置・増設</li> <li>一般車両との併用区間での安全性、快適性の確保</li> <li>サイクリングによる周遊性の向上</li> <li>名勝（文化財）としての景観の保護と活用</li> <li>三ヶ日青年の家で全国規模レベルの大会が毎年開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光施設間の移動・周遊性の向上</li> <li>水辺空間整備における親水性への配慮</li> <li>護岸整備にあたる周辺景観との調和、眺望への配慮</li> <li>舟運の活用に向けた検討</li> <li>周遊性の向上に向けた配慮</li> <li>良好な自然環境の保全・創出</li> <li>ビーチ・マリンスポーツとの連携による賑わいづくり</li> <li>湖岸を活用した周遊性の向上、自転車利用、散策の促進</li> <li>名勝（文化財）の眺望への配慮、条例の順守</li> </ul>



図 6.4 湖岸の防護目標に対する堤防の不足高（庄内・館山寺エリア）

### (3) 細江湖エリア

本エリアには、気賀関所や湖北五山の一部等、歴史的・文化的資源が集積している。

自然や地域の魅力を生かしたウォーキングやサイクリングが盛んで、野鳥観察も行われている。また、奥浜名湖展望台から浜名湖を望む複雑な湖岸線と対岸の自然・山並みを借景とした美しい風景は、訪れた人を圧巻する。さらに、天竜浜名湖鉄道や遊覧船が二次交通を兼ねた観光コンテンツの役割を果たしている。

このような実状を踏まえ、本エリアでは「豊かな自然環境を楽しむ湖畔」を目指した水辺空間の整備に取り組む。

表 6.8 細江湖エリアの実状と水辺空間の整備にあたる配慮事項

実状（着眼点）	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>ビューポイントにおける護岸整備と景観との調和</li> <li>自然の魅力を生かしたウォーキングやサイクリング</li> <li>ひろがりのある景観を望める場の創出やアクセスの周知</li> <li>点在する観光施設や文化財などを巡るための交通手段</li> <li>名勝（文化財）としての景観の保護と活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>護岸整備にあたる周辺景観との調和、眺望への配慮</li> <li>良好な自然環境の保全・創出</li> <li>周遊性の向上に向けた配慮</li> <li>憩いの場の創出</li> <li>湖岸を活用した周遊性の向上、自転車利用、散策の促進</li> <li>名勝（文化財）の眺望への配慮、条例の順守</li> </ul>

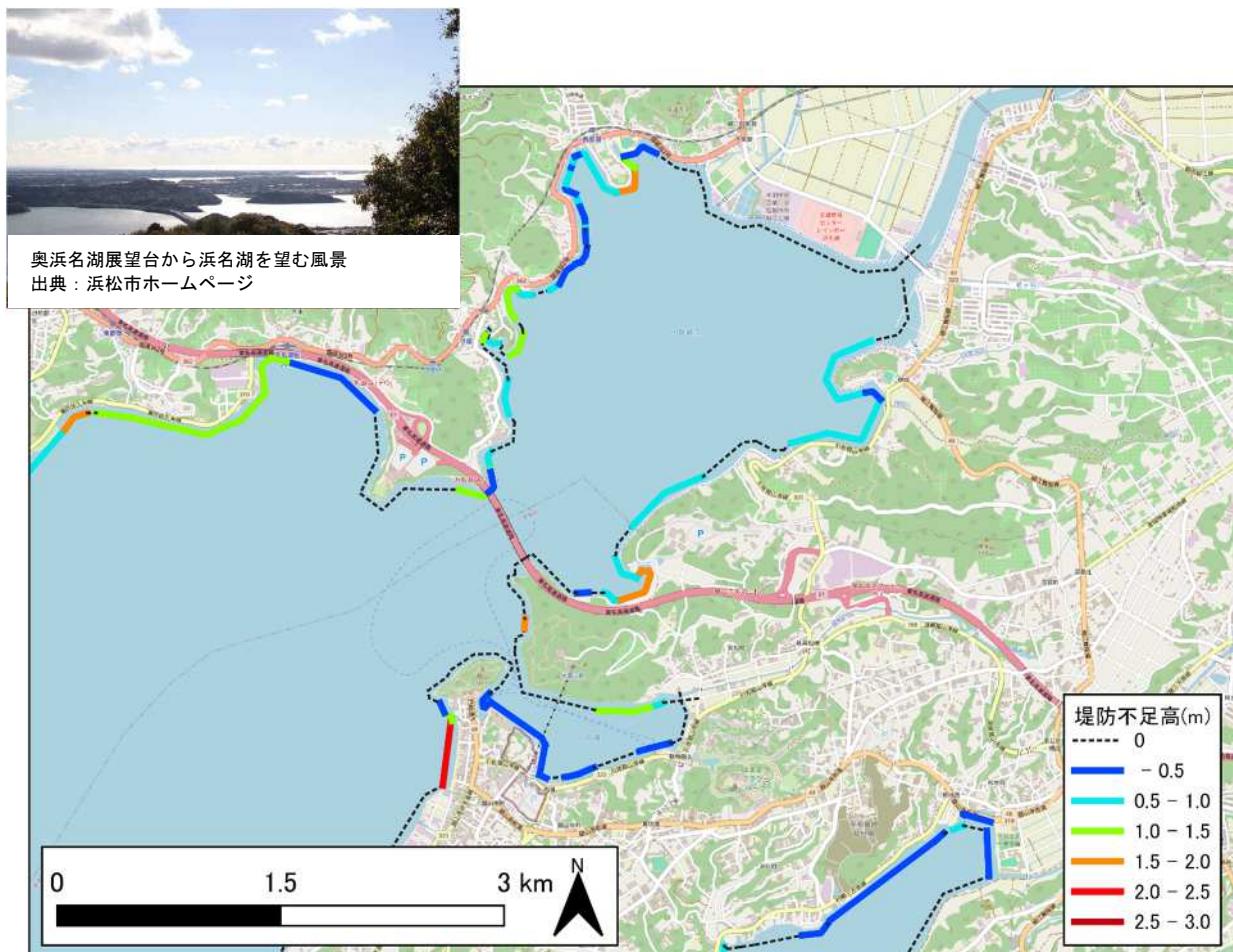


図 6.5 湖岸の防護目標に対する堤防の不足高（細江湖エリア）

#### (4) 猪鼻湖エリア

本エリアには、三ヶ日・奥浜名湖温泉の大型宿泊施設が集積しており、歴史的・文化的な観光資源が点在している。また、浜名湖と周辺の陸域には風光明媚な景観が広がり、湖面及び陸域の一部が県の名勝に指定されている。

これらの点在する観光資源へのアクセス性の向上や景観に配慮した水辺空間の整備、浜名湖を含めた風光明媚な景観を楽しみながらサイクリングができるよう湖岸を活用したサイクリングロードの整備を求める意見が地域から出されている。

このような実状を踏まえ、本エリアでは「湖の風景を楽しむ湖畔」を目指した水辺空間の整備に取り組む。

表 6.9 猪鼻湖エリアの実状と水辺空間の整備にあたる配慮事項

実状（着眼点）	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろがりのある景観を望める場の創出やアクセスの周知</li> <li>・点在する観光施設や文化財などを巡るための交通手段</li> <li>・セーリングが盛ん</li> <li>・名勝（文化財）としての景観の保護と活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸整備にあたる周辺景観との調和、眺望への配慮</li> <li>・周遊性の向上に向けた配慮</li> <li>・湖岸を活用した周遊性の向上、自転車利用、散策の促進</li> <li>・ビーチ・マリンスポーツとの連携による賑わいづくり</li> <li>・名勝（文化財）の眺望への配慮、条例の順守</li> </ul>

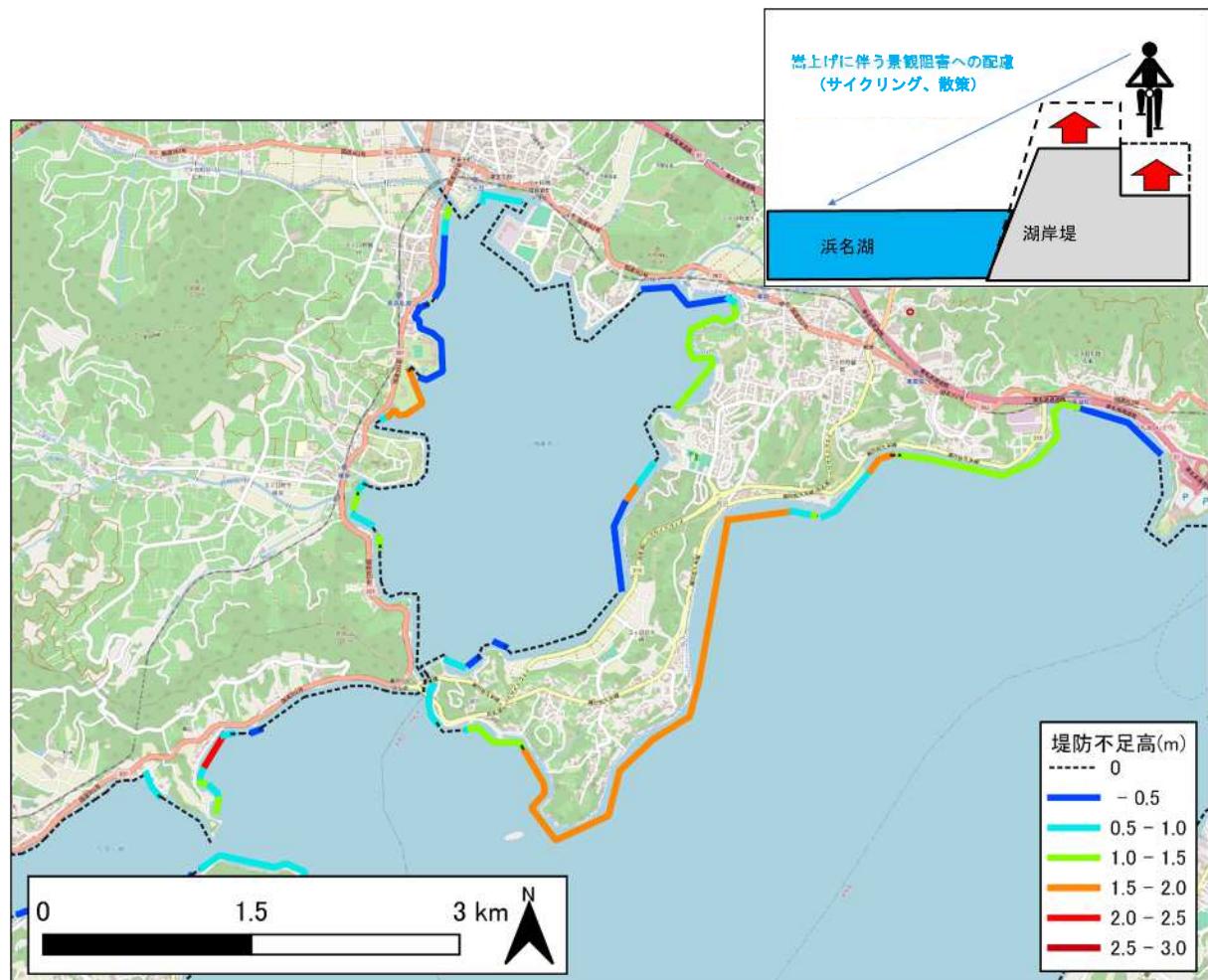


図 6.6 湖岸の防護目標に対する堤防の不足高（猪鼻湖エリア）

## (5) 鷺津・新所・入出エリア

本エリアのうち、鷺津地区は市街地・宅地として、新所地区及び入出地区ではマリンスポーツ、キャンプ場といった体験型観光施設としての利用が多い。また、周辺には寺社や記念館など歴史的・文化的な観光資源が点在している。

本エリアでは、浜名湖から少し離れた内陸側の国道にサイクリングロードが整備されているが、一般車両との併用区間となっており、車道内で自動車と自転車が錯綜し、交通安全上課題があり、地域からは自動車と自転車とを分離し、自転車を湖岸堤へ誘導するよう湖岸を活用したサイクリングロードの整備を求める意見が出されている。

このような実状を踏まえ、本エリアでは「街並み、湖の風景を楽しむ湖畔」を目指した水辺空間の整備に取り組む。

表 6.10 鷺津・新所・入出エリアの実状と水辺空間の整備にあたる配慮事項

実状（着眼点）	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイクリングロードと一般車両との併用区間における安全性、快適性の確保</li> <li>・点在する観光施設などを巡るための交通手段</li> <li>・名勝（文化財）としての景観の保護と活用</li> <li>・観光拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖岸を活用した周遊性の向上、自転車利用、散策の促進</li> <li>・周遊性の向上に向けた配慮</li> <li>・水辺空間整備における親水性への配慮</li> <li>・良好なヨシ原の保全</li> <li>・護岸整備にあたる周辺景観との調和、眺望への配慮</li> <li>・舟運の活用に向けた検討</li> <li>・名勝（文化財）の眺望への配慮、条例の順守</li> <li>・観光業との連携による賑わいづくり</li> </ul>

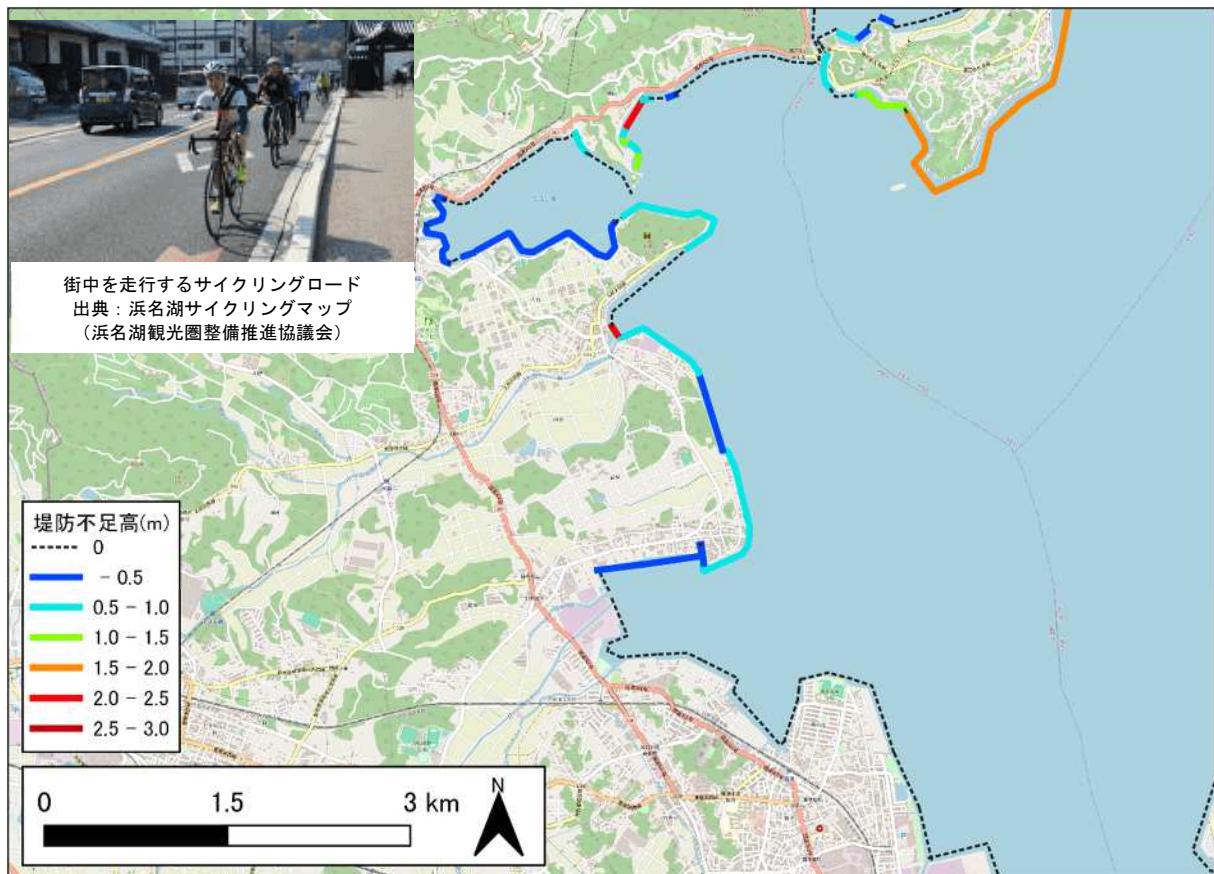


図 6.7 湖岸の防護目標に対する堤防の不足高（鷺津・新所・入出エリア）

# 卷 末

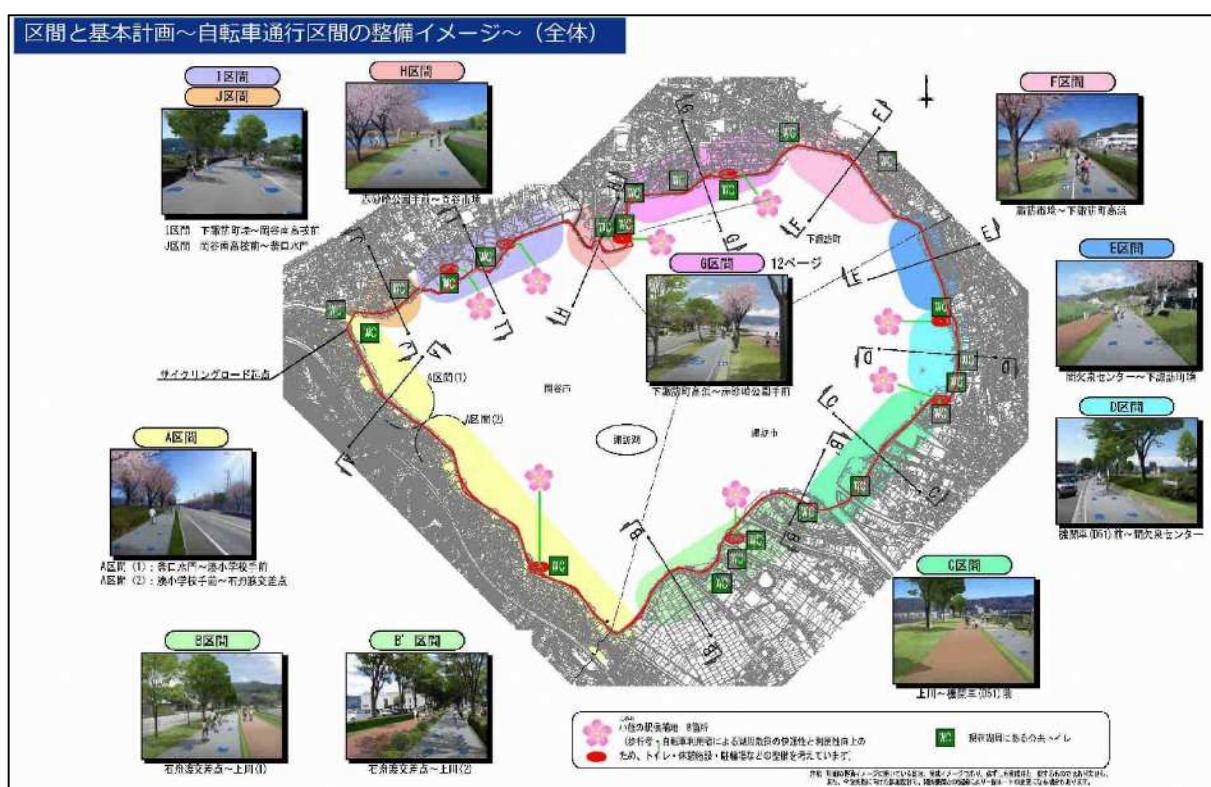
## ■取組事例



ふれあいの場の創出（湖畔への公園整備）



水辺利用の促進（湖畔への駐車場の整備）



湖周の観光、周遊性の向上（サイクリングロードの整備）



住民参加型の美化活動



自然との共生（水生植物の保全・復元）



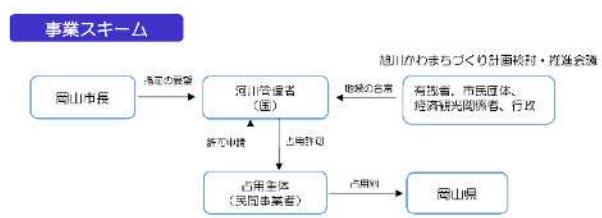
出典：諏訪湖水辺整備基本計画

## ■取組事例

- ・「かわまちづくり」支援制度を活用した取組事例

### 岡山県岡山市（一級河川旭川）

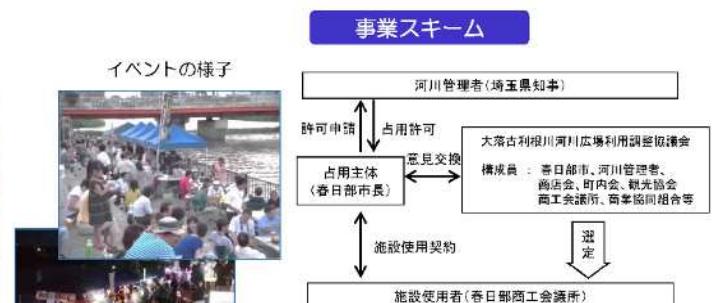
区域名称	旭川岡山京橋クルーズ
概要	川から海へとつながる歴史的資源を活用して、岡山と瀬戸内海の新たな魅力創出を図るとともに、京橋地区の活性化を目的とする。また瀬戸内国際芸術祭の開催に合わせて瀬戸内海の島々間を運航することで観光促進につなげるものである。
河川管理者	国土交通省
合意方法	旭川かわまちづくり計画検討・推進会議



湖上からの観光、アクセス性の向上（舟運）

### 埼玉県春日部市（一級河川大落古利根川）

区域名称	大落古利根川河川広場
概要	水辺再生事業で整備した親水テラスを「イベント広場」として活用。定期的に商店会等がイベント（水辺カフェ、コンサートなど）を開催し、水辺の賑わい空間を創出している。
河川管理者	埼玉県
合意方法	大落古利根川河川広場利用調整協議会



地場産業を活用したにぎわいの創出（オープンカフェ）

## ■浜名湖における関係法令

法令名		区域名	舞版・弁天島・雄路・新居エリア	庄内・館山寺エリア	細江湖エリア	猪鼻湖エリア	鷺津・新所・入出エリア
漁港区域	漁港及び漁場の整備等に関する法律(R6.4月改正)、静岡県漁港管理条例、村瀬漁港管理条例、浜松市漁港の管理に関する規則	村瀬漁港（第1種）	●				●
	漁港及び漁場の整備等に関する法律(R6.4月改正)、静岡県漁港管理条例、湖西市漁港管理条例	鷺津漁港（第1種）					●
	漁港及び漁場の整備等に関する法律(R6.4月改正)、静岡県漁港管理条例	舞版漁港（第3種）	●				
	漁港及び漁場の整備等に関する法律(R6.4月改正)、静岡県漁港管理条例、湖西市漁港管理条例	入出漁港（第1種）					●
港湾区域	港湾法、静岡県港湾管理条例	地方港湾浜名港	●	●			●
水源保全地域	静岡県水循環保全条例、静岡県地下水の採取に関する条例、浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会規約	浜名湖西岸地域地下水の採取に関する条例				●	●
	静岡県水循環保全条例、静岡県地下水の採取に関する条例	浜松市水源保全地域	●	●	●	●	
建築関連情報 宅地造成規制区域、災害危険区域	宅地造成等規制法、盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）	宅地造成工事規制区域	●				
	建築基準法、静岡県建築基準条例	災害危険区域1号	●				
	建築基準法（第69条：建築協定）	災害危険区域2号	●				
建築関連情報その他の関係法令	建築基準法、静岡県建築基準条例	22条指定区域	●			●	●
	建築基準法、都市計画法	白地地域、区域区分					
	建築基準法（第69条：建築協定）	建築協定区域					
	建築基準法	6条1項4号指定区域					
鳥獣保護区	景観法、浜松市景観条例、湖西市新居町周辺地区景観条例、浜松市線の保全及び育成条例、湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例施行規則（第7条：抑制地区として）	景観地区					
	港湾法、静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	臨港地区	●				
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）	特別保護地区					
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）、湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例施行規則（第7条：抑制地区として）	鳥獣保護区	●	●	●	●	●
自然公園、自然環境保全地域	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）	特定獣具（続）使用禁止区域	●	●	●	●	●
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）	指定獣法禁止区域					
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）	狩獵鳥獣捕獲禁止区域					
都市計画情報	静岡県立自然公園条例	県立自然公園	●	●	●	●	●
	自然環境保全法、静岡県自然環境保全条例	自然環境保全地域					
	都市計画法、建築基準法、都市再生特別措置法（立地適正化計画の策定）、静岡県建築基準条例	都市計画区域	●				
	都市計画法、建築基準法、都市再生特別措置法、静岡県建築基準条例、湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例施行規則（第7条：抑制地区として）	用途地域・市街地調整区域		●	●	●	●
	都市計画法、建築基準法、浜松市特別用途地区建築条例	特別用途地区	●			●	
	都市計画法、建築基準法、静岡県建築基準条例	高度地区	●	●			
	都市計画法、建築基準法、静岡県建築基準条例、建築士法第3条の2第3項（第3条の3第2項において準用の場合を含む。）の特例に関する条例（静岡県）	防火地域・準防火地域					●
	都市計画法、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基本を定める政令、浜松市風致地区条例、湖西市風致地区条例、湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例施行規則（第7条：抑制地区として）	風致地区	●				
	都市計画法、浜松市街化調整区域における開発区域等を定める条例、浜松市住民協議による土地利用の推進及び調整に関する条例	地区計画					
	都市計画法、建築基準法、都市再生特別措置法	都市計画道路					
屋外広告物規制情報	都市計画法、建築基準法、都市再生特別措置法	都市計画道路起終点					
	都市計画法、都市公園法	都市計画公園	●				
	都市計画法、都市緑地法	都市計画綠地					
文化財保護法	下水道法、静岡県流域下水道条例、静岡県流域下水道事業の設置に関する条例、静岡県が設置する流域下水道の構造の基準等を定める規則、静岡県希少野生動植物保護条例施行規則	流域下水道					
	都市計画法、都市再開発法、都市再生特別措置法、土地区画整理法、静岡県福祉のまちづくり条例、土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の制限に関する規則（静岡県）	市街地開発事業					●
	除外市町	●	●	●	●		
	特別規制地域（空港周辺地域）						
	特別規制地域（浜名湖）	●	●	●	●	●	
静岡県文化財保護条例	特別規制地域	●					
	普通規制地域	●					
	広告景観保全地区	●					
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	●	●	●	●	●	
	名勝指定地（浜名湖）		●	●	●	●	

(1) 舞阪・弁天島・雄踏・新居エリア

法令名		区域名	
漁港区域	漁港及び漁場の整備等に関する法律(R6.4月改正)、静岡県漁港管理条例	舞阪漁港（第3種）	-
港湾区域	港湾法、静岡県港湾管理条例	地方港湾浜名港	-
建築関連情報 その他関係法令	建築基準法、静岡県建築基準条例 港湾法、静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	22条指定区域 臨港地区	-
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）	鳥獣保護区	-
		特定獣具（銃）使用禁止区域	-
自然公園	静岡県立自然公園条例	県立自然公園	県立自然公園 - 第2種特別地域 県立自然公園 - 普通地域 県立自然公園 - 車馬等乗入れ規制地域
都市計画情報	都市計画法、建築基準法、都市再生特別措置法、静岡県建築基準条例	都市計画区域	都市計画区域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 商業地域 準工業地域 工業地域
			都市計画区域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 商業地域 準工業地域 工業地域
	都市計画法、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令、浜松市風致地区条例、湖西市風致地区条例、湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例施行規則（第7条：抑制地区として）	特別用途地区	娯楽・レクリエーション地区 スポーツ・健康レクリエーション地区
	都市計画法、建築基準法、静岡県建築基準条例	高度地区	高度地区
	都市計画法、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令、浜松市風致地区条例、湖西市風致地区条例、湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例施行規則（第7条：抑制地区として）	風致地区	第1種風致地区 第2種風致地区
	都市計画法、都市公園法	都市公園	都市計画公園
屋外広告物規制情報	屋外広告物法、浜松市屋外広告物条例、静岡県屋外広告物条例	除外市町	-
		特別規制地域（浜名湖）	-
		特別規制地域	-
		普通規制地域	-
		広告景観保全地区	-
文化財保護法	静岡県文化財保護条例、浜松市文化財保護条例、湖西市文化財保護条例	周知の埋蔵文化財包蔵地	-

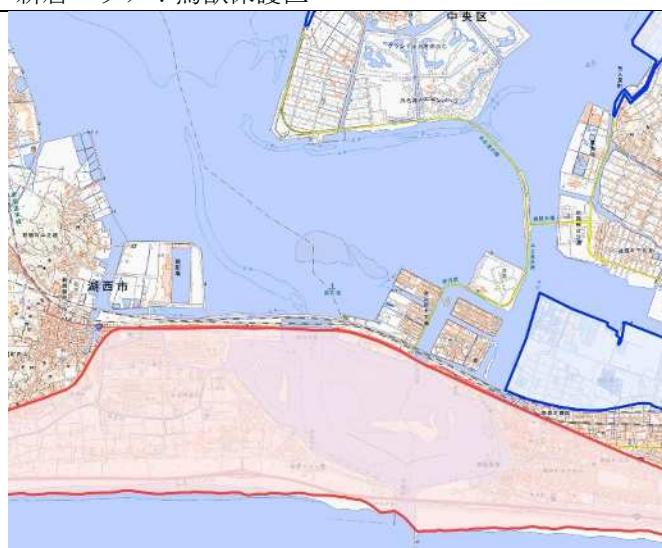
舞阪・弁天島・雄踏・新居エリア：漁港区域及び港湾区域



舞阪・弁天島・雄踏・新居エリア：建築関連情報、その他関係法令



舞阪・弁天島・雄踏・新居エリア：鳥獣保護区



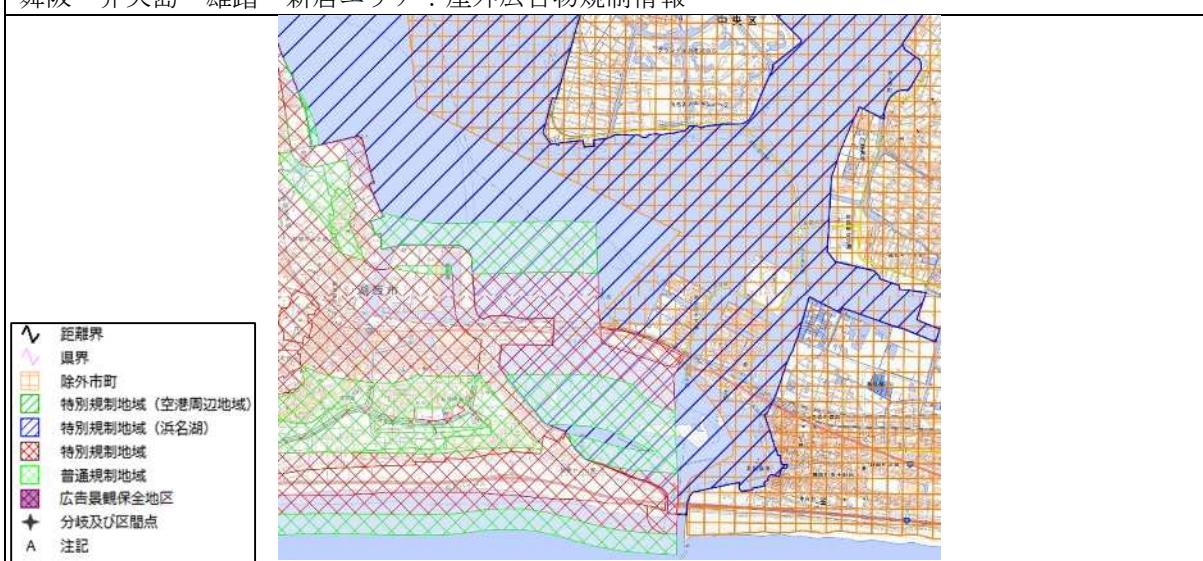
舞阪・弁天島・雄踏・新居エリア：自然公園



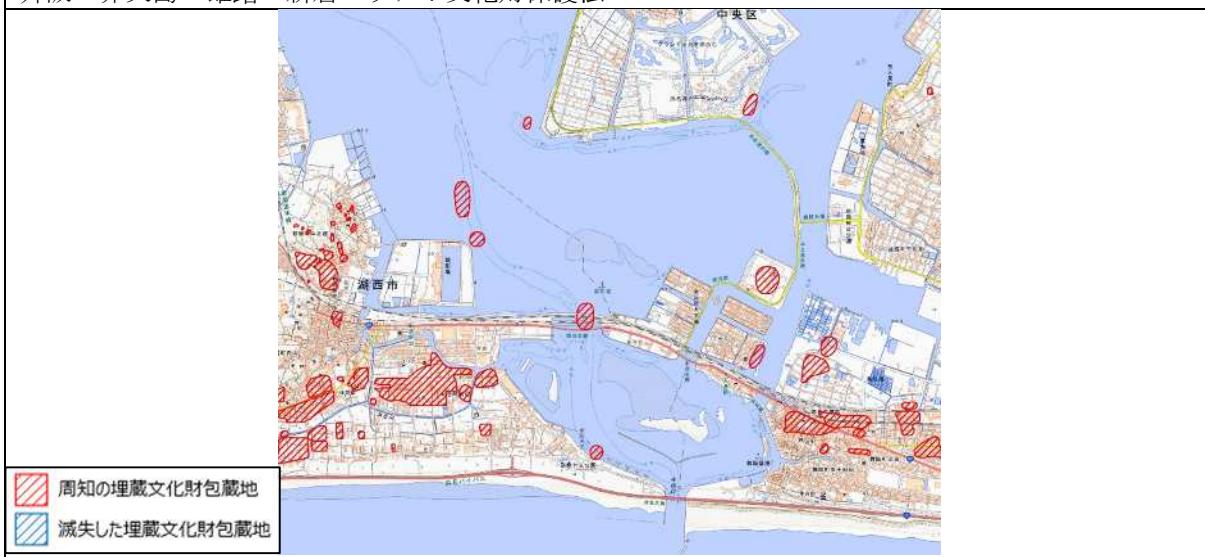
舞阪・弁天島・雄踏・新居エリア：都市計画情報



舞阪・弁天島・雄踏・新居エリア：屋外広告物規制情報



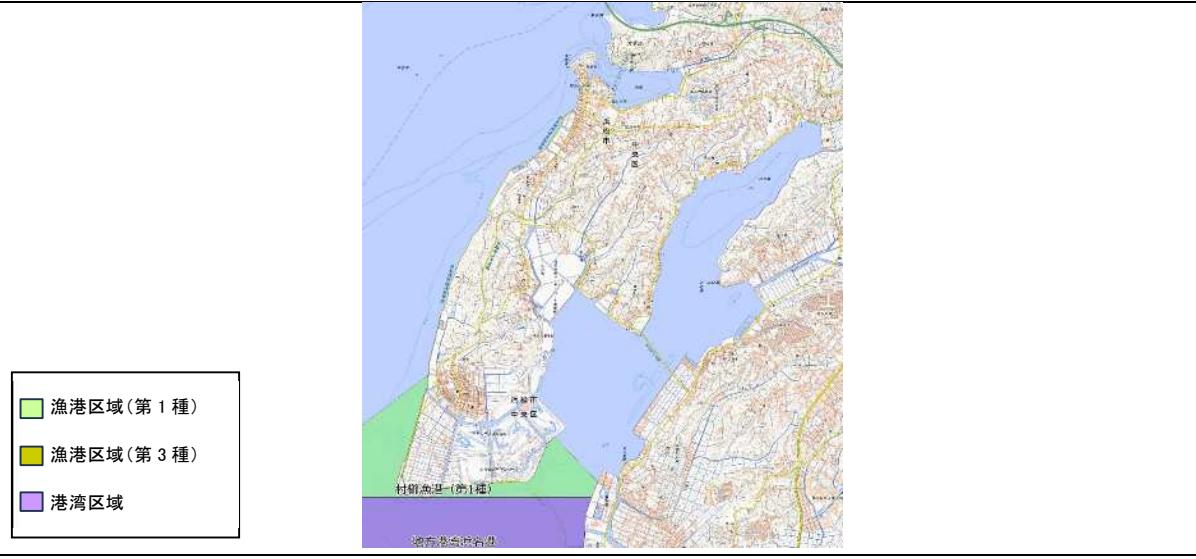
舞阪・弁天島・雄踏・新居エリア：文化財保護法



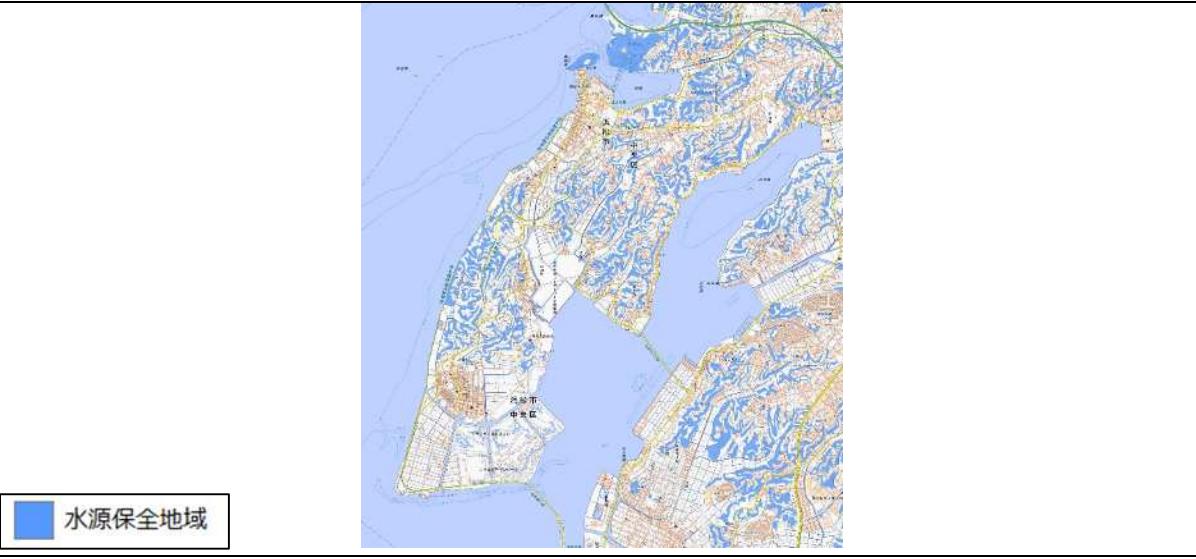
(2) 庄内・館山寺エリア

法令名		区域名	
漁港区域	漁港及び漁場の整備等に関する法律(R6.4月改正)、静岡県漁港管理条例、村櫛漁港管理条例、浜松市漁港の管理に関する規則	村櫛漁港（第1種）	—
港湾区域	港湾法、静岡県港湾管理条例	地方港湾浜名港	—
水源保全地域	静岡県水循環保全条例、静岡県地下水の採取に関する条例	浜松市水源保全地域	—
建築関連情報	宅地造成等規制法、盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）	宅地造成工事規制区域	—
宅地造成事規制区域、災害危険区域	建築基準法、静岡県建築基準条例	災害危険区域1号	—
		災害危険区域2号	—
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）	鳥獣保護区	—
		特定獣具（銃）使用禁止区域	—
自然公園	静岡県立自然公園条例	県立自然公園	県立自然公園 - 第3種特別地域 県立自然公園 - 普通地域
都市計画情報	都市計画法、建築基準法、都市再生特別措置法、静岡県建築基準条例	用途地域・市街化調整区域	第二種中高層住居専用地域
			第一種住居地域
			商業地域
	都市計画法、建築基準法、静岡県建築基準条例	高度地区	高度地区
	都市計画法、都市公園法	都市計画公園	都市計画公園
屋外広告物規制情報	屋外広告物法、浜松市屋外広告物条例、静岡県屋外広告物条例	除外市町	—
		特別規制地域（浜名湖）	—
文化財保護法	静岡県文化財保護条例、浜松市文化財保護条例	周知の埋蔵文化財包蔵地	—
静岡県文化財保護条例		名勝指定地（浜名湖）	—

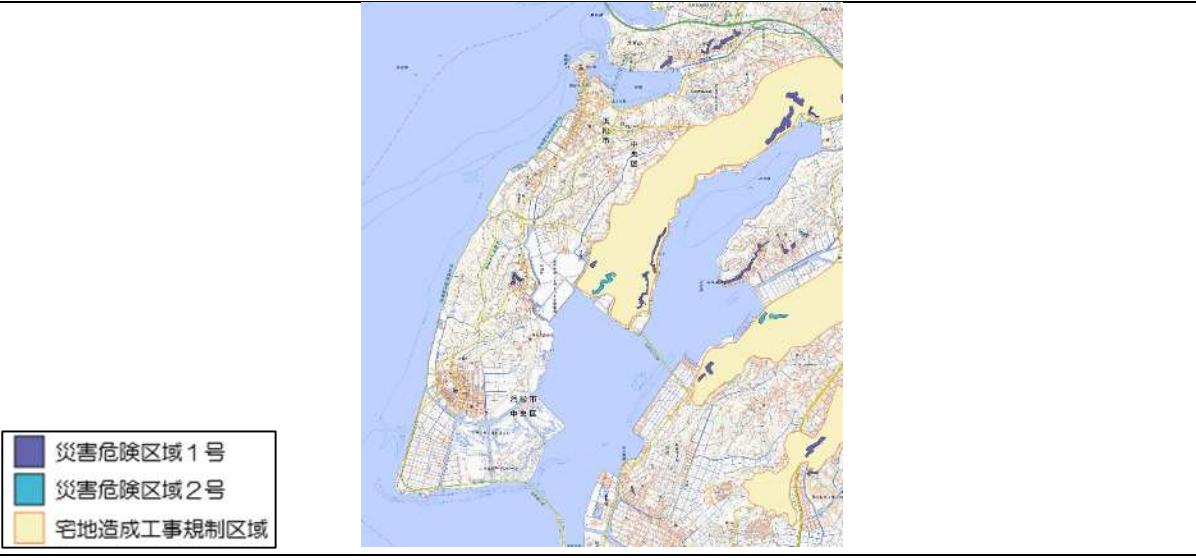
庄内・館山寺エリア：漁港区域及び港湾区域



庄内・館山寺エリア：水源保全地域

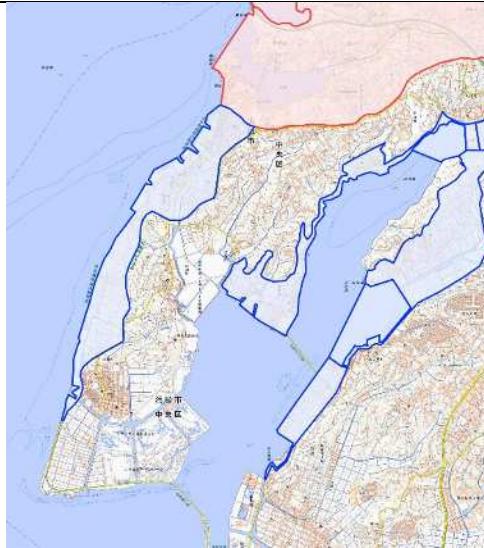


庄内・館山寺エリア：建築関連情報、宅地造成事規制区域、災害危険区域



庄内・館山寺エリア：鳥獣保護区

- 特別保護区地域
- 鳥獣保護区
- 特定漁具(統)使用禁止区域
- 指定漁法禁止区域
- 狩猟鳥獣捕獲禁止区域
- 獄区



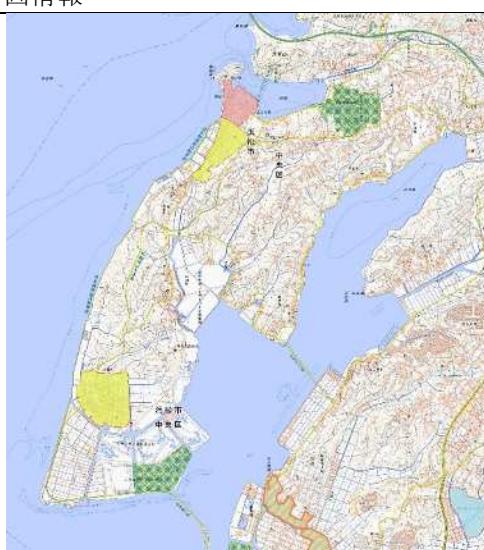
庄内・館山寺エリア：自然公園

- 県立自然公園
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域
- 車馬等乗入れ規制地域



庄内・館山寺エリア：都市計画情報

- |   |                   |
|---|-------------------|
| 用途地域・市街化調整区域                              |                   |
| <span style="color: pink;">■</span>       | 都市計画区域            |
| <span style="color: teal;">■</span>       | 第一種低層住居専用地区       |
| <span style="color: lightgreen;">■</span> | 第二種低層住居専用地区       |
| <span style="color: green;">■</span>      | 第一種中高層住居専用地区      |
| <span style="color: cyan;">■</span>       | 第二種中高層住居専用地区      |
| <span style="color: yellow;">■</span>     | 第一種住居地域           |
| <span style="color: orange;">■</span>     | 第二種住居地域           |
| <span style="color: brown;">■</span>      | 準住居地域             |
| <span style="color: pink;">■</span>       | 近隣商業地域            |
| <span style="color: red;">■</span>        | 商業地域              |
| <span style="color: blue;">■</span>       | 準工業地域             |
| <span style="color: lightblue;">■</span>  | 工業地域              |
| <span style="color: lightblue;">■</span>  | 工業専用地域            |
| <span style="color: pink;">■</span>       | 市街化調整区域           |
| 特別用途地区                                    |                   |
| <span style="color: green;">■</span>      | 住環境保全型工業地区        |
| <span style="color: orange;">■</span>     | 特定規模集客施設制限地区      |
| <span style="color: brown;">■</span>      | 大規模集客施設制限地区       |
| <span style="color: green;">■</span>      | 娯楽・レクリエーション地区     |
| <span style="color: yellow;">■</span>     | スポーツ・健康レクリエーション地区 |
| <span style="color: pink;">■</span>       | 特別工業及び大規模集客施設制限   |
| <span style="color: yellow;">■</span>     | 特別工業地区            |
| <span style="color: cyan;">■</span>       | 特別業務地区            |

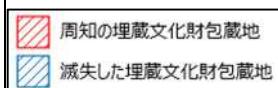


- |  |          |
|--|----------|
| <span style="color: orange;">■</span>  | 高度地区     |
| <span style="color: pink;">■</span>    | 高度地区     |
| 風致地区                                   |          |
| <span style="color: blue;">■</span>    | 第一種風致地区  |
| <span style="color: magenta;">■</span> | 第二種風致地区  |
| 都市計画公園                                 |          |
| <span style="color: green;">■</span>   | 都市計画公園   |
| 市街地開発事業                                |          |
| <span style="color: black;">■</span>   | 市街地再開発事業 |
| <span style="color: black;">■</span>   | 土地区画整理事業 |

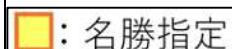
庄内・館山寺エリア：屋外広告物規制情報



庄内・館山寺エリア：文化財保護法



庄内・館山寺エリア：静岡県文化財保護条例



### (3) 細江湖エリア

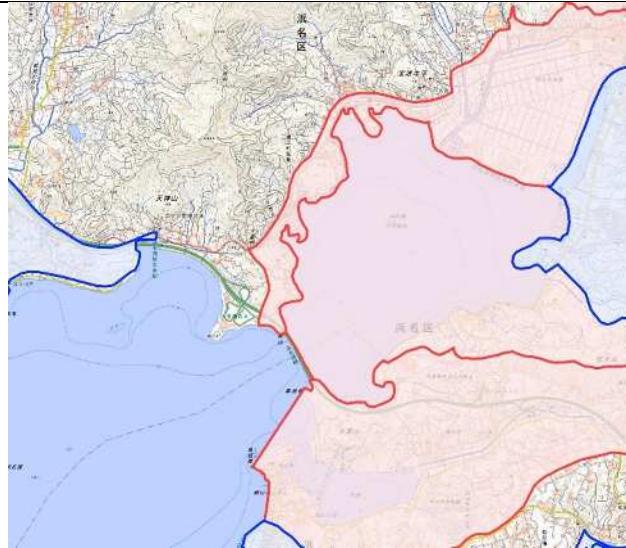
法令名		区域名	
水源保全地域	静岡県水循環保全条例、静岡県地下水の採取に関する条例	浜松市水源保全地域	－
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）	鳥獣保護区 特定猟具（銃）使用禁止区域	－ －
自然公園	静岡県立自然公園条例	県立自然公園	県立自然公園 - 第2種特別地域 県立自然公園 - 第3種特別地域 県立自然公園 - 普通地域
都市計画情報	都市計画法、建築基準法、都市再生特別措置法、静岡県建築基準条例	用途地域・市街化調整区域	工業地域
屋外広告物規制情報	屋外広告物法、浜松市屋外広告物条例、静岡県屋外広告物条例	除外市町 特別規制地域（浜名湖）	－ －
文化財保護法	静岡県文化財保護条例、浜松市文化財保護条例	周知の埋蔵文化財包蔵地	－
静岡県文化財保護条例		名勝指定地（浜名湖）	－

細江湖エリア：水源保全地域



### 細江湖エリア：鳥獣保護区

- 特別保護区地域
- 鳥獣保護区
- 特定獵具(統)使用禁止区域
- 指定獵法禁止区域
- 狩猟鳥獣捕獲禁止区域
- 獵区



### 細江湖エリア：自然公園

- 県立自然公園
- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域
- 車馬等乗入れ規制地域



### 細江湖エリア：都市計画情報

#### 用途地域・市街化調整区域

- 都市計画区域
- 第一種低層住居専用地区
- 第二種低層住居専用地区
- 第一種中高層住居専用地区
- 第二種中高層住居専用地区
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 市街化調整区域

#### 特別用途地区

- 住環境保全型工業地区
- 特定規模集客施設制限地区
- 大規模集客施設制限地区
- 娯楽・レクリエーション地区
- スポーツ・健康レクリエーション地区
- 特別工業及び大規模集客施設制限
- 特別工業地区
- 特別業務地区

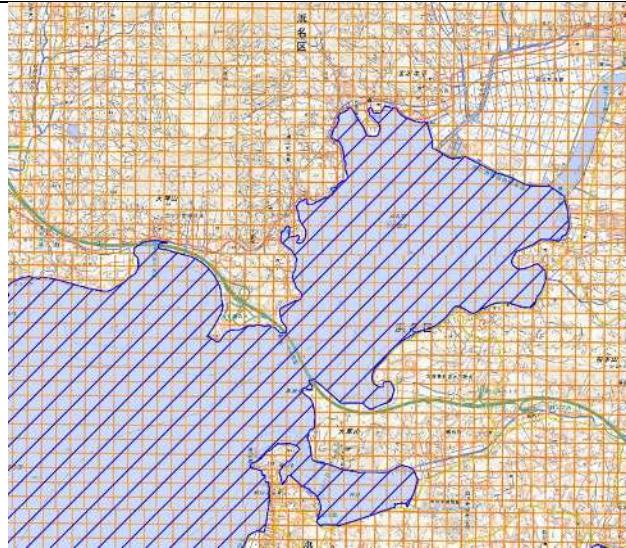


#### 高度地区

- 高度地区
- 風致地区
- 第一種風致地区
- 第二種風致地区
- 都市計画公園
- 市街地開発事業
- 市街地再開発事業
- 土地区画整理事業

### 細江湖エリア：屋外広告物規制情報

- △ 距離界
- 地界
- 除外市町
- 特別規制地域（空港周辺地域）
- 特別規制地域（浜名湖）
- 特別規制地域
- 普通規制地域
- 広告景観保全地区
- ◆ 分岐及び区間点
- A 注記



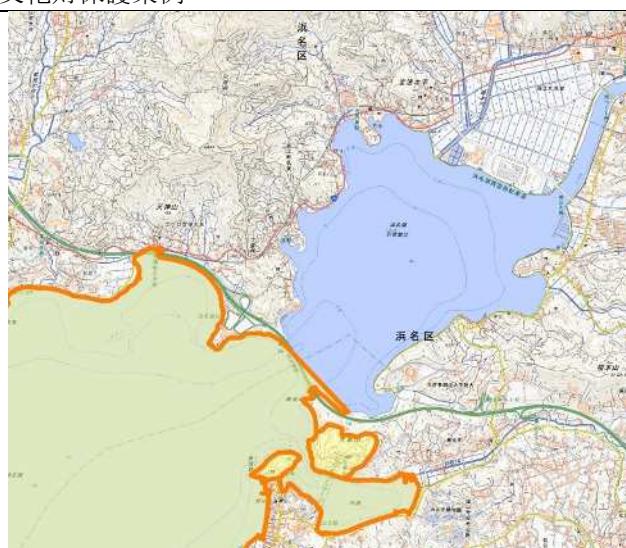
### 細江湖エリア：文化財保護法

- 周知の埋蔵文化財包藏地
- 滅失した埋蔵文化財包藏地



### 細江湖エリア：静岡県文化財保護条例

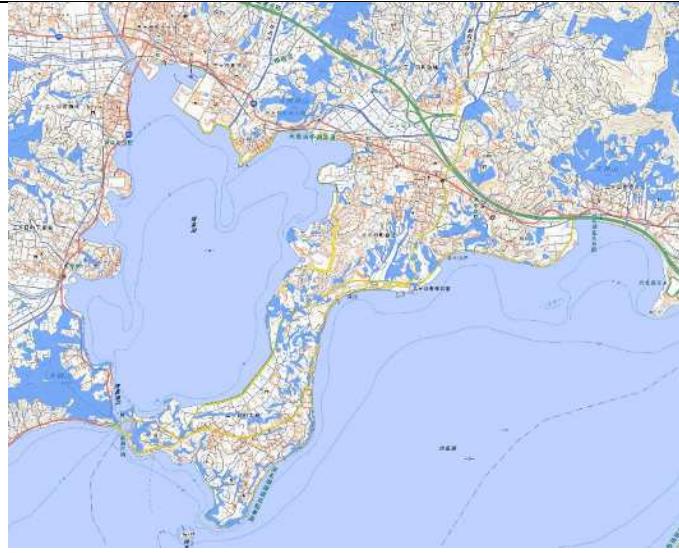
- 名勝指定



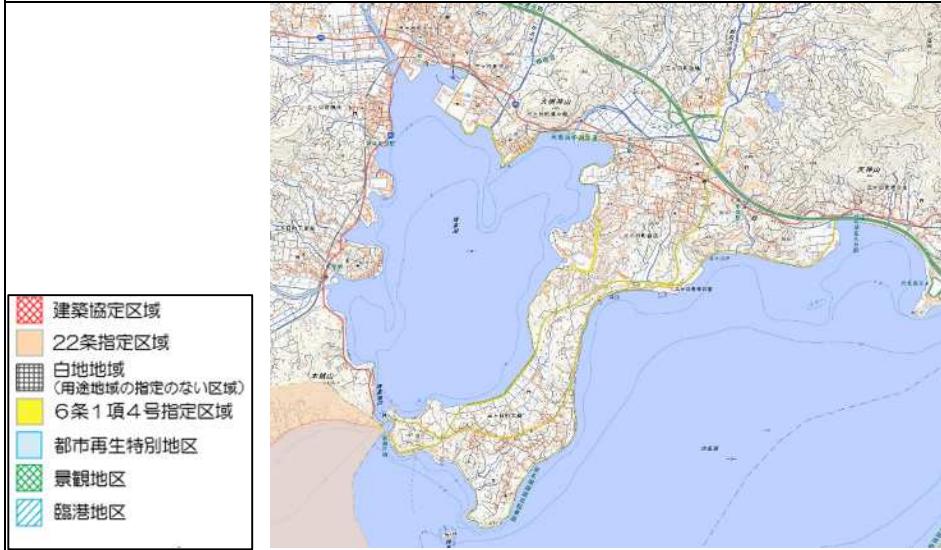
#### (4) 猪鼻湖エリア

法令名		区域名	
水源保全地域	静岡県水循環保全条例、静岡県地下水の採取に関する条例、浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会規約	湖西市水源保全地域	－
	静岡県水循環保全条例、静岡県地下水の採取に関する条例	浜松市水源保全地域	－
建築関連情報 その他関係法令	建築基準法、静岡県建築基準条例	22条指定区域	－
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）	鳥獣保護区	－
		特定獣具（銃）使用禁止区域	－
自然公園	静岡県立自然公園条例	県立自然公園	県立自然公園 - 第2種特別地域
			県立自然公園 - 第3種特別地域
			県立自然公園 - 普通地域
都市計画情報	都市計画法、建築基準法、都市再生特別措置法、静岡県建築基準条例、湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例施行規則（第7条：抑制地区として）  都市計画法、建築基準法、都市再生特別措置法、静岡県建築基準条例  都市計画法、建築基準法、浜松市特別用途地区建築条例	用途地域・市街化調整区域	第一種中高層住居専用地域
			第一種住居地域
			近隣商業地域
			準工業地域
屋外広告物規制情報	屋外広告物法、浜松市屋外広告物条例、静岡県屋外広告物条例	特別用途地区	特定規模集客施設制限地区
		除外市町	－
文化財保護法	文化財保護法、静岡県文化財保護条例、浜松市文化財保護条例、湖西市文化財保護条例	特別規制地域（浜名湖）	－
		周知の埋蔵文化財包蔵地	－
		名勝指定地（浜名湖）	－
静岡県文化財保護条例			

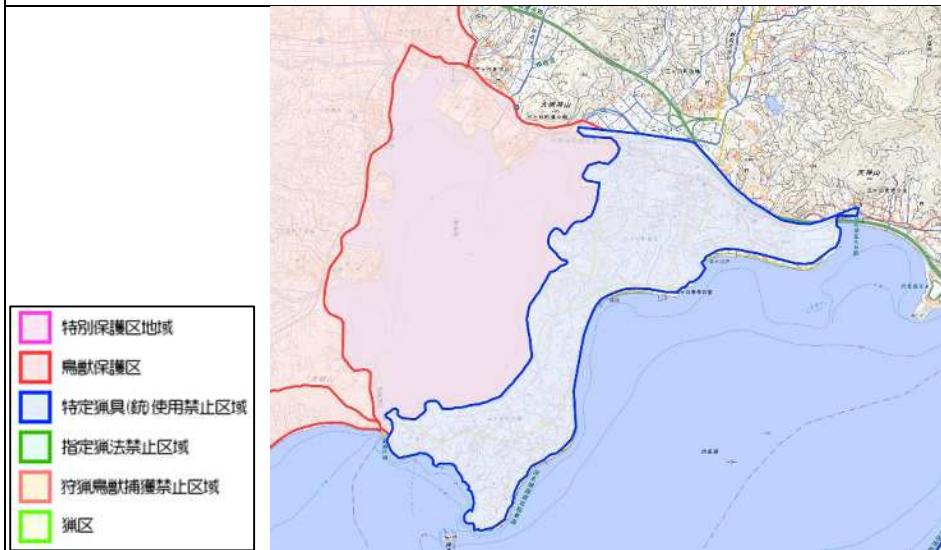
猪鼻湖エリア：水源保全地域



猪鼻湖エリア：建築関連情報、その他関連法令



猪鼻湖エリア：鳥獣保護区



### 猪鼻湖エリア：自然公園



### 猪鼻湖エリア：都市計画情報

**用途地域・市街化調整区域**

- 都市計画区域
- 第一種低層住居専用地区
- 第二種低層住居専用地区
- 第一種中高層住居専用地区
- 第二種中高層住居専用地区
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 市街化調整区域

**特別用途地区**

- 住環境保全型工業地区
- 特定規模集客施設制限地区
- 大規模集客施設制限地区
- 娛樂・レクリエーション地区
- スポーツ・健康レクリエーション地区
- 特別工業及び大規模集客施設制限
- 特別工業地区
- 特別業務地区

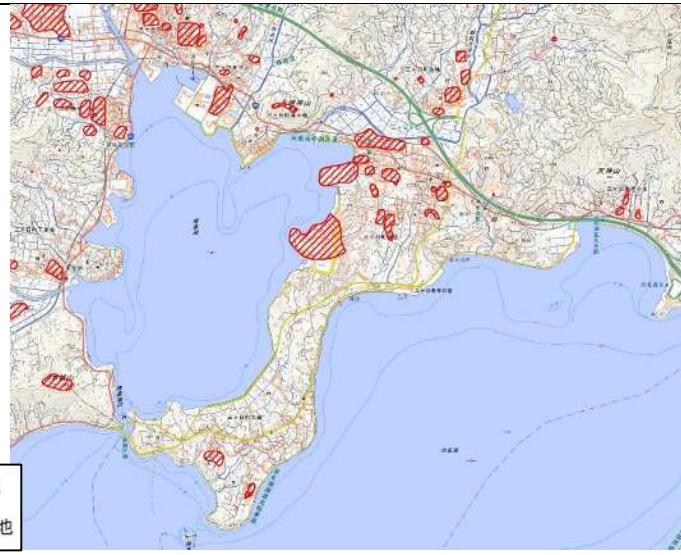


### 猪鼻湖エリア：屋外広告物規制情報

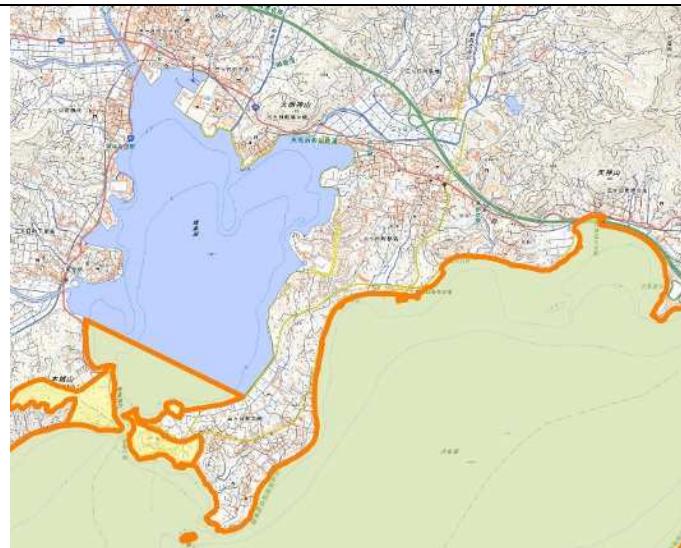
**△ 距離界**  
**○ 境界**  
**□ 除外市町**  
**■ 特別規制地域（空港周辺地域）**  
**■ 特別規制地域（浜名湖）**  
**■ 特別規制地域**  
**■ 普通規制地域**  
**■ 広告景観保全地区**  
**◆ 分岐及び区間点**  
**A 注記**



猪鼻湖エリア：文化財保護法



猪鼻湖エリア：静岡県文化財保護条例



## (5) 鷺津・新所・入出エリア

法令名		区域名	
漁港区域	漁港及び漁場の整備等に関する法律(R6.4月改正)、静岡県漁港管理条例、村櫛漁港管理条例、浜松市漁港の管理に関する規則	村櫛漁港（第1種）	-
	漁港及び漁場の整備等に関する法律(R6.4月改正)、静岡県漁港管理条例、湖西市漁港管理条例	鷺津漁港（第1種）	-
	漁港及び漁場の整備等に関する法律(R6.4月改正)、静岡県漁港管理条例、湖西市漁港管理条例	入出漁港（第1種）	-
港湾区域	港湾法、静岡県港湾管理条例	地方港湾浜名港	-
水源保全地域	静岡県水循環保全条例、静岡県地下水の採取に関する条例、浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会規約	湖西市水源保全地域	-
建築関連情報 その他関係法令	建築基準法、静岡県建築基準条例	22条指定区域	-
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）、湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例施行規則（第7条：抑制地区として）	鳥獣保護区	-
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）	特定獣具（銃）使用禁止区域	-
自然公園	静岡県立自然公園条例	県立自然公園	県立自然公園 - 第3種特別地域 県立自然公園 - 普通地域
都市計画情報	都市計画法、建築基準法、都市再生特別措置法、静岡県建築基準条例、湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例施行規則（第7条：抑制地区として）  都市計画法、建築基準法、都市再生特別措置法、静岡県建築基準条例	用途地域・市街化調整区域	第一種低層住居専用地域
			第二種低層住居専用地域
			第一種中高層住居専用地域
			第一種住居地域
			第二種住居地域
			準工業地域
	都市計画法、都市再開発法、都市再生特別措置法、土地区画整理法、静岡県福祉のまちづくり条例、土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の制限に関する規則（静岡県）	市街地開発事業	土地区画整理事業
屋外広告物規制情報	都市計画法、建築基準法、静岡県建築基準条例、建築士法第3条の2第3項（第3条の3第2項において準用する場合を含む。）の特例に関する条例（静岡県）	防火地域・準防火地域	準防火地域
			-
			-
文化財保護法	静岡県文化財保護条例、湖西市文化財保護条例	周知の埋蔵文化財包蔵地	-
静岡県文化財保護条例		名勝指定地（浜名湖）	-

鷺津・新所・入出エリア：漁港区域及び港湾区域



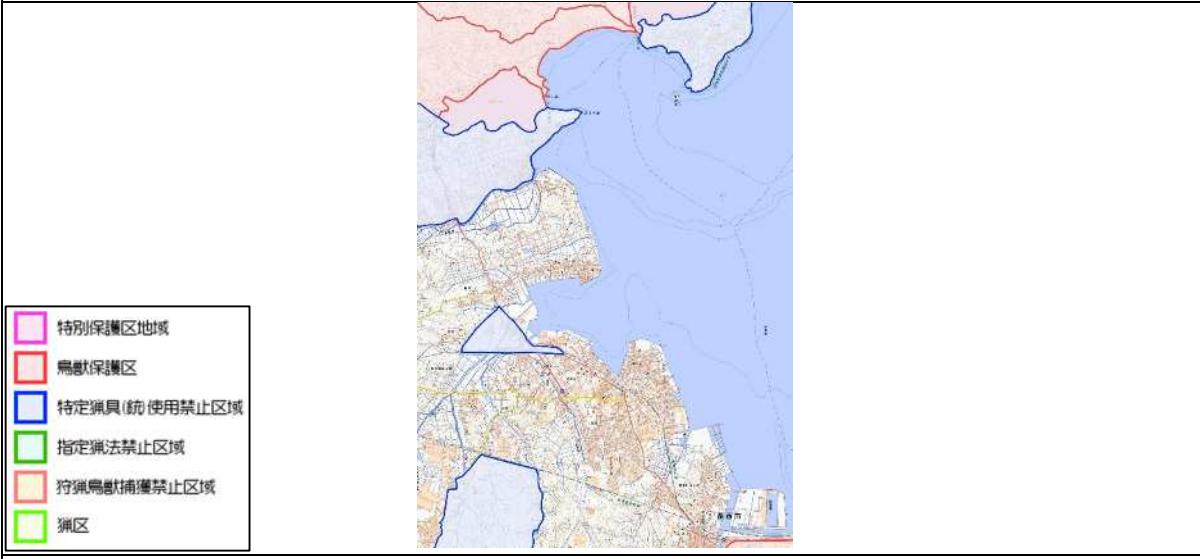
鷺津・新所・入出エリア：水源保全地域



鷺津・新所・入出エリア：建築関連情報、その他関連法令



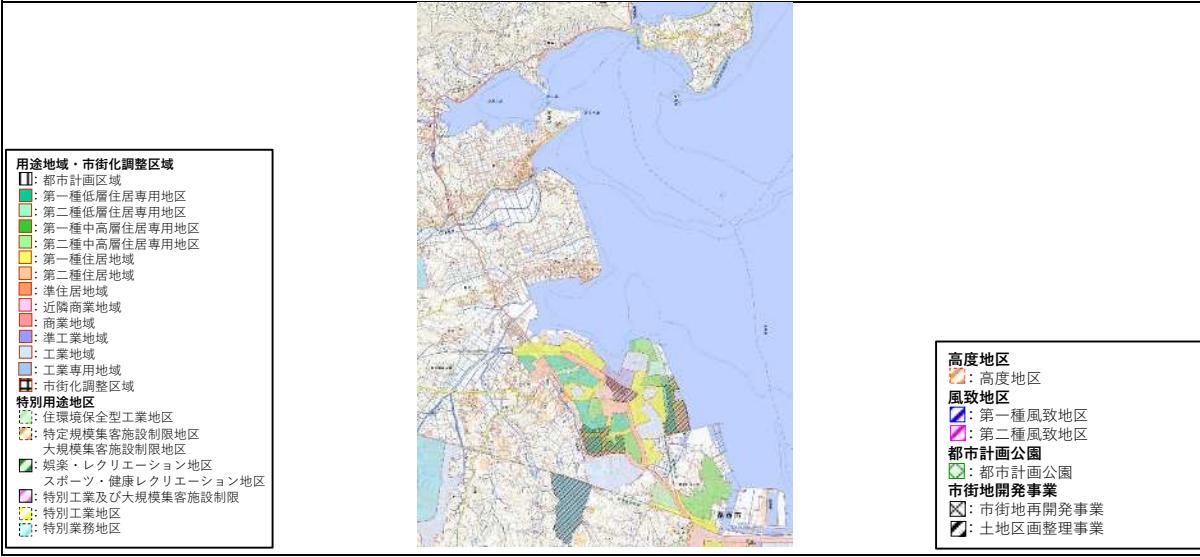
鷺津・新所・入出エリア：鳥獣保護区



鷺津・新所・入出エリア：自然公園



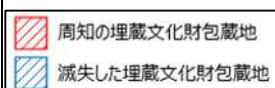
鷺津・新所・入出エリア：都市計画情報



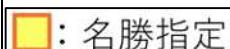
鷦津贴・新所・入出エリア：屋外広告物規制情報



鷦津贴・新所・入出エリア：文化財保護法



鷦津贴・新所・入出エリア：静岡県文化財保護条例



■関連計画

項目	計画名	計画の主旨
河川整備	都田川水系 河川整備基本方針 平成28年1月 静岡県	河川法第16条の規定に基づき、浜名湖を含む二級河川都田川水系において、河川管理者が計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針（将来像）を定めた計画。
	都田川水系 河川整備計画 平成28年6月 静岡県・浜松市	河川法第16条の2第1項の規定に基づき、浜名湖を含む二級河川都田川水系において、河川管理者が河川整備基本方針に沿って、今後概ね30年の間に行う当該河川の整備に関する計画（河川工事・河川維持など）を定めた計画。
環境	浜名湖（都田川水系） 河川環境管理基本計画 平成2年3月 静岡県	流域の将来動向を踏まえた長期的視野に立ち、治水・利水機能の向上に加えて、浜名湖を含む都田川水系における河川（湖沼）環境機能の維持・保全および拡充のより一層の必要性を認識しつつ、総合的かつ計画的な施策管理を行うべく、新たな地域環境形成の一つの指針。
	浜名湖（都田川水系） 河川空間管理計画 平成2年3月 静岡県	浜名湖（都田川水系）河川環境管理基本計画に基づき、空間の保全と利用が地域社会の重要な課題となっている河川および湖沼とその周辺地域への多様な要望に応えるべく、治水・利水等、河川や湖沼が果たす機能に配慮しながら、地域社会の意向や流域全体の動向を踏まえつつ長期展望に立って策定されたもの。 河川および湖沼空間の管理方針を示す「空間配置計画」と、河川及び湖沼空間の整備方針を示す「施設整備計画」から構成される。
自然（生物）	ふじのくに生物多様性地域戦略（2018～2027） 平成30年3月 静岡県	本計画は、生物多様性の保全と持続可能な利用に向け、県が県民や事業者等多様なセクターの人たちと協働して取り組む方向を示しており、生物多様性にめぐまれた本県全域を対象とした行動の指針として提示するもの。
水質	第3次環境基本計画 令和3年3月 湖西市	健康や安全で快適な生活に関する、生活環境、資源環境、自然環境、地球環境の要素について、環境の保全と創造に関する基本的な考え方を定めた計画
水循環	浜名湖圏域流域水循環計画 (策定中) 静岡県	本計画は、「静岡県水循環保全条例」（令和4年静岡県条例第16号）の第15条の規定により、浜名湖圏流域における健全な水循環の保全に関する施策の効率的な推進を図るため、定めるもの。
河川法	都田川水系河川整備計画 平成28年6月 静岡県・浜松市	都田川水系は都田川や新川などの浜名湖に流入する河川と浜名湖及び猪鼻湖や松見ヶ浦などの支湖からなり、概ね30年間の河川整備の内容を示したもの。
インフラ整備の基本方針	インフラビジョン 2018年3月	本県のインフラ整備の“羅針盤”として、県土づくりやインフラ整備の方向性などをわかりやすく示す、概ね10年間の「ビジョン」と当初4年間で取り組む「プラン」をまとめたもの。

項目	計画名	計画の主旨
観光	“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組 (防災減災×地域成長×多彩なライフスタイル創生モデル) 静岡県	南海トラフ巨大地震等に備えつつ、事前復興の視点を取り入れた“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組により、防災・減災と地域成長を両立させるとともに多彩なライフスタイルを実現する魅力ある地域づくりを目指す。
	海の湖観光戦略 2024-2028 (公財)浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	浜名湖観光圏事業を受けて、地域連携DMOであるツーリズムビューローが行政と連携し、浜名湖観光圏事業を主体的に推進していく。 浜松・浜名湖エリアを「訪れてよし、住んでよし」の魅力ある地域にするために、観光の側面から貢献することを目指す。
	静岡県観光基本計画 2022年度→2025年度 静岡県	『富有国徳の「美しい”ふじのくに”づくり』を基本理念に掲げている静岡県総合計画において、豊かな自然や地域資源に恵まれた本県を、世界に輝く「SDGsのモデル県」として、環境と経済の両立する地域を形成し、将来にわたり持続可能な発展を実現することを基本方針の一つとしている。 観光産業の回復と持続可能な観光地域の実現を目指し、静岡県観光振興条例（平成26年条例第81号）第11条の規定に基づき、本計画を策定。
景観	ふじのくに景観形成計画 平成29年3月 静岡県	住むことが県民としての誇りになるように、また来訪者の再訪や定住を誘うに足るよう、県土の地域ごと、市町ごとの多彩・多様な景観を磨き上げ、これを未来に継承していくための景観形成の方針、県が取り組むべき方策及び行動を示したもの。
	ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)第4版 平成30年7月 静岡県	地域の自然・歴史・文化・生活にふさわしい景観の形成や保全をはかることを目的として、景観的に優れた設計、工事、維持管理等を行うために、必要な視点や考え方等景観形成の方針を示すもの。
	浜名湖景観形成行動計画 令和2年3月 浜名湖広域景観推進会議	浜名湖の美しい自然景観を守り、より美しく創造することを目指し、浜名湖周辺の広域的な景観形成の方針を示すとともに、具体的な取組を整理。
文化財	静岡県文化財保存活用大綱 令和2年2月 静岡県	平成31年4月に文化財保護法の改正施行を受けて静岡県が文化財の保存・活用に関する総合的な施策の方向性を示す「文化財保存活用大綱」を策定。市町は県の大綱を勘案して「文化財保存活用地域計画」の策定が可能となる。
	浜松市文化財保存活用地域計画 令和3年7月 浜松市	平成31年(2019年)4月に文化財保護法の改正施行を受けて、浜松市における文化財の特徴をまとめるとともに、文化財の保存と活用の方針を定め、今後10年間で実施する具体的な取組・事業を示すもの。
水産振興	静岡県水産振興基本計画 (2022~2025年度) 令和4年3月 静岡県経済産業部水産・海洋局	「静岡県水産振興条例」(平成31年静岡県条例第56号)第7条第1項に基づき、水産業及び水産関連並びに漁村地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、それらの振興に関する基本的な計画を定めたもの。

## ■関連計画のうち浜名湖に関する取組一覧

計画	取組
浜名湖景観形成行動計画	<p>防護柵の景観への考慮 公共サインの整備・保全 案内看板等の景観誘導 修景のための剪定や雑木伐採等 浜名湖や沿道の美化活動 浜名湖ツーリズム等との連携 歴史的建造物への保全支援 公共施設等の良好な景観形成 良好な景観形成に向けた活動支援 ピューポイントの発信 景観計画の見直し</p>
浜名湖観光圏整備計画	<p>マーケティングに基づく観光地域づくり 宿泊施設の魅力向上 滞在コンテンツ・プログラムの造成・提供 二次交通など移動手段の確保 地域内外への総合的な情報発信 多様な主体の連携による地域一体の取組 地域住民の理解と関与 インバウンドの推進</p>
静岡県水産振興基本計画	<p>水産業の生産性向上を目指した水産物の高附加值化 「山の洲」経済圏等における新たな流通体制の構築 県産水産物の需要拡大 激甚化する風水害の影響緩和や市場・漁港機能の維持・向上に向けた水産基盤整備 長期にわたって水産現場で活躍できる技術的・職業的スキルを備えた漁業就業者の確保・育成・定着 漁業を営む経営体や漁協の経営力強化</p> <p>水産資源の持続的利用に資する種苗生産技術の確立に向けた温水利用研究センター沼津分場の機能強化 海洋オープンデータプラットフォーム（BISHOP）等に蓄積されたビッグデータの活用による漁場、漁況等の予測や資源状況・動向の把握等 未利用・低利用海洋資源の活用に資するマリンバイオテクノロジーの産業応用の促進</p> <p>水産資源の持続可能な管理の推進 水産資源の増養殖の推進 沿岸生態系の維持・回復やカーボンニュートラル等の多面的機能の発揮に向けた海や川の環境保全</p> <p>水産業のイノベーションを促進する研究開発 駒河丸などの最新設備を活用した海洋環境、水産資源等の調査研究 水産業の持続的発展を支える技術支援</p>
静岡県観光基本計画	<p>しづおかの魅力で幸せと感動を呼ぶ観光サービスの創出 将来にわたる経済発展に向けた来訪者の受け入れ体制の強化 訪れる人と迎える地域の満足度を高める観光DXの促進 短期的な取組</p>
第3次湖西市環境基本計画	<p>水質に関する現状の記載のみ</p>
静岡県経済産業ビジョン	<p>成長分野における産業育成・ プラットフォーム構築 グローバル型・サプライチェーン型企業の事業拡大 (中小から中堅企業への成長) 地域資源型・地域コミュニティ型企業の経営強靭化 (中小・小規模企業の持続的発展) 地域産業の基盤強化 環境と経済が両立した社会の形成 生産性と持続性を両立した次世代農業の実現 人々を惹きつける「都」づくりと持続可能な農村の創造 森林資源の循環利用を担う林業・木材産業によるグリーン成長 森林の公益的機能の維持・増進 社会全体で取り組む魅力ある森林づくり 「森林との共生」によるカーボンニュートラルの実現 水産業・海洋産業の高収益化・成長産業化 (新たな海洋産業の創造・育成) 静岡の海の豊かさの維持・増大 ふじのくに生物多様性地域戦略</p>
	<p>リーディング産業の育成（先端産業創出プロジェクト等の展開） リーディングセクターによる経済の牽引 DXを推進する産業人材の確保・育成 オープンイノベーションを促す環境整備 社会構造の変化を踏まえた企業立地政策の推進</p> <p>地域経済を牽引する中堅企業に向けた投資促進（人材投資、研究開発、設備投資） 海外市場での競争力強化と活力取り込み</p> <p>中小企業の持続的発展に向けた経営力向上 中小企業の強靭化に向けた経営基盤強化 地域を支える魅力ある商業・サービス産業の振興 デジタル化の推進</p> <p>災害対策・BCP策定の促進 多彩な人材の活躍促進</p> <p>脱炭素社会実現のためのエネルギー体制構築 循環型社会の構築のための産業転換支援</p> <p>デジタル技術等を活用した農業品の生産性向上 農業生産における環境負荷の軽減 次代を担う農業経営体の育成 市場と生産が結びついで「ふじのくにマーケティング戦略」の推進</p> <p>人々を惹きつける都づくり 美しく活力のある農村の創造</p> <p>林業イノベーションの推進による県産材の安定供給 林業の人材確保・育成と持続的経営の定着 県産材製品の需要拡大</p> <p>森林の適切な管理・整備 多様性のある豊かな森林の保全</p> <p>県民と協働で進める森林づくり 新たな価値を活かした山村づくり</p> <p>森林吸収源の確保 炭素貯蔵と排出削減に寄与する森林資源の循環利用の促進</p> <p>水産業の魅力の增大 新たな海洋産業の創造・育成</p> <p>海・川の恵みの持続的な利用の確保 資源の維持・増大に向けた調査・研究の推進</p> <p>企業等・環境保全団体との連携による環境保全活動の推進</p>

# 浜名湖湖岸堤整備・維持管理マニュアル

Ver. 1. 0

令和6年3月

静岡県  
(浜名湖水辺整備推進協議会)

## 目次

<b>1 概要</b>	
(1) 本マニュアルの目的と位置付け	1
(2) 本マニュアルの対象範囲	1
<b>2 湖岸堤の管理者特定手法</b>	
(1) 湖岸堤の管理者特定フロー	2
<b>3 湖岸堤の整備手法</b>	
(1) 事業実施主体の決定手法	5
(2) 既存民間所有施設（民堤）等の寄付受納	5
(3) 地域振興策との連携に係る役割分担	6
<b>4 維持管理の方針</b>	
(1) 整備した施設の維持管理の方針	6
(2) 当面改修しない施設の維持管理の方針	12
(巻末)	
浜名湖概要図	

## 1 概要

### (1) 本マニュアルの目的と位置付け

本マニュアルは、「浜名湖水辺整備基本計画」に基づき、浜名湖の水辺空間の整備及び維持管理を円滑に行うことにより、浜名湖湖岸の安全度の向上と周辺地域の更なる魅力向上・振興に取り組むため、湖岸堤の管理者特定手法や整備手法、維持管理の方針等についてとりまとめ、関係者による共有を図ることを目的としている。

なお、実用性を高めるため、実務を踏まえた見直しを隨時行っていくこととする。

#### <解説>

老朽化や防護機能不足等の課題を有する湖岸堤を含む浜名湖の水辺空間については、高潮や津波に対する「防護」だけでなく、観光や水産振興等の「利用」、景観や自然環境等の「環境」との調和のとれた整備に向け、浜名湖の多彩な魅力や資源を生かした地域の活性化につながる水辺整備の在り方等を定めた「浜名湖水辺整備基本計画」に基づき、浜名湖湖岸堤の整備及び維持管理を行うこととしている。

これまでの調査や検討により、湖岸堤の管理者は行政（官）においても河川・港湾・漁港・道路・農林など多岐にわたることが判明している。また、平成30年度の委託調査結果によれば、湖岸堤全周約121kmのうち、約61km（約5割）が民間所有の湖岸施設である可能性があり、このうち約47kmの区間については所有者が不明である。

本マニュアルは、「浜名湖水辺整備基本計画」に位置付けられた施策を円滑に進めるため、既存湖岸堤の管理者特定、整備実施主体の決定、地域振興策との連携に係る役割分担、既存民堤管理者との調整等湖岸堤整備に係る各種の手法及び施設の維持管理主体などの維持管理の方針等を示すことにより、浜名湖湖岸の安全度の向上と周辺地域の更なる魅力向上・振興に向けた取組のより円滑な推進を可能にする役割を担っている。

なお、本マニュアルは、従来の実務に基づく知見や「浜名湖水辺整備推進協議会」における議論を基にとりまとめたものであり、今後、本マニュアルに示されていない事例が生じることが想定されるため、実用性を高めるための内容の見直しを隨時、行うものとする。

（※）本マニュアルにおける湖岸堤の定義は以下のとおりとする。

- ・ 浜名湖の周囲に設けられる堤防（護岸を含む）の部分を湖岸堤という

### (2) 本マニュアルの対象範囲

本マニュアルの対象範囲は、「浜名湖水辺整備基本計画」に基づき、浜名湖内の、河川区域、港湾区域及び臨港地区、漁港区域及びこれらに隣接する区域で行われる取組を対象とする。

#### <解説>

本マニュアルの対象範囲は、「浜名湖水辺整備基本計画」に基づき、浜名湖内の河川区域、港湾区域及び臨港地区、漁港区域及びこれらに隣接する区域で行われる取組とする。

なお、「浜名湖水辺整備基本計画」の対象範囲は、高潮や津波から背後地を防護するため

に新設する湖岸堤の工事に必要な湖岸沿いの十数mの範囲とし、その他の水域や堤内地は含まないこととしている。

## 2 湖岸堤の管理者特定手法

### (1) 湖岸堤の管理者特定フロー

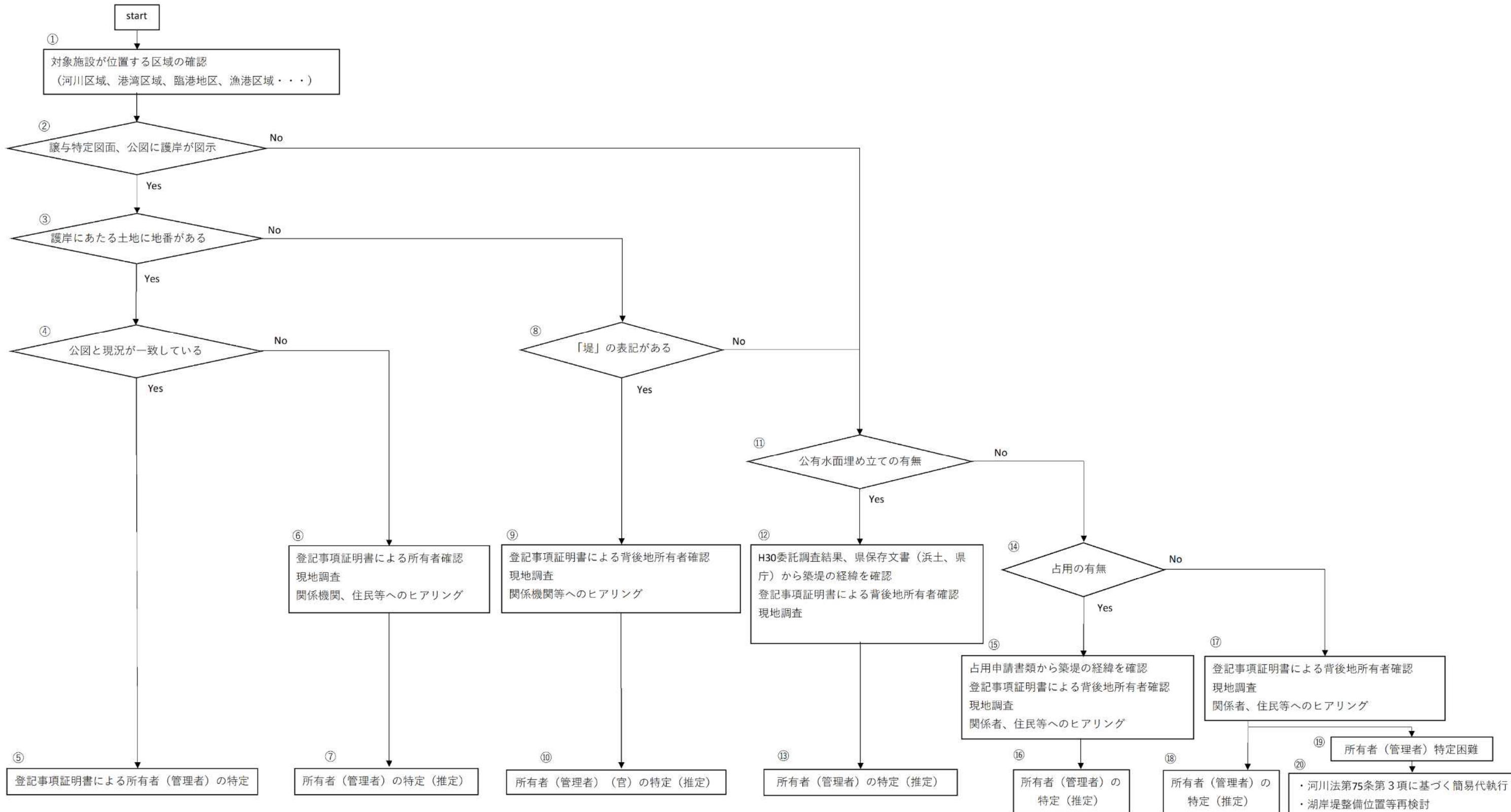
湖岸堤の管理者特定は、計画推進の基礎となる情報収集である。基本的には、図1に示すフローにより特定を図るが、本フローに示されたもの以外の方法も柔軟に活用し、管理者の特定につなげていく。

＜解説＞

湖岸堤の管理者については、図1に示すフローにより特定することを基本とするが、このフローは、既存の湖岸堤の管理者を特定するにあたり各部署で日常的に実施されていることを可視化したものであり、取組を進める中で様々な事例が生じることが想定されるため、実務にあたっては関係者との協議等、柔軟に対応することが求められる。

本フローは、実務を通して新たに得られた知見を追加するなど、隨時、見直しを行うものとする。

湖岸堤の管理者特定フロー



- ① 対象施設が位置する区域の区分（河川、港湾等）について確認する。
- ② 地方分権一括法による譲与特定図面、または公図に護岸が図示されているか確認する。
- ③ 護岸にあたる土地における地番の有無を確認する。
- ④ 現地確認を行い、公図と現況との整合を確認する。
- ⑤ 法務局から登記事項証明書を取得し、記載されている所有者を管理者と特定する。
- ⑥ 法務局から登記事項証明書を取得し、当該土地の所有者を確認するとともに、管理者に係るヒアリング、調査を実施する。
- ⑦ 上記⑥により管理者を特定（推定）する。
- ⑧ 護岸にあたる土地における「堤」の表記の有無を確認する。  
(※) 公図に「堤」の表記がある場合、その土地の所有者は官（行政機関）であると判断される。
- ⑨ 法務局から登記事項証明書を取得し、背後地の土地所有者を確認するとともに、管理者に係るヒアリング、調査等を実施する。
- ⑩ 上記⑨により管理者（行政機関）を特定（推定）する。
- ⑪ 公有水面埋め立ての有無を確認する。
- ⑫ 平成 30 年度業務委託<sup>(※)</sup>成果品及び静岡県保存文書（埋立免許願書、竣工認可書）から築堤の経緯等を確認するとともに、登記事項証明書による背後地の土地所有者確認、管理者に係るヒアリング、調査等を実施する。  
(※) 平成 30 年度 [第 30-K1540-01 号] 二級河川浜名湖（都田川）河川調査に伴う浜名湖湖岸施設の適正な維持管理のための基礎調査業務委託
- ⑬ 上記⑫により管理者を特定（推定）する。
- ⑭ 占用の有無を確認する。
- ⑮ 占用申請書類から築堤の経緯等を確認するとともに、登記事項証明書による背後地の土地所有者確認、管理者に係るヒアリング、調査等を実施する。。
- ⑯ 上記⑮により管理者を特定（推定）する。
- ⑰ 法務局から登記事項証明書を取得し、背後地土地所有者の確認、管理者に係るヒアリング、調査等を実施する。
- ⑱ 上記⑰により管理者を特定（推定）する。
- ⑲ ⑳上記⑰によっても管理者の特定が困難な場合は、河川法第 75 条第 3 項に基づく河川管理者による改築（簡易代執行）又は湖岸堤の整備位置に係る再検討（前出し護岸の整備等）を行う。

### 3 湖岸堤の整備手法

#### (1) 事業実施主体の決定手法

湖岸堤の整備にあたり、当該施設の管理者が行政機関である場合、施設管理者を事業実施主体とすることを基本とするが、施設周辺や背後地の状況、防護対象、事業目的等を考慮し、関係者間で協議の上、事業実施主体を決定する。

当該施設が民間所有の施設である場合、施設周辺や背後地の状況、防護対象、事業目的等を考慮し、関係者間で協議の上、事業実施主体を決定する。

#### <解説>

「浜名湖水辺整備基本計画」に位置付けられた施策を円滑に行うため、湖岸堤の整備にあたる事業実施主体を決定する必要があり、ここに整理する。

湖岸堤の整備にあたり、当該施設の施設管理者が行政機関である場合、施設管理者を事業実施主体とすることを基本とする。

一方、整備対象施設が民間所有の施設である場合、原則として事業実施主体は所有者となるが、整備対象施設が河川区域にある場合は、施設周辺や背後地の状況、防護対象、事業目的等を考慮し、関係者間で協議の上、河川管理者が事業実施主体となることも考えられる。

また、過去に、背後地の安定した農業経営を目的に農林部局により整備された湖岸堤について、その後の社会状況の変化により背後地の宅地化が進み、受益農地が消滅した箇所については農林部局による事業化が困難となる課題がある。このことについては、河川事業と農林部局が実施する事業には事業対象や目的に違いがあるため必ずしも整備水準や便益算定方法が一致しないことにも配慮しつつ、事業化が可能となる手法について、関係者間で協議し、決定することとする。

併せて、海岸保全区域外に位置する港湾施設についても事業化が可能となる手法について、施設周辺や背後地の状況、防護対象、事業目的等を考慮し、関係者間で協議し、決定することとする。

なお、上記は防護を目的とした事業に適用することとし、地域振興策など事業目的が異なる場合は、後述の「3（3）地域振興策との連携に係る役割分担」によるものとする。

#### (2) 既存民間所有施設（民堤）等の寄付受納

既存の民間所有の湖岸堤を改修する場合、湖岸堤及び湖岸堤の改修にあたり必要となる用地の寄付を受けることが可能か、所有者と協議を行う。

#### <解説>

湖岸堤の抜本的な整備を進めるにあたっては、区間延長が長いため、全体の整備には多大なコストと期間を要することが想定される。

このため、民間所有の湖岸堤を改修する場合、コスト縮減及び効率性を考慮し、湖岸堤及び湖岸堤の改修にあたり必要となる用地の寄付について所有者と協議を行い、事業の進捗を図る。

### （3）地域振興策との連携に係る協議、役割分担

湖岸堤の整備にあたり、防護（治水）と地域振興、環境保護等との連携については、関係者が十分に協議し、整備方法を決定する。整備は、防護の事業主体を事業実施主体とすることを基本とするが、地域振興、環境保護との連携に伴う整備の費用増加分の負担については、関係者間で協議して決定する。

なお、地域振興、環境保護を主目的とした整備の場合は、当該事業の実施主体を湖岸堤整備の主体とすることを基本とする。

#### ＜解説＞

湖岸堤整備は、防護（治水）を目的とするものだが、浜名湖は地域振興において重要な役割を担うとともに保護が求められる貴重な環境を併せ持つ存在である。従って、湖岸堤の整備に際しては、地域振興、環境保護との連携について関係者が十分に協議した上で整備方法を決定する必要がある。

整備は、防護の事業主体を事業実施主体とすることを基本としつつ、地域振興、環境保護等との連携に伴い整備に掛かる費用の増加が生じる場合は、この増加分の負担について、関係者間で協議して決定することとする。

他方、地域振興、環境保護を主目的とした湖岸堤整備を行う場合は、それらの事業の実施主体を湖岸堤整備の主体とすることを基本とし、河川法や港湾法、漁港法等に基づく必要な手続きを経て事業を実施する。

なお、施設整備後の維持管理については、関係者間で協定を締結し、その役割分担を明確にする。

## 4 維持管理の手法

### （1）整備した施設の維持管理の方針

整備した施設の維持管理については、施設管理者が維持管理を行うことを基本とする。

#### ＜解説＞

浜名湖の湖岸堤については、各所で老朽化による崩壊が進んでいる箇所があり、防護・景観の観点における課題として顕在化している状況がある。このため、湖岸堤の維持管理主体など、維持管理の方針を整理しておく必要があり、ここに整理する。

「浜名湖水辺整備基本計画」に基づき整備した施設については、施設管理者が維持管理を行うことを基本とする。

なお、河川区域と港湾区域が重複する部分については、昭和45年8月5日付けで河川管理者と港湾管理者との間で締結された協定に基づき事業主体及び維持管理主体を決定することを基本とする。

(参考) 河川区域に重複する港湾区域の管理協定（昭和 45 年 8 月 5 日）

・ 河川区域に重複する港湾区域の管理協定について

(昭和 45 年 6 月 25 日 港第 468 号 港湾管理者より河川管理者あて)

このことについて、管理区分を明確にするため別添協定書のとおり協定したく、御異議なければ、押印の上、一部返送願います。

(昭和 45 年 8 月 5 日 河第 282 号 河川管理者より港湾管理者あて)

のことについて、別添協定書のとおり同意したので本書を送付します。

(昭和 45 年 8 月 11 日 港第 504 号 昭和 45 年 8 月 8 日 河第 282 号の 2 土木部長より関係事務所長あて)

のことについて、別添協定書により事務を取扱うこととなったので通知します。

⑯ 昭和 48 年 7 月 2 日 変更協定（榛原港）

**重複区域の協定書担 (A)**

2 級河川 青野川、稻生沢川、1 級河川 観音川 河川管理者 静岡県知事 竹山祐太郎と手石港、下田港、沼津港 港湾管理者 静岡県知事竹山祐太郎は、前記河川に係る河川区域と港湾区域が重複する部分について、次のとおり協定する。

- (1) 重複区域内における港湾の建設又は改良の計画作成に当っては、港湾管理者は、あらかじめ河川管理者に協議するものとし、又、河川改修計画の作成（変更または廃止の場合を含む）に当っては、河川管理者は、港湾管理者に協議するものとする。
- (2) 重複区域に存する公共施設の維持に要する費用は、港湾管理者において負担する。
- (3) 重複区域内の施設の災害復旧の対象となるものの所管については前項に準じて取扱うものとする。
- (4) 重複区域内における許可申請書等の取扱いについては、別紙「重複区域内における許可申請書等の取扱要領」によるものとする。
- (5) この協定に定めのない事項、その他については、その都度協定の当事者が協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本書二通を作成し、記名押印のうえ、各一通を保有する。

昭和 45 年 8 月 5 日

河川管理者

静岡県知事 竹山祐太郎 即

港湾管理者

静岡県知事 竹山祐太郎 即

**重複区域の協定書担 (B)**

2 級河川 岩科川、那賀川、巴川、萩間川、都田川、勝間田川、河川管理者 静岡県知事 竹山祐太郎と松崎港、清水港、相良港、浜名港 港湾管理者 静岡県知事竹山祐太郎は、前記河川に係る河川区域と港湾区域が重複する部分について、次のとおり協定する。

- (1) 重複区域内における港湾の建設又は、改良の計画作成に当っては、港湾管理者は、あらかじめ河川管理者に協議するものとし、又、河川改修計画の作成（変更または廃止の場合を含む）に当っては、河川管理者は、港湾管理者に協議するものとする。

(2) 重複区域のうち臨港地区に定められた地区内に存する公共施設の維持に要する費用は、港湾管理者において負担する。

前号以外に存する公共施設の維持に要する費用は、河川管理者において負担するものとする。

(3) 重複区域内の施設の災害復旧の対象となるものの所管については、前項に準じて取扱うものとする。

(4) 重複区域内における許可申請書等の取扱いについては、別紙「重複区域内における許可申請書等の取扱要領」によるものとする。

(5) この協定に定めのない事項その他については、その都度協定の当事者が協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本書二通を作成し、記名押印のうえ、各一通を保有する。

昭和 45 年 8 月 5 日

河川管理者

静岡県知事 竹山祐太郎 印

港湾管理者

静岡県知事 竹山祐太郎 印

### 重複区域の協定書（C）

2 級河川 伊東大川、河川管理者 静岡県知事 竹山祐太郎と 伊東港、港湾管理者 静岡県知事竹山祐太郎は、前記河川に係る河川区域と港湾区域が重複する部分について、次のとおり協定する。

(1) 重複区域内における港湾の建設又は改良の計画作成に当っては、港湾管理者はあらかじめ河川管理者に協議するものとし、又河川改修計画の作成（変更または、発止の場合を含む）に当っては、河川管理者は、港湾管理者に協議するものとする。

(2) 重複区域内に存する公共施設の維持に要する費用は、河川管理者において負担するものとする。

(3) 重複区域内の施設の災害復旧の対象となるものの所管については、前項に準じて取扱うものとする。

(4) 重複区域内における許可申請書等の取扱いについては、別紙「重複区域内における許可申請書等の取扱要領」によるものとする。

(5) この協定に定めのない事項、その他については、その都度協定の当事者が協議のうえ決定するものとする。

上記協定の証として本書二通を作成し、記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和 45 年 8 月 5 日

河川管理者

静岡県知事 竹山祐太郎 印

港湾管理者

静岡県知事 竹山祐太郎 印

別紙

### 重複区域内における許可申請書等の取扱要領

#### 1. 占使用関係について

イ. 窓 口 港湾課とし、河川課へ合議する。

ロ. 申請書 港湾法及び河川法による申請書を一つの図書を併用して提出させ窓口となる課が保存する。

ハ. 許可書 夫々の管理者が各法に基づく許可書を発行し、管理者相互に許可書写を送付する。

## (参考) 地方港湾浜名港のうち湖西市管理河川と重複する区域の管理等に関する協定書

静岡県知事（以下「甲」という。）及び湖西市長（以下「乙」という。）は、地方港湾浜名港のうち、湖西市管理河川と重複する区域の管理等について、次のとおり協定を締結する。

### （対象区域）

第1条 本協定の対象区域は、浜名港港湾区域及び港湾施設のうち、別図1、2に示す湖西市が管理する準用河川浜名川及び準用河川洲崎川並びに普通河川通称源太山エボと重複する区域とする。

### （管理者及び管理区域）

第2条 対象区域における管理者及びその管理区域（以下、「管理区分」という。）は別表に掲げるとおりとし、甲及び乙は、次条以下において定めるところにより、それぞれ管理等を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、河川又は港湾の機能に著しい影響を及ぼすものについては、甲乙の協議により別に定めるものとする。

### （管理等に要する費用）

第3条 この協定に基づく管理等に要する費用は、管理区分に従い、甲乙それぞれの負担とする。ただし、費用のすべてを一方に負担させることが適当でないと認められるときは、甲乙協議してその負担割合又は負担額を定めるものとする。

### （占用）

第4条 甲及び乙は、対象区域において河川法又は港湾法の規定に基づく占用許可申請があったときは、必要に応じてその内容について協議、調整し、許可したときは、その内容を相互に通知するものとする。

2 占用料が発生する場合は、甲乙各々が算出した金額の半額ずつを徴収するものとする。

3 甲及び乙は、対象区域における不法占用行為について、必要に応じ共同で対応するものとする。

### （事業調整）

第5条 甲及び乙は、対象区域において工事等を行おうとするときは、遅滞なく河川法又は港湾法の規定に基づき必要な申請、協議を行うものとする。ただし、緊急性がある場合は、口頭等により承諾を得ることができることとし、承諾後、速やかに必要な手続を行うものとする。

(災害復旧)

第6条 対象区域において発生した災害の復旧事業は、原則として管理区分に従い甲乙がそれぞれ行うものとする。ただし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第2項の災害復旧事業のうち、大規模災害で統一的に施行することが適当と認められる場合は、甲乙協議してその方法を定めるものとする。

(協定の適用)

第7条 この協定は、令和4年4月1日から、効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

附 則

平成12年3月31日付け静岡県知事と新居町長との「重複区域の協定」は、令和4年3月31日をもって廃止する。

上記の協定を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年3月31日

(甲) 静岡市葵区追手町9-6  
静岡県知事 川勝 平太

(乙) 湖西市吉美3268  
湖西市長 影山 剛士

別表（第2条関係）

No.	管理区域	管理者	内訳等
1	水域（河川）	湖西市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準用河川浜名川（A-1-104 新居第3航路、A-2-102 新居第2船溜を除く）</li> <li>・準用河川洲崎川</li> <li>・普通河川通称源太山エボ</li> </ul>
2	水域（航路、船溜）	静岡県	<p>港湾台帳に記載された以下の施設。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A-1-104 新居第3航路（浜名川閥門橋下流側～終点）</li> <li>・A-2-102 新居第2船溜</li> </ul>
3	港湾施設（護岸、物揚場）	静岡県	<p>港湾台帳に記載された以下の施設。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・B-5-103 新居航路護岸</li> <li>・B-5-106 第2新居船溜護岸</li> <li>・B-5-107 第2新居船溜護岸</li> <li>・B-5-113 船町護岸東</li> <li>・B-5-114 船町護岸西</li> <li>・C-6-104 第2新居物揚場</li> <li>・C-6-105 船町物揚場東</li> <li>・C-6-106 船町物揚場西</li> </ul>
4	港湾施設（樋門）	湖西市	<p>港湾台帳に記載された以下の施設。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・B-9-101 浜名川西樋門</li> <li>・B-9-102 浜名川東樋門</li> </ul>
5	河川施設（堤防）	湖西市	※港湾施設護岸及び物揚場を除く堤体部分。
6	護岸天端上の道路	湖西市	市道新居24号線、同28号線、同34号線、同37号線、同41号線、同42号線、同46号線、同47号線、同48号線、同115号線、同116号線、同117号、同233号線及び浜名川右岸ベイリーフ沿い遊歩道（浜名川西樋門～閥門橋。河川側のガードパイプを除く）。

## （2）当面改修しない施設の維持管理の方針

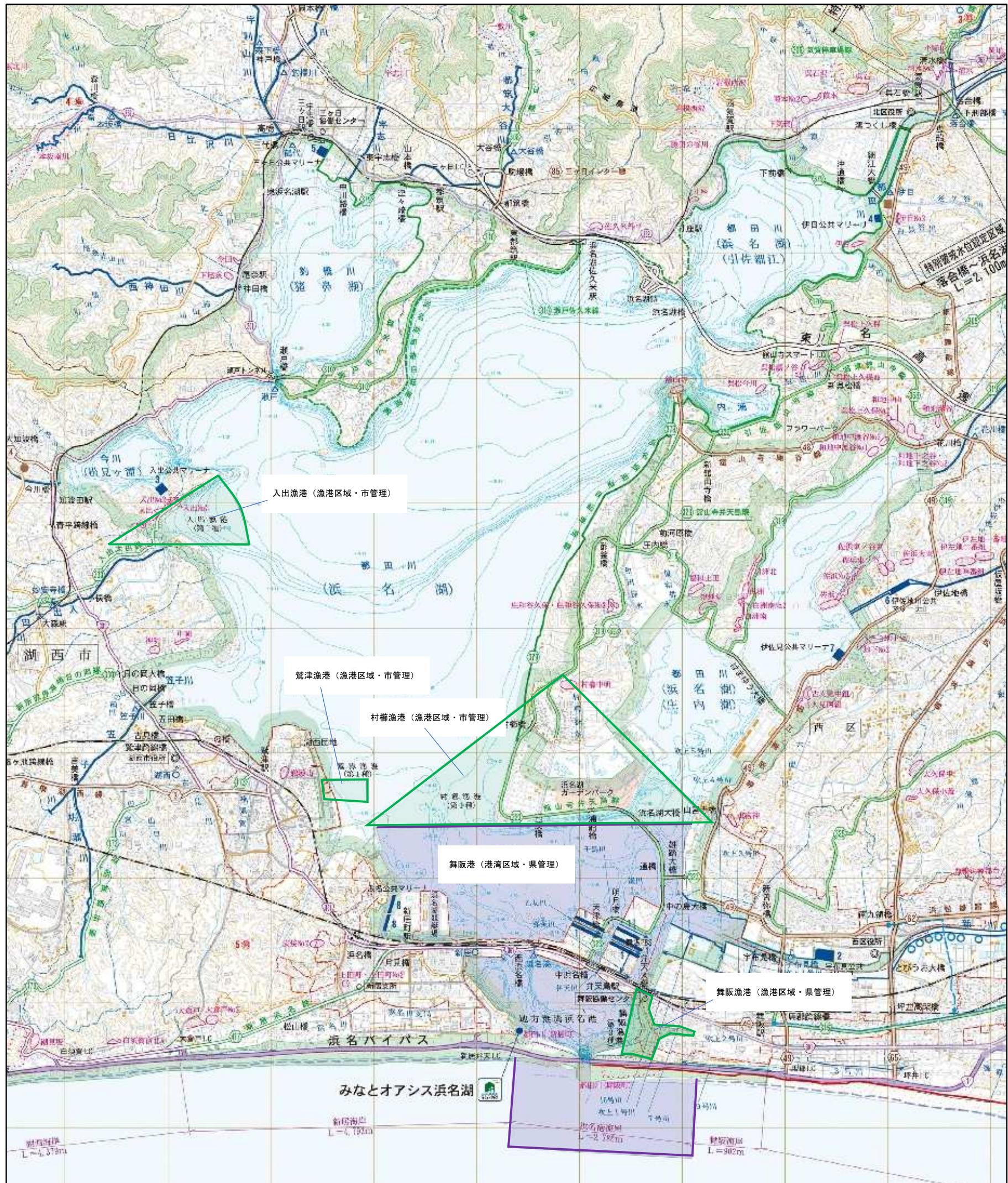
当面改修しない施設の維持管理については、民間所有を含め、施設管理者が維持管理を行うことを基本とする。

### ＜解説＞

「浜名湖水辺整備基本計画」における優先度が低いあるいは位置付けが無いなど、当面改修しない施設については、民間所有を含め、施設管理者が維持管理を行うことを基本とする。

なお、この場合、施設管理者に対し、「浜名湖水辺整備基本計画」に位置付けた当該施設の整備の優先順位や概ねの改修時期を伝えるなど、施設の維持修繕に掛かる費用に無駄が生じることの無いよう、調整を図る。また、津波や高潮による災害リスク情報などの提供を行い、リスクの回避、軽減のための対応を促すこととする。

(巻末) 浜名湖概要図



凡 例			
漁港区域（県管理）		海岸保全区域	
漁港区域（市管理）		県立自然公園	
港湾区域		公共係船施設（マリーナ等）	

※上記凡例以外の水辺空間は河川区域

**<マニュアルの更新履歴>**

Ver. 1.0 : 令和 6 年 3 月 26 日発行